

平成29年1月・2月閉会中 5か年計画特別委員会の概要

日時 平成29年 1月10日(火) 開会 午前10時 3分
 散会 午後 6時17分
 平成29年 1月20日(金) 開会 午前10時 1分
 散会 午後 3時53分
 平成29年 2月10日(金) 開会 午前10時 1分
 散会 午後 5時15分

場所 第3委員会室

出席委員 長峰宏芳委員長
 小林哲也副委員長
 細田善則委員、立石泰広委員、白土幸仁委員、武内政文委員、中屋敷慎一委員、
 木下高志委員、田村琢実委員、小島信昭委員、江原久美子委員、高木真理委員、
 美田宗亮委員(1月20日付け辞任)、並木正年委員(1月20日付け就任)、
 井上航委員、安藤友貴委員、福永信之委員、秋山文和委員、中川浩委員

欠席委員 美田宗亮委員(1月10日)

説明者 「5か年計画特別委員会における説明者・発言」のとおり

会議に付した事件並びに審査結果

議案

議案番号	件名	結果
第110号	埼玉県5か年計画の策定について	—

審査事項

日程	第2編 全体計画 第2章 分野別施策	基本目標
1月10日 (火)	分野Ⅱ 生活の安心を高める分野	暮らしの安心・安全を確保する
		危機や災害に備える
	分野Ⅲ 人財の活躍を支える分野	一人一人が人財として輝ける子供を育てる
		多彩な人財が活躍できる社会をつくる
1月20日 (金)	分野Ⅳ 成長の活力をつくる分野	埼玉の成長を生み出す産業を振興する
		埼玉の農林業の成長産業化を支援する
		埼玉の活力を高める社会基盤をつくる
2月10日 (金)	分野Ⅴ 豊かな環境をつくる分野	持続的発展が可能な社会をつくる
		豊かな自然と共生する社会をつくる
	分野Ⅵ 魅力と誇りを高める分野	県民が誇れる埼玉の魅力を高める
		支え合いで魅力ある地域社会をつくる

※「第3編 地域の施策展開」については、「第2章 分野別施策」の審査と併せて各地域の該当分野の内容を審査した。

その他

第110号議案に対する審査は継続して行うこととなった。

【説明者】

「Ⅱ 生活の安心を高める分野」のうち基本目標「暮らしの安心・安全を確保する」

[企画財政部]

中原健一企画財政部長、小島康雄企画財政部副部長、山崎明弘計画調整課長、
堀口幸生計画調整課政策幹、竹中健司地域政策課長、勝村直久土地水政策課長

[県民生活部]

稲葉尚子県民生活部長、山本好志消費生活課長、松本晃彦防犯・交通安全課長

[環境部]

葛西聡参事兼水環境課長

[福祉部]

田島浩福祉部長、加藤誠社会福祉課長、今泉愛少子政策課長

[保健医療部]

松澤潤食品安全局長、謝村錦芳薬務課長、三田和正生活衛生課長、
西川裕二食品安全課長

[産業労働部]

江森光芳雇用労働局長、山野隆子勤労者福祉課長、三宅瑞絵就業支援課長

[農林部]

岡眞司森づくり課長、田中誠農産物安全課長

[県土整備部]

大山裕道路環境課長

[都市整備部]

榎原徹建築安全課長、白石明住宅課長

[企業局]

中島俊明水道企画課長、矢口正道水道管理課長

[教育局]

羽田邦弘高校教育指導課長、加賀谷貴彦保健体育課長、大根田頼尚義務教育指導課長

[警察本部]

北澤一浩総務部長、一條信幸施設課長、旭容生装備課長、丹下浩之警務課長、
近藤佑一生活安全企画課長、長嶋浩之子ども女性安全対策課長、今泉忍生活経済課長、
大村正幸サイバー犯罪対策課長、千葉保治地域課長、山田雅樹通信指令課長、
作田隆志刑事総務課長、成田友捜査第二課長、上條浩一鑑識課長、
相馬豊捜査第四課長、米山和仁薬物銃器対策課長、乳井英伸国際捜査課長、
松村雅彦交通企画課長、小倉悦男交通指導課長、新井文夫交通規制課長、
大塚健滋公安第一課長

「Ⅱ 生活の安心を高める分野」のうち基本目標「危機や災害に備える」

[企画財政部]

中原健一企画財政部長、小島康雄企画財政部副部長、山崎明弘計画調整課長、
堀口幸生計画調整課政策幹、竹中健司地域政策課長、勝村直久土地水政策課長

[総務部]

澁澤陽平管財課長

[県民生活部]

細野正広聴広報課長

[危機管理防災部]

槍田義之危機管理防災部長、木崎秀夫危機管理防災部副部長、加藤信次危機管理課長、市川善一消防防災課長、齋藤忠俊化学保安課長

[福祉部]

谷澤正行高齢者福祉課長

[保健医療部]

関本建二保健医療部副部長、表久仁和医療整備課長、野本実疾病対策課長、三田和正生活衛生課長

[農林部]

岡眞司森づくり課長、大岡早孝農村整備課長

[県土整備部]

浅井義明県土整備部長、西成秀幸県土整備部副部長、常山修治参事兼河川砂防課長、相沢正実県土整備政策課長、中村一之道路政策課長、濱川敦道路街路課長、大山裕道路環境課長、秋山栄一水辺再生課長

[都市整備部]

福島浩之都市整備部長、諏訪修之都市整備部副部長、吉岡博之都市計画課長、川辺隆浩市街地整備課長、高師功公園スタジアム課長、楢原徹建築安全課長、田中裕二設備課長

[企業局]

井上桂一企業局長、松本稔水道部長、中島俊明水道企画課長、矢口正道水道管理課長

[教育局]

廣川達郎財務課長、加賀谷貴彦保健体育課長

[警察本部]

南雲芳夫警備課長、古川貴夫危機管理課長

「Ⅲ 人財の活躍を支える分野」

[企画財政部]

中原健一企画財政部長、小島康雄企画財政部副部長、山崎明弘計画調整課長、堀口幸生計画調整課政策幹、竹中健司地域政策課長

[総務部]

飯島寛総務部長、小野寺亘人事課長、三須康男学事課長

[県民生活部]

稲葉尚子県民生活部長、影沢政司共助社会づくり課長、小池要子国際課長、岩崎寿美子青少年課長、堀光美知子男女共同参画課長、古垣玲スポーツ振興課長

[福祉部]

知久清志福祉部副部長、加藤誠社会福祉課長、谷澤正行高齢者福祉課長、荻原和代障害者福祉推進課長、末柄勝朗障害者支援課長、今泉愛少子政策課長

[保健医療部]

梶ヶ谷信之国保医療課長、矢島謙司健康長寿課長、謝村錦芳薬務課長、野本実疾病対策課長

[産業労働部]

立川吉朗産業労働部長、江森光芳雇用労働局長、増田文之産業支援課長、

山野隆子勤労者福祉課長、三宅瑞絵就業支援課長、野尻一敏シニア活躍推進課長、
犬飼典久ウーマノミクス課長、吉田雄一産業人材育成課長

[農林部]

石間戸芳朗農業支援課長

[教育局]

関根郁夫教育長、櫻井郁夫副教育長、宇田川和久参事兼特別支援教育課長、
佐藤裕之総務課長、岡部年男教育政策課長、佐藤卓史魅力ある高校づくり課長、
廣川達郎財務課長、横松伸二教職員課長、高橋和治福利課長、
小島克也県立学校人事課長、羽田邦弘高校教育指導課長、依田英樹生徒指導課長、
加藤健次教職員採用課長、加賀谷貴彦保健体育課長、関口睦小中学校人事課長、
大根田頼尚義務教育指導課長、橋本強家庭地域連携課長、芋川修生涯学習文化財課長、
吉野雅彦人権教育課長

[警察本部]

齋藤正士少年課長、米山和仁薬物銃器対策課長

【議案に対する質疑（「Ⅱ 生活の安心を高める分野」のうち基本目標「暮らしの安心・安全を確保する」）】

安藤委員

- 1 横断歩道の補修・新設について多くの要望があるので、次期5か年計画でもしっかり取り組んでもらいたい。警察本部に聞くと、予算の制約があるということになるので、企画財政部長に答弁してもらいたい。予算を取って5か年計画の取組に位置付けてしっかりと対応してほしいがどうか。
- 2 消費者被害トラブルがあった場合、警察に直接連絡がある場合が多いと思う。県民生活部が認識している消費者被害トラブルの件数と県警が直接受ける被害件数とではどれくらい差があるのか。また、県民生活部と県警の連携をどう考えていくのか。
- 3 学習支援は重要な取組であり、今後も続けていただきたいが、子供に対する学習支援だけでなく、親が子供とどう接するかを指導するような、親に対する取組は考えているのか。

交通規制課長

- 1 平成27年度に各警察署から警察本部に寄せられた横断歩道の補修数は、要望があった4,397本のうち、補修を実施したのは3,498本で、約80%である。横断歩道は交通安全のための最も基本的なものと認識しており、今年度は予算を約2割増額した。12月末現在、要望があった5,291本のうち、補修を実施したのは4,482本であり、約84.7%に対応した。本数では984本、補修対応率については約5.1ポイント上がっている。しかしながら、いまだに摩耗が散見される横断歩道があるということも十分認識している。今後は、より細かく横断歩道の摩耗の状況を掌握し、安全確保に努めたい。

企画財政部長

- 1 横断歩道の補修については、議会からも多くの御意見を頂いている課題と認識している。横断歩道にかかわらず、高度成長期に整備されたインフラが老朽化し、今後、一度に更新時期を迎えるので、適切な対応が必要である。長寿命化を図りながら、整備が一度に集中しない工夫をしていく必要がある。横断歩道は交通安全上、重要であるため、

平成28年度予算でも十分配慮している。次期5か年計画を実施していく上でも、十分配慮したい。

消費生活課長

2 消費生活課では、消費生活相談を通して消費者被害の状況を把握している。平成27年度は、50,786件の相談が寄せられた。警察には、これらの中から、あるいはこれらとは重複しない部分で、犯罪性の疑われるものが県民から直接相談があると聞いており、その件数は年間で約1,500件である。これらの情報は、県警とお互いに共有していかなければいけないものであると認識しており、定期的に県警と悪質事業者対策連絡会議を開催しているほか、地域ごとにも防犯連絡会議を開催している。また、人事交流で現職警察官を消費生活課に配置して、日常的にも情報共有をしている。その結果、平成27年5月には、当課が処分した事業者を県警が詐欺容疑で逮捕するなど、県警との連携を図っている。

社会福祉課長

3 平成28年度は、町村部を所管する県及び40市全てが学習支援を実施している。教育委員会が実施している3市を除く37市と県については、委託業者が学習支援事業を実施しており、事業の中で、単に勉強を教えるだけではなく、家庭訪問をして勉強以外の進学などの相談も受けるアウトリーチを行っている。家庭訪問で参加者が増えたということもあるので、親に子供の学習に関心を持ってもらうことにもなる家庭訪問を強化してしっかり対応する。

安藤委員

次期5か年計画で横断歩道の補修率を施策指標にすることは考えなかったのか。

交通規制課長

横断歩道の補修については、交通環境に応じて整備することとなる。新しく道路ができることによって交通量が増加したり、土地区画整理で交通量が変わったりすることで需要が変わるといことがある。画一的に5か年計画で指標とするよりも、その年ごとに摩耗状況を把握して補修していく方が、交通安全の点からも効率の点からも大切だと考えている。したがって、5か年計画において、横断歩道の補修についての指標を定めることは考えてはいない。

安藤委員

危険な箇所があるからこそ質問している。子供たちが通る通学路にも危険な箇所がある。予算などの事情もあると思うが、整備が必要だとの認識は持ってほしい。認識を持ってもらった上で、横断歩道の補修率をどのように上げていくのか。また、要望がある箇所に対して、どのように迅速に実施するのか。

交通規制課長

横断歩道の補修に当たっては、横断歩道の摩耗状況がその場所によって違うことに配慮して対応している。例えば、これまで4メートルの幅だった横断歩道を3メートルの幅で補修したり、摩耗している部分だけを補修したりすることで、効率的な執行と補修率を上げるという両方の観点で取り組んでいる。また、摩耗している横断歩道については、住民

からの要望とともに、警察がパトロールや現場活動を通じて摩耗している箇所を把握している。今後もきめ細かな対応をしていきたい。

武内委員

- 1 施策10について、検挙率を指標とするという考え方もあると思うが、犯罪発生件数を指標としたのはなぜか。
- 2 人口千人当たりの犯罪発生件数では全体がイメージできない。平成33年に9.6件とする指標であるが、全体の犯罪発生件数では何件とするのか。
- 3 施策11について、交通安全対策の推進では、子供や高齢者、自転車がターゲットになってくると思うが、これらに対する取組に関する指標は考えられないのか。
- 4 施策12について、現行計画の指標「消費者被害の経験がある県民の割合」に「嫌な思いをした県民の割合」が加わっている。指標としてあいまいな感じがするが、嫌な思いとは具体的にはどのようなことを指すのか。また、現行計画では指標の評価がCであり、「目標達成には努力を要する」と評価しているにもかかわらず、「嫌な思いをした県民の割合」を追加したのはなぜか。
- 5 消費生活相談センターへの相談に対して、指導や処分などにより解決した割合についての数値はあるのか。
- 6 施策12について、担当部局に都市整備部が入っている理由は何か。現行計画には宅地建物取引の紛争解決などの取組があるが、引き続き取り組むということか。

生活安全企画課長

- 1 県民にとって、安全・安心な生活を送るために大切なことは、何よりも犯罪の被害に遭わないことである。県と県警が部門横断的に一体となって、防犯意識の高揚や各種対策に取り組むことが必要であることから、計画案における指標を犯罪発生件数とした。
- 2 平成27年の犯罪発生件数は73,456件であった。目標最終年である平成33年に69,634件まで減少させると、人口千人当たりの犯罪発生件数を9.6件以下にすることができる。

防犯・交通安全課長

- 3 子供・高齢者の交通安全対策や自転車対策は重点的に取り組むべき事項と認識しているが、施策11では、最終的に交通事故死者数を減少させることを目標とした。御提案の指標の設定については、それぞれの事業を進める中で検討していきたい。

消費生活課長

- 4 現行計画の指標では、被害に遭った件数が対象である。仮に、日常生活が脅かされるほどしつこい勧誘を受けたり、クーリングオフをして結果的に被害に遭わなかった場合は、結果として被害に遭わなければ、現行の指標では被害件数にならない。このようなことが嫌な思いの例である。これまで努力してきたが、結果としてC評価となったが、その上で更に指標を厳しくしたのは、消費生活基本条例において、県民が安心して消費生活を送ることができることを目標としている以上、嫌な思いまでカバーする必要があると考えたためである。
- 5 消費生活相談件数は年間約5万件寄せられている。県では、相談員が消費者と事業者との間に入って仲介し、解決に至ったという件数は把握できている。しかし、相談員のアドバイスによって消費者自身が交渉する場合は、交渉結果を後追い調査することにな

り、プライバシーの問題もあり把握できないため、正確な解決率を把握することは難しい。

計画調整課政策幹

6 施策12に具体的な記載はないが、宅建業者に対する指導・監督、不適正な不動産取引などに対する消費者への啓発などは、今後も引き続き取り組んでいくため、都市整備部を担当部局に位置付けている。主な取組では、「事業者の指導・監督や悪質業者の処分の実施」や「消費者啓発のための学習支援や情報提供」の中で対応していく。施策内容にあるように消費者トラブルの内容は複雑かつ多様化しており、不動産関連以外にも、電話やインターネットを使った新しいタイプの情報通信関連の詐欺や、金融商品・教材など対象が広がっている。不動産取引だけを特記するのは現在の時代感覚に合致しないことから、具体的な記載は見送った。

武内委員

- 1 施策11について、相当な数の人が交通事故に遭っていることから、交通事故死者数だけではなく、交通事故に遭う子供や高齢者、自転車に関する指標を載せるべきと考えるがどうか。
- 2 施策12の指標は県政世論調査で調査しているようだが、「嫌な思いをした県民の割合」という定義を具体的に示しているのか。嫌な思いは個人の捉え方によって異なり、数値の取り方があいまいになるのではないか。

防犯交通安全課長

- 1 次期5か年計画では交通事故死者数を指標としたい。第10次埼玉県交通安全計画に合わせて、毎年度、実施計画を策定している。子供、高齢者、自転車の目標については、この実施計画の中で対応していきたい。

消費生活課長

- 2 県政世論調査の設問項目は、「あなたは、ここ1年以内に、訪問販売、電話勧誘販売、通信販売などによって、経済的・物的な被害にあったことがありますか」というものである。選択肢のうち、「訪問販売等により、商品やサービスの契約をして、経済的・物的な被害にあったことがある」に該当する場合は、被害に遭ったことになる。また、「経済的・物的な被害はなかったが、勧誘や契約などの過程で嫌な思いをしたことがある」という選択肢を設けており、「勧誘や契約などの過程で」という言葉や「経済的・物的な被害はなかったが」という言葉を、嫌な思いの説明としている。

武内委員

実施計画では、子供、高齢者、自転車に関する目標数値が取り上げられているのか。

防犯・交通安全課長

現在の実施計画には目標数値はない。御提案を踏まえて、今後の策定する実施計画の中では取り上げることを検討したい。

田村委員

施策12の指標について、平成27年度の現状値が15.2%であるが、今年度の調査

では、8.9%となっており、既に目標値を達成している。14.0%という目標値は、今後被害を増やしていくということになってしまわないか。この施策指標は、消費生活相談をした人に対してどのようにして解決を支援するのが問題であって、相談体制を強化して相談件数を減らすことがアウトカム指標となると思う。どのように考えて、この施策指標を選んだのか。

消費生活課長

平成28年度の調査で割合が下がったのは、先ほど説明した設問項目について、更に分かりやすくなるように説明の言葉を付け加えた結果、過去からの数値とは異なる選択をした方がいたため、異常値になったものと考えている。来年度以降は誘導的な言葉を付け加えず、設問項目を元に戻すことを考えている。

田村委員

5か年計画案に合わせるために設問項目を変えたのか。設問項目を変えたとの説明もせずに、施策指標を変えた5か年計画案を出したのか。どのように考えているのか教えてほしい。

消費生活課長

平成25年度と平成27年度の数値の減少幅を平成33年度まで見込んで目標値を設定した。平成28年度の調査結果の数値は変な誘導をしたことによる異常値として扱い、今後、設問項目を元に戻すことによって、これまでとつながる数値が出てくるものと考えている。

田村委員

変な誘導をしたということは、県政世論調査が全く無意味だと言っているようなものではないか。そのような答弁では5か年計画の審査はできない。変な調査に基づいているなら、全く指標として意味がない。県民生活部長はどのように考えているのか。

県民生活部長

次期5か年計画にも使用する大切な指標ということで、担当課としては、より良いものとなるように県政世論調査に補足説明を入れたと理解している。その結果、微妙なニュアンスの違いもあって、調査結果がこのようになってしまった。誠に申し訳ない。これまでのトレンドを考えるため、来年度は元に戻して調査させていただく。お許しいただきたい。

田村委員

許す、許さないという問題ではなく、どのような施策指標を設定して今後やっていくのかという問題である。調査を誘導してしまったという以上、この指標はふさわしくないのではないか。別の指標を出すことはできないのか。例えば、相談件数を減らすことや相談体制を強化することを示せる指標があるのではないか。

消費生活課長

県では相談件数や解決件数など様々な数値を把握している。現在、5か年計画の個別計画である消費生活基本計画の次期計画を策定しているところであり、その進捗管理の中で細かい数値を見ていきたい。次の5年間で力を入れて取り組む施策は、消費者教育や高齢

者の被害防止であり、5か年計画ではそうした施策の成果を図る指標を設定したい。相談件数を指標とした場合、消費者ホットラインである188という番号を周知することで、件数が増えることが考えられる。相談件数が増えることが行政の一つの成果でもあるが、反対に被害を減らせば相談件数が減ることにもなり、代表的な指標として捉えるのは難しい。解決率は、相談員の技量を計る上では大変有効な指標だと思うが、嫌な思いをしたという捉え方が、消費者が安定した生活を送っているかどうかであると考えて、指標として設定した。

田村委員

消費者トラブルに関する過去5年間の相談件数と解決率の推移を資料として要求する。

委員長

ただ今、田村委員から資料要求があったが、本委員会として要求することに異議はないか。

< 異議なし >

委員長

異議なしと認め、そのように決定した。

立石委員

- 1 施策13について、「HACCP導入型基準を選択する施設数」を施策指標としているが、この指標アウトプット指標であると思うが、HACCPを導入することで事故が減ることなどを示すアウトカム指標を設定すべきではないのか。
- 2 平成33年度末までに300施設とする目標値の実現は可能なのか。
- 3 施策14について、現計画では施策名が「安全な水の安定的な供給」となっているが、施策名から「安全」を外したのはなぜか。
- 4 施策指標である「安定水利権の割合」の目標値100%は、ハツ場ダムが平成31年度に完成すれば達成してしまうのではないか。
- 5 主な取組にある「市町村水道広域化の促進」の現状と目標はどうなっているのか。
- 6 主な取組にある「水道施設の計画的な更新・維持管理」の現状と目標はどうなっているのか。
- 7 施策15について、子供の相対的貧困や貧困の連鎖に関してどのような対応を取っているのか。また、生活保護世帯だけの指標で適当といえるのか。この施策の対象には、ひとり親家庭なども含まれるのではないか。
- 8 生活保護の不正受給が平成26年は2,137件、8億3,000円という数字がある。悪意がある不正受給に対するペナルティーをどう考えているのか。

食品安全課長

- 1 食中毒を例にとると、総数は減少傾向ではあるが、毎年20件から30件は発生している。様々な施設や食品、原因物質があり、注意喚起してもある程度の発生があり、0件とする目標は現実的でない。事件数を指標とするのも変動があり扱いにくい。HACCPは衛生管理の国際標準であり、導入により施設の衛生レベルは確実に向上する。事業者の自主管理が事故防止にもなることから、HACCP導入型基準を選択する施設数

を指標とした。

- 2 HACCPは製造工場において最も効果を発揮し、運用にはある程度の人数が必要になる。県内の従業員100名以上の製造工場が約300工場あり、これらの施設からまず取り組んでいく。また、これらの施設の中には既に簡易型のHACCPといえる県独自の彩の国ハサップガイドラインによる管理を始めているところもあり、達成するよう努力していく。

土地水政策課長

- 3 健全な水循環の推進には、安全という概念が含まれている。水は海と空と陸の間を循環しており、都市部への人口集中や産業構造の変化、地球温暖化などにより洪水、渇水、水質の汚濁、生態系への影響などの問題が発生している。健全な水循環とは、水質の汚濁などの安全も含めて、うまく水が循環していくようにするものである。
- 4 予定どおりハツ場ダムが平成31年度に完成すれば、安定水利権は平成32年度には100%となる。安定水利権の割合100%は、現行5か年計画でも目標に掲げているが、残念ながらダム事業の検証によりハツ場ダムの完成が遅れ、達成できていない。次期5か年計画では是非達成したいと考えている。平成33年度の安定水利権の割合100%を目標としたのは、5か年計画の計画期間の終期における割合を示したもので、平成32年度に100%とした後は、それを平成33年度まで維持していきたいと考えている。

生活衛生課長

- 5 平成23年度に策定した埼玉県水道ビジョンに基づき、現在、用水供給の埼玉県企業局を含めて57ある事業体を、まずは12ブロックに分けて各ブロック内での統合を進め、最終的には県内を一つの事業体とすることとしている。今年4月に秩父地域の1市4町の事業統合が実現した。また、さいたま市ブロックは既に統合されている。残りの10ブロックは、まずは平成42年度を目標に各ブロックでの統合を進め、将来的に県内を一つの事業体としていく。
- 6 水道施設の更新・維持管理は耐震化と併せて進める。平成26年度末における水道施設の基幹管路の耐震化率は35.7%、浄水施設は9.9%、配水池は56.6%である。水道事業体に対しては、耐震化に対する補助を活用して耐震化を進めるよう助言・指導し、平成33年度末に基幹管路の耐震化率を47%まで引き上げたい。

計画調整課政策幹

- 7 子供の貧困は親の貧困に起因するものと認識しており、子供の貧困を根本的に解決するには、親自身が安定して生活できるようにしなければならない。その対応策として、施策15の主な取組に「不本意非正規雇用者の正規雇用化の支援」をはじめ、住まいの確保などに関する取組を掲げている。一方、貧困の連鎖への対策であるが、連鎖を断つには子供自身が教育の機会を得て、将来を切り開くための力をつけることが必要である。このため、貧困の連鎖対策に限って言えば、主な取組の「生活困窮世帯・生活保護世帯の子供に対する学習支援」が該当する。次に、指標については、学習支援事業には生活保護世帯だけでなく生活困窮世帯も対象になっている。当初は、学習支援事業でどれだけ高校進学率が向上するかというアウトカム指標を大綱までは掲げていた。しかし、本県はこの学習支援事業に力を入れてきた結果、当初90%未満だった進学率が大きく伸び、目標値99%のところ最新値が98%台と、改善幅がコンマ以下まで縮小している。

5か年計画で伸び代の少ない目標を掲げるよりは、現状の高い進学率を維持しつつ参加者を増やし、裾野を広げる方が挑戦的ではないかと判断し、指標を差し替えた経緯がある。委員御指摘のひとり親家庭などもフォローしていく取組であるので、御理解いただきたい。

社会福祉課長

8 生活保護の不正受給をなくすために、収入申告義務の周知徹底を強化するとともに、ケースワーカーに定期的な家庭訪問による就労状況の実態把握に努めるよう指示している。不正受給の8割は就労収入などの未申告であるため、その実態を把握することが重要である。返還が可能な資産などを持っている者にはしっかり対応するが、昨年県の福祉事務所が調査した結果では、資産を持つ人はいなかった。平成27年6月から生活保護費から返還分を相殺することが可能となったことから、しっかり取り組んでいく。相当悪質な者については、告発も検討していく。

立石委員

- 1 HACCP導入施設を増やすということはアウトプットにほかならない。HACCP導入施設を増やすことにより、食品に関する危険が減少するということを示すアウトカム指標を定めるべきと思うがどうか。
- 2 安全という考えが健全な水循環に含まれているとのことだが、県民に安心してもらう意味で、「安全」という言葉を使った方がよいのではないか。

食品安全課長

- 1 HACCPの導入により事故が減ったということを示したいところだが、社内で未然に防止できたものや当事者間で事故が解決したものは公にならないため、正確な数が把握できないため、指標とするのは難しい。HACCP導入により確実に衛生レベルが上がることから、HACCP導入施設数という、はっきりとした数字で示せるものを指標とした。

土地水政策課長

- 2 県民の皆様が安全な水を安定供給していくことは必要であり、健全な水循環の中には安全という概念が入っている。施策内容の冒頭で「安全な水を県民に安定的に供給するため」と記載しており、当然、安全・安心な水を安定供給していく考えであるので、御理解いただきたい。

秋山委員

- 1 HACCPの法律における位置付けはどのようになっているのか。
- 2 HACCP導入を従業員100名以上の300施設を対象に進めていくとのことだが、それ以外の小さな施設はどうするのか。
- 3 これまでの管理方法である抜き取り検査方式ではなぜ駄目なのか。
- 4 他都道府県でもHACCPを導入していく方向なのか。
- 5 節水型機器やエコの考え方の普及、人口の減少によって、水道の供給量は減少していくと思うが、県営水道の供給量はどのように減少しているのか。平成27年度末と比べて、平成33年度末では水道の供給量はどうなるのか。また、更に先の水道の供給量の見通しはどうなっているのか。

- 6 ハツ場ダムが完成すると安定水利権は100%になるとのことだが、非かんがい期である10月から3月まではどのような渇水があったのか。また、それにより一般家庭への供給にどのような影響があったのか。
- 7 かんがい期にはどのような渇水があったのか。
- 8 非正規雇用者や不本意非正規雇用者の総数をどのように捉えているのか。
- 9 非正規雇用者の生涯賃金は、正規雇用者に比べどのくらい低いと認識しているのか。
- 10 主な取組である「住まい安心支援ネットワークなどと連携した住宅困窮者への入居支援の強化」について、住まい安心支援ネットワークは、どのように組織されているのか。また、このネットワークは、住まいに関してどのような支援をしており、県民にどのように周知しているのか。
- 11 県営住宅は、住まい安心支援ネットワークに組み込まれているのか。
- 12 高齢単身者は県営住宅に入居できるのか。
- 13 学習支援事業については、中学3年生だけでなく中学1、2年生も、また、生活保護世帯だけでなく低所得の世帯も対象にしているとの答弁があったが、間違いはないか。また、生活保護にはならないが低所得である世帯への取組の現状はどうなっているのか。

食品安全課長

- 1 衛生管理の法的な位置付けとしては、食品衛生法による国の承認制度と県の条例による衛生管理がある。国の承認制度は審査基準が厳しいため普及が進んでおらず、国内で490施設、県内では12施設しか承認されていない。そこで、国は国際標準であるHACCP導入を促進するため、各自治体に対してHACCPによる衛生管理ができるよう条例改正を求め、本県も昨年条例を改正した。これにより、従来型の衛生管理だけでなく、HACCPによる衛生管理もできるようになった。指標は条例に基づく衛生管理のものである。
- 2 小規模の施設に対しても導入できるように支援していく。事業者からは、導入したくても人材がないため難しいなどの意見も頂くことから、事業者向けの講習会や個別相談などを行い、簡易型HACCPといえる彩の国ハサップガイドラインの導入などから、段階的に導入を図っていく。
- 3 これまでも抜き取り検査方式で安全を確認しており、抜き取り検査が駄目だということではない。しかし、抜き取り検査は、検査が終わるまで出荷できないことや、既に出荷した製品に不良が見つかったときには急きょ回収する必要があるなどの問題がある。HACCPは製造時の重要なポイントを連続的に監視する工程管理であり、抜き取り検査をしなくてもより安全が高まるため、メリットも大きい。
- 4 他都道府県でも、本県と同様に平成27年度中に条例を改正している。しかし、導入が始まったばかりで実際にHACCPによる管理を進めているところはまだ少ないと聞いている。

水道企画課長

- 5 直近5年間の実績でみると、一日平均供給量は一年当たり約0.5%減少している。平成23年度に策定した埼玉県営水道長期ビジョンでは、供給量が平成27年度に対して平成33年度は約2%減少すると見込んでいる。その先についても、同程度で減少していくものと想定している。

土地水政策課長

- 6 平成以降、非かんがい期の渇水は、平成7年度と平成8年度の2回である。平成7年度は、利根川水系で10%の取水制限、荒川水系で最大50%の取水制限が実施され、一部市町村では減圧給水を実施した。県北地域では農業用水の不足で冬野菜に影響が出たという苦情が土地改良区に寄せられた。平成8年度は、利根川水系で10%の取水制限、荒川水系で最大25%の取水制限が実施され、一部の市町で減圧給水を実施した。
- 7 平成以降、かんがい期に特に大きな影響が出た渇水は、平成6年度と平成8年度の2回である。平成6年度は、利根川水系で最大30%の取水制限、荒川水系で最大92%の取水制限が実施された。このときは51市町村で減圧給水を行い、松伏町の一部では一時断水も発生した。また、県営プールではスライダープールの使用停止や閉園時間の1時間繰上げ、学校のプールや市町村の公営プールの使用自粛が行われた。平成8年度は、利根川水系で最大30%の取水制限、荒川水系で最大50%の取水制限が実施された。このときは、43市町村で減圧給水が実施され、東松山市や滑川町の一部では一時断水となった。また、県営プールではシャワーの使用本数の減、学校のプールや市町村の公営プールの使用自粛が行われた。

勤労者福祉課長

- 8 県内の非正規雇用者の総数については、平成24年の就業構造基本調査における非正規雇用者数の124万8,000人と捉えている。不本意非正規雇用者については、全国の平成27年労働力調査の不本意非正規の割合が16.9%となっていることから、この割合に非正規雇用者数の124万8,000人を掛けて得られる約21万人を県内の不本意非正規雇用者の総数と捉えている。
- 9 生涯賃金については、転職や失業により大きな変動があるが、独立行政法人労働政策研究・研修機構がまとめたユースフル労働統計では、厚生労働省の賃金構造基本調査を基に生涯賃金を試算している。この試算では、正社員については、大卒男性が同じ企業に60歳の退職まで、フルタイム正社員で勤め続けた場合の退職金を含めない生涯賃金は2億8,000万円となっている。一方で非正規雇用者については、大卒男性が卒業後に、フルタイムの非正規社員を60歳まで続けた場合の退職金を含めない生涯賃金は1億4,000万円となっており、正規と非正規の間では2倍程度の差があると認識している。賃金の格差は重要な問題なので、非正規雇用者の正社員化にしっかりと取り組みたい。

住宅課長

- 10 住まい安心支援ネットワークは平成23年1月に設立され、埼玉県宅地建物取引業協会などの不動産関係団体、埼玉県社会福祉協議会などの福祉関係団体、55市町、都市再生機構など、71団体から構成されている。県住宅供給公社が会長を、埼玉県が副会長を務めている。活動としては、賃貸オーナーや不動産店、入居支援団体向けに、入居支援の事例紹介や情報提供を目的とした研修会やセミナーを開催している。また、ホームページに各市町村の子育て支援のための住宅の助成制度などの情報を提供している。さらに、埼玉県が実施している住宅困窮者の入居を受け入れる民間賃貸住宅や不動産店を登録するあんしん賃貸住宅等登録制度についても、県と共に普及啓発を行っている。周知については、ホームページやリーフレットによる広報に加え、不動産店、県や市町村の住宅・福祉担当職員などが行う住まいに関する相談の場を通じて行っている。今後も更なる周知を図っていく。

- 11 住まい安心支援ネットワークは、住宅セーフティネット法に基づき設置された居住支援協議会であり、その目的は民間賃貸住宅への円滑な入居の促進である。一方、県営住宅は住宅セーフティネットの根幹をなすものであり、民間賃貸住宅と一体となって住宅セーフティネットを構築している。県住宅供給公社の住まい相談プラザでは、相談者に対して県営住宅と民間賃貸住宅を併せて情報提供しており、今後も住宅困窮者の意向に応じた対応ができるようにしていく。
- 12 県営住宅は2人以上の世帯での入居が基本となっているが、高齢者は民間賃貸住宅で入居を拒まれるケースもあるため、単身世帯用の住宅も一部整備しており、高齢者に限って単身者も入居できるようにしている。

社会福祉課長

- 13 中学1、2年生も参加の対象としている。参加率は中学1、2年生を合わせて22.4%である。この事業は生活困窮者自立支援法に基づく事業であることから、生活困窮世帯の子供も対象としている。県では、就学援助世帯や生活保護を廃止になった世帯、子供が勉学を望んでいるが家庭環境でできないといった場合で福祉事務所が必要と認める世帯に事業への参加を呼び掛けている。

秋山委員

- 1 HACCPについて、国の承認のハードルが高いので、低い県のハードルを設けたということか。
- 2 小規模の施設に対しては目標を持たずにHACCPの普及を進めていくのか。
- 3 非かんがい期の直近の約20年間には、濁水はなかったということでしょうか。
- 4 労働者派遣法などの改正により非正規雇用者が増加する中で、非正規雇用者を正規雇用へ転換することは容易でないと考えるが、具体的にはどのように進めるのか。
- 5 住まい安心支援ネットワークは民間が主であり、県営住宅が位置付けられていないようだが、県が公的な支援として位置付けていくべきではないかと思うがどうか。
- 6 単身高齢者の県営住宅は、全体の何%あるのか。
- 7 低所得世帯を含めると、学習支援の対象となる子供の裾野は相当広い。生活保護世帯には全て訪問しているとのことだが、生活困窮世帯にはどのように案内しているのか。全て訪問して事業を案内するとすれば、かなりの規模になるが、どのように対処しているのか。

食品安全課長

- 1 HACCPという点についてはハードルの高さには変わりはない。国の承認制度は、本来のHACCPのソフト面の基準に加え、施設のハード面などの整備を指導した事例が多く、申請手数料も239,700円かかる。県条例に基づく基準では申請手数料はなく、誰でも取り組んでいただける。県条例に基づくものでも、7原則12手順というHACCPの国際的な規約に基づいた手法であり、ハードルを下げてはいない。
- 2 小規模施設の具体的な数値目標は掲げていない。まずは取り組みやすい大規模施設の導入を促進し、同時に小規模施設にも促進していく。導入は義務ではないが、できるだけ取り組んでもらうという姿勢で大規模施設と同様に支援していく。

土地水政策課長

- 3 平成9年度以降の濁水はない。

勤労者福祉課長

4 労働関係法令については、労働契約法やパートタイム労働法など毎年のように改正が続いている。労働契約法の改正に関しては、平成30年からは、通算5年を超える有期労働契約が労働者の申出により無期労働契約へ転換できるようになる。こうした仕組みについて事業者が十分に理解していないという話も聞く。そこで、労働セミナーやSNSなどを活用し、法改正などについて周知を図っている。県だけでは十分な周知ができないことから、埼玉労働局や経済団体、労働団体とも連携しながら周知を徹底していきたい。

住宅課長

- 5 住まい安心支援ネットワークは、住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会であり、民間賃貸住宅を対象としている。県営住宅は、施策15の主な取組のうち、「住まいのセーフティネットとしての県営住宅の計画的な維持管理と更新」に位置付けている。
- 6 単身高齢者用の住戸は、県営住宅の管理戸数の約6%である。ニーズが高いため、今後も整備に努める。

社会福祉課長

7 生活困窮世帯の捉え方については、国が具体的な基準を示していないため、各市町村でまちまちであり、潜在的に学習支援を必要とする人のニーズを把握することは困難な状況にある。県では、就学援助世帯や生活保護を廃止になった世帯に加え、税金や国民健康保険、国民年金保険料を滞納している世帯に学習支援の制度を周知するよう福祉事務所へ働き掛けている。今後もどのような生活困窮世帯が学習支援を必要とするかについて調査検討した上で、対象となる可能性のある人に積極的に働き掛ける。

委員長

質疑については、5か年計画に対する発言をお願いします。

中屋敷委員

施策14の担当部局に下水道局が入っていないが、健全な水循環を推進する上で下水道は関係ないのか。

土地水政策課長

健全な水循環の推進に係る施策には下水道も入っているが、企画財政部で水循環を総括しているので、担当部局としては企画財政部を記載している。水は海と空と陸の間を循環しており、健全な水循環とは、水循環を支障なく行っていくということである。国においては、平成26年に水循環基本法が施行され、水循環に係る施策を総合的・一体的に推進することになった。県においても、水循環に係る施策、例えば森林の整備・保全、河川の整備などを行っている。水循環に係る施策の総合的推進のために立ち上げた水循環検討委員会には、下水道局も加わっている。

中屋敷委員

健全な水循環の推進の担当部局に下水道局も含まれるとのことだが、記載されていない

のは関係がないと言っているようなものである。あえて入れていない理由はあるのか。

計画調整課政策幹

誤解を生じやすい記載であることをお詫びする。資料に記載している担当部局は、主な取組に関連する事業を所管している部局である。実際に事業を進める段階では、より幅広い部局が関わるが、こうした部局を全て列挙しているわけではない。健全な水循環の構築を進める際には、関係部局と幅広く連携して取り組んでいく。

中屋敷委員

施策内容に記載されている「再生水の活用」にも下水道局は関係しているのか。

土地水政策課長

下水道局も関係している。

白土委員

施策15の施策指標で重要になるのは、分母をどう捉えるかである。福祉事務所が学習支援が必要と認める世帯に事業を案内しているとのことだが、各福祉事務所が必要と認める世帯の数を把握しているのか。

社会福祉課長

学習支援については、生活保護世帯のみならず生活困窮世帯も対象としている。生活困窮世帯の具体的な定義を国が示しておらず、各福祉事務所でのどのような人を対象にするかまちまちであることから、学習支援を必要だと認める世帯の数は把握していない。

白土委員

生活困窮世帯などの学習支援の対象として、県福祉事務所と各市で定めている基準及びそれぞれの世帯数について、市町村により基準が不統一であっても構わないので資料要求する。

委員長

ただ今、白土委員から資料要求があったが、本委員会として要求することに異議はないか。

< 異議なし >

委員長

異議なしと認め、そのように決定した。

福永委員

就学援助の世帯数は市町村別にデータがあるため、学習支援を必要とする世帯の数はすぐに出るのではないか。

社会福祉課長

一口に就学援助世帯といっても、各市町村によって基準がまちまちである。市によっては就学援助世帯よりも困窮の度合いが低い世帯も対象にしているところもあるため、統一的な基準での世帯数は捉えられないということである。

中川委員

- 1 施策10について、振り込め詐欺は、現場の精神論だけでは抑止できず、仕組みを変えたり財政上の措置をすることが必要である。県警OBによる振り込め詐欺抑止対策員が配置され、8か月で約1億3,000万円の振り込め詐欺を抑止する成果を上げていると聞いているが、更なる財政措置をしなければ被害を減らすことはできない。企画財政部長はどのように考えているか。
- 2 施策12について、架空請求詐欺は現状の取組では対応ができなくなってきている。架空請求詐欺には、携帯電話にメールを送信して架空のサイト利用料などを請求するものがある。これに対して、犯行に使用された電話番号を公表することが取組として考えられるがどう考えるか。
- 3 大宮駅周辺などで水商売や風俗業の従業員となるように誘うスカウト行為について、現状の対応策では限界があると思うが、条例による規制の強化などについて所見を伺う。
- 4 少年犯罪対策について、ネットカフェは閉鎖的な個室があるが、現状の実態を踏まえ、どのような対策をしているのか。
- 5 県職員は、消費者被害事案、虐待事案、DV事案の取扱いなどで腰が引けて強く言えない者もいることから、警察で研修を受けさせなければ犯罪の抑制ができないのではないか。
- 6 施策15について、学習支援事業を進めていく上で、福祉部内での連携ができていない。児童虐待の通報があった家庭に児童相談所の職員が訪問しているが、社会福祉課とこども安全課がしっかり連携していれば、訪問時に学習支援事業の案内を渡すなどのアプローチができるのではないか。また、具体的な仕組みがない中で学習支援事業利用率の目標達成を目指すのでは現場が苦勞する。具体的にどのような仕掛けを行うのか。

生活安全企画課長

- 1 振り込め詐欺抑止対策員は、今年度、県下39警察署中の14警察署に1名ずつ配置している。対策員の活動状況としては、平成28年4月から11月までの間に、ホットライン通報に対する現場臨場996件、そのうち86件、合計1億3,563万円の被害防止ができた。今後もこれらの活動状況や警察署管内の被害件数、予兆電話の発生状況やホットライン通報件数などを踏まえ、効果的に活用したい。
- 2 電話番号の公表については、プライバシーなどの問題があることから、慎重に取り扱う必要がある。
- 3 他県内の市において、客引き行為防止条例の中で、客引き行為した店舗名を公表する条例があると承知している。埼玉県迷惑行為防止条例には、氏名公表の規定はないので、規制強化の手段として、スカウト行為の実態を精査しながら、その必要性を判断したい。
- 4 県内のインターネットカフェ店舗数は、平成27年度の調査において、90店舗を把握している。90店舗中、本人確認を実施している店舗は77店舗で全体の86%、防犯カメラを設置している店舗は87店舗で全体の97%である。今後も継続的にインターネットカフェなどの実態把握を実施するとともに、埼玉県インターネットカフェ等防犯連絡協議会などと連携を強化し、各種犯罪などの防止強化のための呼び掛けを行いた

い。

企画財政部長

- 1 振り込め詐欺については、本県における刑法犯の認知件数が減少している中で被害が増えており、被害額も大きい。次期5か年計画でも重要な課題と考えている。毎年度の予算については、警察本部から実情を聞き、対応したい。

警察本部総務部長

- 5 県と警察が良好な関係を構築し、相互に連携することは大変重要なことであるため、県から具体的に要請があれば、受入れについては前向きに検討したい。現在、県警では、知事部局と教育局からそれぞれ1名ずつの計2名を一般職員として受け入れている。

社会福祉課長

- 6 親からネグレクトを受け、本人は勉強したいにもかかわらず、勉強ができる環境にないという子供については、学習支援に参加していただくことが重要だと考えている。虐待を受けている子供に対してどのような形で取り組むかは、チラシを置いてくるだけではなく何ができるのかをこども安全課と検討したい。目標値に届くよう学習支援事業の利用率を20ポイント以上上げるには、これまで以上に学習支援員が積極的に家庭訪問し、家庭に入り込むことが重要である。学習支援員の中には、利用率の向上に大きく寄与している者がいるため、その支援員がどのような活動をしているかを分析していく。分析の結果や、関心のなかった子供が学習教室に参加するに至った経緯などの支援のポイントを、会議や研修の場を活用して、福祉事務所のケースワーカーや学習支援員に伝えることで利用率を上げていきたい。

小島委員

質問ではないが、5か年計画特別委員会での質疑について提案がある。5か年計画特別委員会では、5か年計画の視点で質疑をしていただきたい。また、各個別施策の内容については、事前に勉強してきていただきたい。細かな数字をこの場で聞き出しては、いくら時間があっても足りない。事前に勉強した上で更に疑問点があれば、この場で解消してもらおう。事業の提案があるのであれば、各常任委員会で提案するか、5か年計画の修正案を提案すべきである。この場で執行部に提案するのは5か年計画の視点からずれるので、委員長に取り計らいいただきたい。

委員長

ただ今の発言について、各委員には御留意いただきたい。

中川委員

- 1 振り込め詐欺抑止対策員として県警OBを既に39警察署中14署に配置し、既に実施中の取組である。それにもかかわらず、5か年計画では今後の課題というように聞こえたが、そのような認識でよいのか。
- 2 学習支援事業を進めていく上で、現状で社会福祉課と児童相談所との連携ができているのかを質問したが、精神論だけで答えられてもどうにもならないのではないのか。

企画財政部長

- 1 現状でも多くの振り込め詐欺被害が出ていることは認識しており、現状においても対策が重要であるが、次期5か年計画においても改めて重要な課題であるという認識である。

社会福祉課長

- 2 学習支援が必要と認められる場合には、児童相談所のケースワーカーが家庭訪問した際に、必要な対応を行っている。

高木委員

施策15について、現行の5か年計画の指標である高校進学率は既に高い成果が出ており、裾野を広げたり更に上の学校を目指す子供が出てくるのではとの視点から、学習支援事業利用率を指標とすることは評価する。ただし、学習支援事業は、中学1、2年生も利用できるとのことだが、勉強のつまずきは分数などの概念的な分野を学習する小学校4年生前後からが多く、それが後まで響くことになる。最終的な目標は貧困の連鎖を断つことであると考えれば、小学校でのつまずきをなくすことが重要である。小学生に対する学習支援をどのように考えているのか。

社会福祉課長

学習面でのつまずきは、小学校3年生前後から始まると言われており、本来であればその時点から支援していく必要があると認識している。しかしながら、具体的に事業のスキームを組み立てていく際、どこに教室を設置するか、支援員をどのように配置するか、更には小学生の場合は単に勉強を教えるだけでなく生活規範のようなものもきちんと教える必要があることなど、どのような形で実施できるか今後の検討課題である。具体的にどのように進めていくかは、事業を実施していく中で検討したい。

【議案に対する質疑（「Ⅱ 生活の安心を高める分野」のうち基本目標「危機や災害に備える」）】

白土委員

- 1 施策16の施策指標「自主防災組織の組織率」は明らかにアウトプットの指標である。組織が実際に動けるかが重要であり、防災訓練やAED訓練の参加者をどれくらい増やすかがアウトカム的な指標として適切ではないか。なぜこの指標を選定したのか。
- 2 危機管理・防災体制の強化を図る上で、消防団の役割は大きいと考えるが、計画案に記載されていないのはなぜか。記載があるとすれば、どの部分で読み取れるのか。
- 3 震災時にはスマートフォンや携帯電話などが使いづらくなるため、情報通信体制の強化は大事なことである。この項目はどこに入っているのか。
- 4 施策16の施策指標「備蓄水量」について、平成33年度末に約688万人分を備蓄するとした根拠は何か。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、平成32年に県の人口は約710万人になるとされているが、そうだとすれば備蓄が少し足りないことになる。また、目標値には、市町村で備蓄する分も含まれているのか。市町村とは連携しているのか。
- 5 現行5か年計画の指標である自主防災組織のリーダーの養成は目標の100%を達成したが、今後、自主防災組織の組織率が上がれば養成したリーダーも100%を下回ると予想されるが、どう対応するのか。

- 6 宮城県では防災指導員が約9,000人いると聞くと、本県の指導員は100人程度とのことで少ないのではないかと。自主防災組織のリーダーがそれに代わる存在になるということか。
- 7 計画案には大雪対策の記載が見当たらない。過去の大雪では、初動体制が遅かったとの指摘もあり、反省点もあるところが、大雪対策はどこに入っているのか。
- 8 災害時はトップが大きな役割を担う。市町村長を集めて開催するトップフォーラムにおける市町村長の参加率が7割から8割程度とのことであるが、災害時の自治体トップの役割は非常に重要であり、全市町村長を必ず参加させるべきと考えるがどうか。
- 9 帰宅困難者対策について記載がないが、主な取組に入れるべきことだと思う。どこかに含まれているのか。
- 10 施策17について、防災拠点となる公共施設の耐震化率を100%にしていくとのことだが、住民の身近な存在である公民館など、防災拠点になっていない公共施設についての耐震化はどう考えているのか。
- 11 昨年9月定例会において意見書を議決したが、地震からの復旧・復興を考えた場合、地籍調査は大変重要である。本県の地籍調査は進んでいないが、計画案では取組は記載されていないのか。
- 12 橋りょうの耐震化の計画、新設の計画、架換えの計画はあるのか。あるのであれば資料要求したい。

危機管理課長

- 1 阪神・淡路大震災では、近所の人に救助された方が約8割にのぼり、共助の力の重要性が認識された。これを踏まえ、自主防災組織の組織率を上げることで、共助の活動の土台を作ることが重要であると認識している。また、組織率は消防庁が全国調査を行っており、他県との比較し、切磋琢磨しながら取り組んでいくことができる。以上の理由により、自主防災組織の組織率を指標とした。
- 5 委員御指摘のとおりであり、自主防災組織のリーダー養成は引き続き行っていく。ただし、今後は、自治会と顔の見える関係の市町村ができる限り主体となってリーダー養成を行うような形で進めていく。
- 6 指導員という同じ名称でも、宮城県と本県では役割が異なる。宮城県の指導員は、本県で約1万人養成している自主防災リーダーに近い。本県の指導員は、リーダーを指導できる高いスキルを持った方で、現在約130人を養成しており、これは市町村の要望に十分に答えられる規模であると認識している。
- 8 例年、台風の前前の時期の8月頃にトップフォーラムを開催しているが、市町村長は非常に多忙のため、全員を集めることは難しいため、副市長や危機管理の責任者に参加いただくこともある。
- 10 公民館でも避難所として指定されているものは、施策指標の対象になっている。このほか、防災拠点となる公共施設については、順次、優先順位の高いものから耐震化を進めるという考え方で対応している。

計画調整課政策幹

- 1 施策16は、大きな災害や危機に対応していく際のどのような体制で取り組むかというソフト面の取組をまとめたものであり、究極のアウトカム指標を見つけづらい分野である。大きな災害時には公助にも限界があることから、施策内容にあるとおり自助と共助の強化がポイントであることから、防災組織の組織率を指標に選定した。他都道府県

との比較にも使われていることから、埼玉県のポジションを確認する上でも適当と考えた。あわせて、もう一つの指標である備蓄水量については、危機が生じたときに県民の生活を支えるライフラインとして何が大切かという視点で選定した。委員御提案のAED講習や防災訓練も重要な視点であるが、こうした指標は個別計画などで精緻に検証する方がより効果的と考えている。

消防防災課長

- 2 県では、消防団員の加入促進に積極的に取り組んでいる。また、消防団車両や資機材の充実といったハード面の充実強化と、訓練の実施といったソフト面の連携強化にも取り組んでいる。施策16の主な取組の「大規模災害やテロなどの危機に備えた各種訓練の実施と基盤の強化」の中で、ハード、ソフトの両面から消防力の強化に取り組むこととしている。
- 3 災害時には、携帯電話などがつながりにくくなるため、大規模災害が発生した場合には、各通信事業者が避難所などで無線LANの無料開放を実施することとなると考えている。
- 7 平成26年の大雪を踏まえて地域防災計画を改正した。また、平時からの連携として新潟県とは意見交換を行っており、平成26年の大雪では除雪車を派遣していただいた。大雪の際には情報が正しく伝わらなかったことから、情報の伝達に重きを置くこととしており、具体的な対応は、主な取組の「災害関連情報の可視化・共有化と迅速な発信・提供」の中で進めていく。
- 9 帰宅困難者対策として、むやみに移動を開始しないという一斉帰宅抑制の周知、一時滞在施設の確保、一時滞在施設における飲料水や食料等の備蓄など多様な取組を行っており、これらを進めることで帰宅困難者対策の強化を図っていききたい。具体的には、「災害関連情報の可視化・共有化と迅速な発信・提供」として、帰宅困難者へ交通情報等の提供や大規模災害に備えた訓練の実施などの多様な取組を進めていく。

建築安全課長

- 10 埼玉県建築物耐震改修促進計画においても、多数の者が利用する公共施設の耐震化率を明示している。平成27年度末における公共施設の耐震化率は、県有施設については解体予定等のもも含めて100%、市町村有施設については96.7%となっている。

水道管理課長

- 4 埼玉県地域防災計画では、災害時の1人当たりの必要な水量として、発災後3日目まで3リットル、4日目以降が20リットルとしている。したがって、1週間分では1人当たり89リットルが必要水量となる。これを基に、企業局では平成38年度を目標年度として、現在、浄水場及び中継ポンプ所で貯水タンクの整備を進めている。5か年計画の目標年度である平成33年度時点で整備されている貯水タンクは61万2,000立方メートルであることから、備蓄水量を688万人分としている。市町村水道でもそれぞれ備蓄はしているが、市町村は家庭での使用状況によって備蓄水量に変動があるため、計画案の指標については県単独の水量とした。

土地水政策課長

- 11 地籍調査については、施策16の中で取り組んでいく。具体的には、主な取組の「都市復興に向けた事前準備の実施」の中で、市町村に働き掛けて調査の進捗率を上げてい

きたい。

道路環境課長

12 道路橋りょうの耐震化については、平成7年の阪神・淡路大震災において、昭和55年より古い基準で建設された橋に大きな被害が生じた。これを踏まえ、県が管理する同様な橋りょうに対して耐震補強を進めている。対象となる橋りょうのうち、これまでに緊急輸送道路の橋りょうについて対策を完了した。現在、緊急輸送道路以外の橋りょうの耐震補強に取り組んでおり、橋りょうの耐震化に関する計画はないものの、次期5か年計画の期間で完了する見込みである。

白土委員

橋りょう耐震化の整備予定に関する資料を要求したい。

委員長

ただ今、白土委員から資料要求があったが、本委員会として要求することに異議はないか。

< 異議なし >

委員長

異議なしと認め、そのように決定した。

白土委員

- 1 消防団は命懸けで日々の活動を行っている。消防団の強化は「大規模災害やテロなどの危機に備えた各種訓練の実施と基盤の強化」に含まれているというが、私には読み取れない。事実、定員が充足されておらず困っている消防団もある。充足率が高いからこのような扱いになっているということではないということを確認したいが、いかがか。
- 2 自主防災組織の組織率は、アウトプット指標のように感じられる。既に90%近い指標を更に上げていくことは悪いことではないが、挑戦するというレベルではない。それよりも、県民の防災訓練の参加者率が4.8%と聞いたが、市町村では1%に満たないところもあり、本当に大丈夫なのかという状況である。防災訓練の参加者率を上げることが自助、共助につながるのではないか。自主防災組織については指標として成り立つのか疑問であるがどうか。
- 3 大雪対策は「災害関連情報の可視化・共有化と迅速な発信・提供」に入っているとのことだが、災害時は情報の可視化・共有化や発信・提供ではなく、実際に動くことが必要となるがどうか。
- 4 市町村長を集めて開催するトップフォーラムに全ての市町村長の参加が難しいということは分かるが、災害時の市町村長の役割は重要である。不参加の市町村長に対するフォローは行っているのか。

消防防災課長

- 1 平成28年4月1日現在の消防団員数は14,338人、充足率は92.1%である。全国的に消防団員が減っている中で、本県では団員数を増やしているが、市町村の条例定数が増えると充足率が下がることもあることから、引き続き、消防団員の加入促進に

努めていく。

- 2 4. 8%という防災訓練の参加者率は、市町村主催や自主防災組織主催の訓練において住民が参加した数に基づくものであるが、一部の市町村では自主防災組織主催の数が把握できていないほか、学校や企業など実施している訓練についても人数が把握できていない。引き続き、住民参加者が増えるよう市町村にしっかりと働き掛けていきたい。
- 3 情報だけではなく、広域連携という観点から日頃の訓練も大事であり、「大規模災害やテロなどの危機に備えた各種訓練の実施と基盤の強化」も関連してくる。

危機管理課長

- 4 不参加だった市町村長には、トップフォーラムでのやり取りの要旨を送付している。参加できる方が多いように議会前の8月に開催しているが、来年度以降は参加者が多い日になるよう調整する。

安藤委員

- 1 施策16の主な取組の「災害拠点病院の整備や埼玉DMA Tの編成による災害医療体制の強化」について、災害拠点病院を今後どのように増やしていくのか。また、本県では災害拠点病院にしかDMA Tは設置されていないが、今後どのように整備していくのか。
- 2 施策16には福祉避難所の整備についての記載が見当たらないが、どのように取り組むのか。

医療整備課長

- 1 災害拠点病院及び埼玉DMA Tについては、これまでも整備してきたが、引き続き増やしていきたい。現在でも複数の病院から相談を受けており、こうした病院が災害拠点病院になり、更にはDMA Tとして活動していただけるよう協力していきたい。

高齢者福祉課長

- 2 福祉避難所の取組は、主な取組の「避難行動要支援者への支援促進」に含まれる。

安藤委員

新たな5か年計画の中では、災害拠点病院や埼玉DMA Tについて、どれくらいの数を整備していくことにしているのか。また、DMA Tには災害拠点病院に勤務している医療スタッフ以外も加わることができるのか。

医療整備課長

現在、災害拠点病院の具体的な整備目標は策定していない。国ではこれまで、二次医療圏に一つ災害拠点病院を整備すべきとの通知を出している。国は、次期医療計画の見直し作業を進めている。首都直下地震の被害想定を踏まえた対応など、国の検討状況を踏まえて本県としても今後検討していく。DMA Tは、本県では災害拠点病院にしか配置していない。全国的には都道府県独自のDMA T制度、いわゆる「ローカルDMA T」を保有しているところがある。関東ブロックでもそのような制度を持つ県がある。他県の状況を勉強しながら検討していきたい。

秋山委員

- 1 施策16の主な取組の「企業と連携した家具固定の促進」について、どのように取り組を進めていくのか。企業との連携だけで家具固定は進むのか。
- 2 施策17の指標の「多数の者が利用する民間建築物の耐震化率」については、学校、病院、店舗、ホテル、賃貸住宅などが指標の対象となっているが、対象となっていない昭和56年以前に建築された分譲マンションは相当数ある。分譲マンションの耐震化についてはどう考えているのか。
- 3 施策18の指標の「河川整備が必要な河川の延長」について、6年間で僅か10キロメートル延長するのでは少なすぎる。このペースでは、残りの全ての整備が終わるのに233年もかかってしまうことになるのではないのか。

危機管理課長

- 1 今年度、イオンレイクタウン、コープみらい、イトーヨーカドー、カインズホームなどと一緒に家具固定PRイベントを実施し、合計で約5,000人の県民に参加していただいた。企業と連携した家具固定PRイベントだけでなく、家具固定を含めた3つの自助の取組を分かりやすく伝えるイツモ防災講座を、平成27年度から始めている。市町村職員や消防職員など約300人の講師を養成し、各地で住民にイツモ防災の啓発講座を行うことで、家具固定の実施率を向上させていく。

建築安全課長

- 2 分譲マンションの耐震化については、所有者が多数にわたることから、合意を得ることが課題となっている。県では、平成28年度から、マンション所有者の合意形成を進めるため、分譲マンションの耐震診断、工事の実施に向けた基本計画等の策定に対して補助を実施している。マンション管理士等からも多く問合せを受けており、こうした制度を活用し耐震化を推進していきたい。

参事兼河川砂防課長

- 3 指標については、時間雨量50ミリメートル程度の降雨により発生する洪水を安全に流す河川の整備延長がどのくらい減るかということで記載している。現在進めている河川整備は、市街化の進んでいる地域を優先的に行っており、このような地域では住民や橋りょうの架換えに関する関係機関との調整に一定の期間がかかることとなり、大幅に距離が伸びということはない。治水対策としては、河川改修の距離を伸ばすだけでなく、調節池の整備や治水施設の耐震化など、指標に表れてこない部分の対策も併せて進めている。このような取組を踏まえて、次期5か年計画期間で10キロメートルの整備を目標としている。なお、河川整備は下流からの整備を原則としており、今後上流部に整備が進めば、一般的に川幅も狭くなり人家も少なくなることから、整備の進捗も早くなると考えている。233年かかることはないと考えている。

秋山委員

- 1 全ての家庭で家具が固定されている状態を指標とすべきではないか。
- 2 高齢化の進む分譲マンションの耐震化については、相当な労力が必要となると思うが、その点についての認識はいかがか。
- 3 河川整備を10キロメートル進めることでこれだけの効果があるということが分かりやすい表記にすべきではないか。

危機管理課長

- 1 家具固定の実施率を100%とすることは理想ではあるが、なかなか難しいため、少なくとも寝る部屋には家具を置かないなどの対策も考えられる。県の震災対策行動計画では、平成32年度までに家具固定率65%を目標としており、それに向けて取組を進めていく。

建築安全課長

- 2 分譲マンションでは、所有権の関係が複雑であることから耐震化に対して様々な意見があり、合意を得ることはなかなか難しいが、補助制度をうまく活用し、市町村と連携して対策を進めていきたい。

参事兼河川砂防課長

- 3 現行の5か年計画では指標として河川の整備率を記載している。この指標では県民の方に分かりにくいとの意見もあった。そこで、今回は実際の整備の距離を指標として表すとともに、この効果を分かりやすく示すため、新たに浸水家屋数の解消数を指標として追加した。このように実施した事業による効果を併せて表記することで、事業の効果を分かりやすく理解いただけると考えている。

秋山委員

分譲マンションの耐震化は国や県の補助が拡充されれば進むと考えている。（意見）

中川委員

- 1 施策16において、避難行動要支援者の個別計画が指標としてないのはなぜか。備蓄水量が指標になっているが、これでは、本来は県民に危機意識を持ってもらい備えてもらうべきところが、水が備蓄されているから安心だという誤解を与えることになる。
- 2 耐震化に係る費用について、県民にどのくらい伝わっているのか。
- 3 耐震シェルターについて、県内の利用状況や設置目標についてどのように考えているのか。
- 4 東京消防庁や都和連携した防災PR用のポスターを使った方が割安であり、都県境を越えた通勤・通学者もいるため有効と考えるがどうか。
- 5 首都で災害が起きたときにどれほど道路が渋滞するかということを、県民に対して改めて発信する考えはあるか。また、東日本大震災直後には交通を規制して訓練も行っていたようだが、今後行う考えはあるか。

高齢者福祉課長

- 1 個別計画の策定には各市町村において様々な問題がある。計画策定は要支援者一人一人から支援者側に対する名簿情報提供の同意を取ることから始まるため、なかなか事務処理が進んでいない。また、個別計画は内閣府の指針で「策定することが望まれる」とされており、法的な策定義務はない。しかしながら、県では1日でも早く個別計画が策定されるよう市町村に働き掛けている。現在、54市町が避難行動要支援者名簿を策定済み、このうち27市町が既に個別計画を策定済みで、本年度中に10市町が策定し、年度末には合計37市町が策定済みとなる見込みである。

建築安全課長

- 2 建築物の耐震化に係る大まかな費用については、県のホームページ等でPRしているが、どれくらい周知できているかどうかについては、アンケート等の実施による把握はしていない。また、耐震化に関するリーフレットを作成し、毎年、市町村を通じて全戸配布をお願いしている。
- 3 耐震シェルターについては、ベッドタイプなど多様な種類があるため、設置状況を把握することは困難であり、県内の利用状況は把握していない。県としては、建築物の倒壊による周囲への影響も考慮し、まずは建築物の耐震化を進めていくが、人命を守るうえで耐震シェルターも有効である。このため、耐震シェルター設置を進めている市町村とともにPRに努めていきたい。

消防防災課長

- 4 現在、九都県市の枠組みの中でポスターやチラシの作成を行っているが、都と相談しながら効果的な啓発を検討していきたい。
- 5 帰宅困難者が一斉に車や徒歩で移動を開始すると大渋滞が発生する。東日本大震災時にも県内で大渋滞が発生し、首都直下地震でも同様に大渋滞が予想される。このため県では九都県市で協力して帰宅困難者対策を進めており、むやみに移動を開始せず、災害用伝言サービスで家族の安否を確認することなどの普及啓発を進めている。帰宅困難者対策の訓練にも取り組んでいく。

中川委員

避難行動要支援者の個別計画策定について、今後5年間の目標はないのか。これでは県民の命が守れないのではないかと考えるがどうか。

高齢者福祉課長

各市町村は避難行動要支援者名簿や個別計画の必要性を理解しており、自主防災組織等を訪問してそれらの必要性を説明している。県は市町村の早期策定促進のため、本年度、現在策定時期未定の10市町村を訪問した。また、昨年12月21日に開催した市町村担当職員向けの研修会を実施し、名簿作成から自主防災組織等への働き掛け、名簿情報提供に係る要支援者への同意取付け、モデル地区を選定した個別計画の策定、自主防災組織等の訓練で活用という、実効性ある個別計画の策定を新たに働き掛けたところである。

中川委員

避難行動要支援者の個別計画策定に向けた段階ごとの進め方は県で考えればいいが、税金があれば何とかなるような5か年計画ではなく、県民の危機意識を高めることに向けた取組こそが重要であると考え。最後に危機管理部長の考えを聞きたい。

危機管理防災部長

県民の防災意識を高めることは重要であり、3つの自助の取組や危機意識を高めるための講師派遣などを行っている。このような取組は今後も推進していくが、公助の取組も大切である。そのため、水の備蓄を行うなど自助・共助・公助の取組をバランスよく進めていきたい。

木下委員

治水対策や河川整備に関する答弁を頂いたが、これらの取組における大きなファクターは財政である。人と予算が十分確保されれば進捗率がかなり上がると思う。資料6ページの「3 計画の着実な実行のための仕組み」には、各施策の評価結果を予算の検討に反映するとあるが、施策指標の目標値が達成された場合、それ以降の予算に反映しづらくなるのではないかと。県民の安心・安全につながる投資やストック効果が高いインフラ整備は、目標を達成した後も進めるべきと考えるが、財政的にはどう考えるか。

企画財政部長

指標の数値目標を達成したからといって、予算や人員配置を緩めるのではなく、施策の内容を良く見て、10年、20年をかけて取り組むべきところには、予算と人員措置をしていく。厳しい財政状況の中で、全てを一度に取り組むというわけにはいかないが、施策の目標を定めながら長期的に取り組んでいきたいと考えている。

木下委員

投資や安心・安全に関する取組は必要だという認識でよいか。

企画財政部長

5か年計画案に記載している施策は必要性があると考えている。その中で、人命に関わる問題は非常に重要であると捉えている。ただし、予算面だけではなく関係者の理解など様々な要素で進捗を考えていかななくてはいけない。限られた財源で各施策をいかに効果的に進めていくかを考えて毎年の予算編成を行っていきたい。

細田委員

- 1 施策18の主な取組に「雨水浸透ますなどの流域貯留浸透施設の整備」があるが、全体として河川の整備が進まない以上、家庭の取組が重要であるとする。市区町村で補助があるなどの動きもあるが、今後どのように進めるのか確認したい。
- 2 施策19の施策指標は、地域保健医療計画と整合性は取れているのか。
- 3 感染症対策については、初期段階での対応について記載されているが、中期以降の段階における対応策についても5か年計画に盛り込むべきだと考えるがどうか。また、施策指標としている平成33年度末の県内感染症病床数は85床で足りるのか。
- 4 感染症対策について、学校での対策が大事だが、教育局は担当部局に入れるべきではないのか。

河川砂防課長

- 1 雨水浸透ますは、地質の条件などで効果に差が出るため実施できるところが限定される。県内では、新河岸川流域で設置を進めている。設置促進の体制については、国、東京都、本県、市区町から構成する協議会であり、市区町村ごとの分担量を定めている。新河岸川流域内の住宅の雨水浸透ますの対策目標量は17,000立方メートルであるが、平成27年度末時点で15,973立方メートル分を整備している。整備率は94%である。次期5か年計画の中では、雨水浸透ますの対策量を100%とすることを考えている。整備に当たっては、市区町の協力が必要であり、連携して取り組んでいく。

疾病対策課長

- 2 現行計画の第6次地域保健医療計画にも対策の一つとして感染症対策があり、その中で感染症病床の整備が掲げられている。これとの整合性は図れている。
- 3 中期以降の段階の計画としては、例えば埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画を定めており、海外発生期、国内発生期、県内発生早期、県内感染拡大期などの段階を分けて対策を講ずることとしている。また、病床整備のほか、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄や防護服の整備などを進めている。
- 4 学校は感染症がまん延すると大きな流行になることから、感染拡大防止には重要な施設である。そのため、学校では手洗いの励行など基本的な対策を教育している。ただ、教育局は県全体における感染症対策の中心となっていく部局ではないため、この施策の担当部局とはしていない。万一新型インフルエンザ等が発生した場合は、直に対策本部を設置し全庁的に対応する。

細田委員

県内の感染症病床数を85床とする指標は適正なのか。

疾病対策課長

85床は国の基準を踏まえた目標である。感染拡大時は必要に応じて知事により対処方針を変更し、ほかの病院でも入院治療が可能となる。

井上委員

- 1 施策16に大雪対策に関する記載がないのは、大雪災害を意識していないというわけではなく、災害の羅列を避けて災害としてくくったという理解でよいか。
- 2 大雪対策について、建設業者との連携は、主な取組の「民間・NPOなど多様な主体とのネットワークの構築」に含まれるのか。
- 3 施策指標である「自主防災組織の組織率」を上げて、自主防災組織の母体である自治会への加入率が下がっているのでは意味がないのではないかと。自主防災組織の質の面では、リーダーがいることや、より良い訓練を実施していることなどがあるが、量の面では、参加する人を増やしていくことが重要だと考える。この点について県の考えはどうか。
- 4 感染症病床数を平成27年度末の32床から平成33年度末に85床に増やしていくとのことだが、このうち県立病院は何床になるのか。

計画調整課政策幹

- 1 そのとおりである。大きな災害としては大雪だけでなく、雷、風雨、竜巻、更には現時点では把握できていない未知の災害もあるため、個別に列挙するのではなく包括的な記載とした。

危機管理防災部長

- 1 大雪のほかに竜巻などの災害もあり得るため、包括している。
- 2 大雪対策については、除雪時における民間事業者との連携をネットワークの構築として取り組むほか、家庭での水や食料の備蓄も必要となるので、その中でも取り組んでいく。

危機管理課長

- 3 自主防災組織の組織率は、共助の要である組織を作ることが重要であることから、指標として選定した。自治会に加入していなくても、自主防災組織の訓練に参加するよう声掛けを行うことや、地域の顔見知りになってもらうことも大事なことであるとする。多くの方に訓練に参加してもらえるよう、市町村に情報提供していく。

疾病対策課長

- 4 今年度は、春日部市立医療センターの開設に伴い2床増えて34床になっているが、現在の34床には県立病院は含まれていない。今年中に県立循環器呼吸器病センターで21床整備することになっており、現在指定に当たっての作業を進めている。

井上委員

自治会は共助にとって重要であり、自治会加入の促進を自主防災組織と切り離して考えるべきではない。自主防災組織の訓練などに関わってもらうことで自治会への加入を促進するような取組を考えてはどうか。

危機管理課長

自治会の加入と、自主防災組織の参加の両方を進めることが必要である。市町村と連携して、自主防災組織の組織率と自治会への加入率の両方増やしていきたい。

高木委員

- 1 施策16の主な取組の「防災空地の計画的な整備」は重要である一方で、難しい取組であると思うが、主体は県なのか市なのか。県と市で役割分担を決めて取り組むのか。また、既存の公園に防災かまどなどの防災施設を作れば防災空地ということになるのか。
- 2 施策16の施策指標である「備蓄水量」の数値目標が688万人になっているのは、先ほどの答弁を聞いていると、整備する貯水タンクの水量を割り戻して算出したように聞こえた。自助により一定の水量を用意してもらった上で足りない部分を公助で備蓄するなどの計算になっているわけではないのか。また、688万人分という数値目標は、県の最終的な目標なのか。
- 3 施策17の施策指標である「防災拠点となる公共施設の耐震化率」が、平成26年度末で91.9%とのことだが、防災拠点となる公共施設は棟数ではどれくらいあるのか。

公園スタジアム課長

- 1 防災空地とはオープンスペースのことで、空き地や公園が該当する。県営公園は平常時に余暇活動の場として利用されているが、災害時には避難場所や防災活動の拠点として活用されている。現在、各公園の拡張整備を進めており、選択と集中の観点から県東部地域の公園を選択し、羽生水郷公園、権現堂公園、さきたま古墳公園、新たな森公園の拡張整備を進めているところである。また、30の県営公園のうち、河川敷や緑道を除いた22公園を防災活動拠点に指定し、放送設備や非常用電源、かまどベンチなど防災施設の整備を進めている。これらの施設の整備に当たっては、市町村の定める避難地の指定状況等を踏まえながら整備を進めていく。

水道管理課長

- 2 平成38年度が備蓄施設整備の目標年度となっており、県営水道の供給区域内の人口

である704万人を目標としている。地震の際は、給水管が小口径である市町村水道の被害が比較的大きいことが想定されるため、県営水道の備蓄水を給水車等で市町村に提供することとしている。

危機管理課長

3 全体の棟数は6,877棟、うち県有施設が845棟、市町村有施設が6,032棟である。

高木委員

- 1 防災空地に関して、公園の計画は分かったが、公園以外は防災空地になっていないのか。
- 2 平成38年度に704万人分の備蓄を目指しているため、平成33年度末の時点ではその途中の段階を目指すということは分かった。平成38年度には、県営水道だけで704万人分の備蓄をするということか。そうであれば、施策内容にある自助や共助の強化を促進することとの整合性がないように感じるが、これは備えあれば憂いなしということなのか。

消防防災課長

- 1 県の地域防災計画においても、公園や緑地の整備、幅の広い道路整備など、市街地にオープンスペースを確保することとしている。それらも防災空地の中に含まれている。
- 2 水の備蓄は、企業局が主に取り組んでいるが、県としても補完的にペットボトルの備蓄を行っている。また、自助として県民にも取り組んでいただいている。

水道管理課長

- 2 平成38年度に県営水道で704万人分を備蓄することが最終目標である。各家庭で備蓄をする自助の分と、災害の際、県民が安心・安全に生活を送るために県で備蓄する公助の分とそれぞれで対応している。

江原委員

- 1 計画案に消防団の記載がないのは残念である。下位計画には消防団に関する記載はあるのか。
- 2 「民間・NPOなど多様な主体とのネットワークの構築」とはどういうことか。

消防防災課長

- 1 首都直下地震に備える埼玉減災プラン「埼玉県震災対策行動計画」に消防団員の充足率を目標として掲げている。平成32年度に95%を目標としており、引き続き消防団員の加入促進に努めていく。
- 2 現在、272の団体と198の協定を締結している。協定を形だけで終わらせないよう、災害時の連絡体制の確認や訓練への参加を呼び掛け、顔の見える関係の構築を進めている。物資やライフライン関係の事業者とは「災害時応援ネットワーク」を立ち上げて、更なる連携強化を図っている。引き続き実効性のある関係を築いていく。

江原委員

- 1 消防団に関連するもので下位計画に掲げられているのは消防団員の充足率だけか。

- 2 民間・NPOなどとのネットワークの構築の中で、消防団の体制や役割は決められているのか。

消防防災課長

- 1 「埼玉県震災対策行動計画」の個別施策である「消防力の強化」の中で掲げている指標は、消防団員の充足率のみである。
- 2 このネットワークは、いわゆる民間やNPOとの取組であり、消防団については、県と消防の役割分担の中で対応していく。

田村委員

備蓄水量の指標が施策17ではなく、施策16にある理由は何か。

計画調整課政策幹

施策16は災害時に県民の生命や生活の安全を守る取組をまとめており、ライフラインである水についても、ここに位置付けた。一方、施策17は耐震化などハード対策に重きを置いた内容としている。

【議案に対する質疑（「Ⅲ 人財の活躍を支える分野」）】

細田委員

- 1 施策29の施策内容に「固定的な性別役割分担の意識は十分解消されておらず」と記載されているが、感覚的なものではなく、数値的な根拠はあるのか。
- 2 参考指標である「女性（30～39歳）の就業率」について、国勢調査の全国平均を目指し、目標値を設定しているとのことだが、就業率は、全年齢層をならずと58%と聞いている。その中で、30代女性の目標として69.5%を設定しているのは、適切なバランスが取れているのか、認識を教えていただきたい。また、30代女性のうち、働いていない方の就業希望の割合はどのような状況なのか。
- 3 「審議会などの委員に占める女性の割合」を施策指標とし、それを1.8%上げることを目標値としているが、県民から見ると、女性の割合を1.8%増やすとすることが適切な目標設定なのか分からないと考えるがどうか。
- 4 施策30の施策指標に「グループホームの利用定員数」があるが、これに加えて、授産施設の数も施策指標とするほうが、自立、雇用の面から良いのではないかと考える。また、指標に加えるのであれば、現状を踏まえて雇用型の授産施設A型、非雇用型の授産施設B型の必要数などを目標値とするのがふさわしいのではないかと考えるがどうか。

ウーマノミクス課長

- 1 平成24年の就業構造基本調査によれば、20代後半から40代前半までの女性の仕事を辞めた理由として、出産・育児が第1位となっていることが挙げられる。
- 2 男性の就業率は30代で91.9%であり、これに比べれば30代女性の就業率はまだまだ低いと認識しており69.5%は適切であると考えます。また、30代の無業の女性のうち、就業を希望している割合は62.7%である。

男女共同参画課長

- 1 男女共同参画課では、3年に一度、男女共同参画に関する意識・実態調査を実施している。その調査の中に、男は仕事、女は家庭という性別役割分担意識に同感するかとい

う調査項目があり、平成6年調査では同感しないという割合が33.7%であったものが、平成27年度は52.3%となっている。50%を超えたのが平成21年調査であり、それ以降の調査では横ばいであることから、性別役割分担意識が十分解消されていないと認識している。

- 3 指標の管理の対象としている審議会の数79あり、これらは庁内各部局に設置され、福祉、保健、環境など、あらゆる分野が対象となっている。あらゆる分野の県の政策や方針を決定する審議会において女性の参画度が高まることは、県民生活に関係があることから、指標として適切であると考えている。

障害者支援課長

- 4 授産施設といわれる障害者就労支援施設については、施設数、定員数ともに順調に伸びており、定員には余裕がある状況である。具体的には、平成25年度の状況では、就労継続支援A型では定員数に対する平均利用者数は75%、就労継続支援B型では平均利用者の率は78.7%である。一方で、特別支援学校の卒業生が増加する中で、障害者就労支援施設は卒業生の進路先として重要な役割を担っていると考えている。このため、障害者就労支援施設の確保については、5か年計画の主な取組である「障害者の住まいの場と日中活動の場の確保、在宅生活への支援」の中で対応したいと考えている。今後とも障害者のニーズに応じた適切なサービスが提供されるよう支援していく。

立石委員

- 1 施策27について、施策指標「就業率」の目標値は現状よりも下がっている。まち・ひと・しごと創生総合戦略における目標値は現状維持だったと思うが、なぜ下がる目標としたのか。また、生産年齢人口の減少は就業者数の低下の要因になると思うが、就業率の低下の要因と記載されているのはなぜか。
- 2 大学卒業後、3割の人が早期離職しているが、早期離職の防止に対してどのような支援策があるのか。
- 3 施策28について、高齢者のうち2割は介護が必要だとしても、8割は元気であったり働いている高齢者である。8割の元気な高齢者に対するものとして「シニア活躍推進宣言企業数」を施策指標としたのだと思うが、シニア活躍推進宣言企業が増加することで高齢者の雇用や活躍に対してどのような効果が見込まれるのか。
- 4 主な取組の「高齢者向けの仕事のモデルづくり」とはどのようなことを行うのか。モデルづくりは、民間企業が主体となって行うものだと考えるがどうか。

就業支援課長

- 1 まち・ひと・しごと創生総合戦略では、労働力調査の最新値であった平成26年の平均の就業率57.7%の水準を維持することを目標とした。5か年計画案においても、現行水準の就業率を目標として、直近5年間の平均値を維持することを目標としている。目標の就業率57.8%が実現した場合、試算では就業者数が369万4,000人となり、就業率が58.4%であった平成27年の就業者数369万1,000人を上回る。就業者数は増えていく目標値となっている。
- 2 早期離職防止については、若者の職業観の醸成と就業後の定着支援が重要である。県では、これまでもインターンシップを実施してきた。今年度からは、県内の6大学と企業が連携して、県内企業の魅力を発信する事業を行っている。この事業は、学生の職業観を身に付けてもらうとともに中小企業の魅力を知ってもらう一石二鳥の事業である。

こうした取組を進め、早期離職の防止に努める。

シニア活躍推進課長

- 3 高齢者の就労については、働く意欲を持っている高齢者が数多くいる一方で、企業での受皿が不足しているという課題がある。そこで、定年制の廃止や継続雇用年齢の延長、高齢者が働きやすい職場環境づくりなどに取り組む企業を県が認定する制度を昨年7月から開始した。現在、114社を認定しているが、この中には、例えば定年の廃止や継続雇用年齢の延長などに取り組んでいる企業が71社、若者とのペア就労など高齢者の技能・知識を継承する仕組みづくりに取り組んでいる企業が61社、短時間勤務など高齢者の特性に配慮した勤務形態を導入している企業が64社である。こうした取組を行っている企業を県が認定し、他の企業にも紹介することで県内企業での高齢者の働く場を拡大していきたい。
- 4 今年度は県内企業10社に対して中小企業診断士などの専門家を派遣し、企業での高齢者向けの仕事づくりを助言している。この10社の中には、例えば、体力的な負担が少なく高齢者の知識や経験を生かすという観点から、社員向けの研修などの業務で高齢者を積極的に活用したり、製造業では品質管理などの業務に経験のある高齢者を積極的に配置する取組を行っている企業がある。こうした事業をモデル化し、ほかの企業にも広めていきたい。

立石委員

- 1 高齢者向けの仕事のモデルづくりは民間企業と協力しながら進めていく考えはないのか。

シニア活躍推進課長

- 1 企業に派遣した中小企業診断士などの専門家が経営者等と議論をしながら高齢者が働きやすい環境づくりを進めており、民間企業と協力してモデル化を行っている。

白土委員

- 1 施策23の施策指標について、私立学校では保護者や地域住民の意見を取り入れていないとの問題意識があり、このような指標を設けたのか。また、現行5か年計画における「私立学校の果たす重要性に鑑み、その自主性を尊重し建学の精神に基づく特色ある教育を進めるための支援を行います」という記載について、指標を変更したことにつじつまを合わせるため、「私立学校が質の高い特色ある教育を実施し、創造性豊かな人材を育成できるよう支援を進めます」という文言に修正したのか。さらに、今回の指標が県の施策にどのように結び付いていくのかが全く分からないので、考え方を教えてほしい。
- 2 施策24について、施策指標「学校応援コーディネーターの人数」も目標値である3,100人が達成された場合、学校におけるコーディネーターの充足率はどうなるのか。
- 3 施策指標「小・中学校におけるコミュニティ・スクール数」について、今まで9校しかなかったのは、何らかの課題があったからではないのか。今まで9校であったのはなぜか。また、全県では小・中学校が相当数ある中で、コミュニティ・スクールを300校にすることが、家庭・地域の教育力向上の指標として適切なのか。
- 4 施策25の施策指標「不登校（年間30日以上）児童生徒の数及び割合」について、目標の根拠では、不登校児童生徒の割合が全国上位3位の水準として、小学校0.2

2%、中学校2.16%と記載されており、これを目指して目標値を設定したとされている。しかし、実際には小学校0.19%以下、中学校2.01%以下の目標値が設定されているが、この数値の考え方を教えてほしい。また、全国上位3位と記載されているが、これは下位3位ではないのか。

- 5 指標の説明として、病気や経済的な理由による者を除いて30日以上欠席した児童生徒の数とあるが、除かれている児童生徒の中には精神的な病気の者も入っているのか。
- 6 施策指標「公立高等学校における中途退学者数及び割合」について、中途退学者数がゼロになるのが望ましいとは思いますが、ほかの進路を希望し退学する前向きな退学者がいると考えられる。恐らく、この指標の目標値は中途退学者の中で非行に走る者の割合を考えて設定したものと思うが、中途退学者が非行に走る割合を把握していたら教えてほしい。
- 7 施策25の担当部局に福祉部が記載されていないが、課題を抱える子供たちへの支援には、福祉部も関わるべきである。福祉部が記載されていないのはなぜか。教育局だけでこの施策を実施できるということか。

学事課長

- 1 建学の精神・私学の独自性や特色を生かすということが私学教育の振興で一番大切だという基本的な考えは、現行の5か年計画と変わらない。施策指標に合わせる形で文言を修正したというわけではない。私学の独自性・建学の精神を生かした特色ある教育を進めるためにも、学校関係者評価の取組によって地域住民や保護者等の意見を取り入れながら、それぞれの学校が向かっていく方向を、学校自らがPDCAサイクルにより改善していくということが重要である。この施策が、必ず県の私学教育の振興につながっていくものと考えている。

家庭地域連携課長

- 2 学校応援コーディネーターは、小・中学校1校当たり平均して2.3人いるが、1人のみの学校が620校ある。円滑な学校運営をしていくためコーディネーターを養成し、このような学校に2人以上を配置することを目指していく。

小中学校人事課長

- 3 今まで9校しかなかった理由としては、一つは、コミュニティ・スクールに移行しなくても、例えば学校応援団、学校評議員制度により、既に学校と地域との連携が十分に なされているという市町村や校長の認識があったと聞いている。また、コミュニティ・スクールにおいて、学校運営協議会や学校運営協議会の委員が教職員の人事に対して意見を言える制度や、校長が作成した学校運営の基本方針が承認されないことで学校運営が混乱するのではないかと懸念が、市町村にあったと聞いている。しかしながら、この制度は学校が抱える複雑・困難化した課題解決について、学校と地域がパートナーとして相互に連携、協働し、社会総掛かりで教育の実現を図るために、有効な手段として設定されたものである。そのことを踏まえ、県としても、支援から推進へ舵を切り、取り組んできた。300校で教育力の向上につながるのかとの指摘については、コミュニティ・スクールは、設置によって地域住民や保護者がどのようにしたら学校をより良くできるか、あるいは子供たちのために家庭、地域でできることは何なのかを主体的に考え、学校運営に対する参画意識が高まることを狙いとしている。文部科学省の平成27年度の校長への意識調査によると、8割近くの校長が管理職の異動があっても継続的な

学校運営がなされていると回答している。これは、家庭、地域の協力があり、学校運営に主体的に参加している、教育力が高まった証であると捉えている。5か年計画案では300校を目標値に設定しているが、今後も、この中から優良な事例を取り出し、成果等を収集し、更に推進していく予定である。県内1,065校ある小・中学校のうち3割での設置を目指して、今後5年間取り組んでいく。

生徒指導課長

- 4 小学校0.22%、中学校2.16%は、平成26年度の上位3位の割合である。これに対し、小学校0.19%、中学校2.01%という割合は近年において上位3位のうち最も少ない割合である。具体的には、平成24年度の小学校0.19%と中学校2.01%という割合が最も少ない割合であったことから、この数値を目指していくとの考えから設定した。また、全国上位3位とは、不登校が少ない順に3位という意味である。
- 5 病気には精神的な病も含まれている。
- 6 教育局としては中途退学者が非行に走る割合は把握していない。ただし、中途退学する者は、社会性が身に付いていない、学力が低いなど、自立に結び付かないという実感を学校では持っていることから、中途退学を防ぐことは重要であると考えている。
- 7 福祉部との連携は大変重要なことと考えている。教育委員会や学校だけで課題を抱える子供たちへの支援ができるものとは考えていない。ほかの分野やほかの基本目標、例えば「子供を安心して生み育てる希望をかなえる」などの基本目標に連なる個別の施策において、課題のある子供に対する支援の施策が入っていると考えており、福祉部ともしっかり連携して子供たちの支援をする。

計画調整課政策幹

- 7 担当部局に記載しているもの以外にも、福祉部はもとより、若者の自立支援であれば産業労働部、非行対策であれば県民生活部というように関連する部局はある。編集方針として、主な取組に関連する事業等を所管しているかどうかで記載の線引きをしているため、福祉部の記載がないが、御理解いただきたい。

白土委員

- 1 中途退学者のうち、非行に走る割合は把握していないとのことだが、就職や留学など希望して退学した人数について、分かれば教えてほしい。

生徒指導課長

- 1 中途退学者のうちほとんどの者は、何らかの理由で退学を希望し、退学願を出している。平成27年度の埼玉県の公立高校の中途退学のうち、18.7%が進路変更を理由としている。

安藤委員

- 1 施策30の施策指標「グループホームの利用定員数」について、定員数を3,654人から5,050人に増やすとしているが、調べてみると、これまで県が汗かいて取り組んできていない。社会福祉法人や親の会の頑張りにより定員数が増えているのではないのか。今後、県が自ら汗をかくつもりで頑張っていくのか。
- 2 施策22の主な取組「安全で快適な学習環境の整備・充実」において、県立高校への空調設置をどのように考えているか。

障害者支援課長

- 1 グループホームは、基本的には民間事業者がサービスを提供することになっている。県としては施設整備補助金を活用した整備を進めるほか、グループホームが設置されていない市町村に出向き、グループホーム設置の協力をお願いしている。また、既にグループホームを運営している社会福祉法人などに新たなグループホームの設置を働き掛けるほか、県営住宅の空き住戸を活用したグループホームの整備に取り組んでいる。このように、民間事業者がグループホームを設置するに当たり、側面的な支援を行っていきたい。

財務課長

- 2 県立高校の空調については、現状で普通教室棟への設置率が約92%となっているが、そのうちPTAの負担により設置されたものが約80%である。未設置の学校11校も設置に向けて検討を進めているところであるが、保護者に負担をしてもらう必要があるため、丁寧に調整しながら設置を推進していく。

安藤委員

- 1 県営住宅を活用したグループホームについての取組には感謝する。指標にするのであれば県が実際にどれだけ汗をかいたのかを目標にすべきだと思う。民間事業者が、グループホームを設置する場合、住民説明が一番大変と聞いている。また、行政職員から住民に説明をしてもらえれば大変助かると聞いている。側面的支援として市町村への働き掛けをするだけでなく、周辺住民の理解を得る活動をしていただきたいと思うがどうか。
- 2 PTAの負担により空調の設置が進んでいる状況は情けないと考える。快適な学習環境の整備・充実を取組に掲げているだけになっている。（意見）

障害者支援課長

- 1 グループホームを開設するに当たり、住民の理解を得ることが難しい場合は、県の職員が直接出向き、周辺住民に対し内容を説明し理解を求めるという対応はしている。また、県営住宅のグループホームについては、現在3か所で取組を始めており、その実施状況を今後検証し、課題等を踏まえて可能であれば県内に広めていきたいと考えている。

武内委員

- 1 施策20の施策指標「学力・学習状況調査における学力状況」は、現行の5か年計画と異なり、「全国学力・学習状況調査において全国平均正答率を1ポイント以上上回った」とされており、目標の根拠では全国トップクラスの水準になることを目指しているが、具体的にどの程度の水準を目指しているのか。また、4教科区分とはどのようなものか。
- 2 施策指標「学力・学習状況調査における学力状況」には、高校の指標を入れることは難しいのか。考え方を聞きたい。
- 3 国際学力テストで科学は1位だったが、読解力が非常に落ちていたことは、本を読まないことによる読解力の停滞が原因だったと思うが、読書を推進することについて、どう考えているのか。読書の冊数を把握しているのであれば教えていただきたい。資料はあるのか。
- 4 施策21の主な取組に「いじめ・不登校・高校中途退学の防止」があるが、これに対

- する指標は施策25の中にある。この整理がよく分からないので説明してほしい。
- 5 施策21の施策指標について、現行の5か年計画では、身に付いている「規律ある態度」の項目数が施策指標であったが、身に付けている項目数の割合に変更した理由は何か。現行計画の指標の達成状況がC評価であり、目標達成が難しいために変更したのか、それとも、割合の方が施策の効果を検証するのに適正と判断したのか。また、「規律ある態度」が身に付いたかどうかは、いつどのように評価されるのか。子供たちは1年の間でも変わってくることもある。具体的にどのように評価するのかを教えてください。
 - 6 「児童生徒の8割以上が身に付けている『規律ある態度』の項目数の割合」と「身に付けた『規律ある態度』の項目数を伸ばした児童生徒の割合」の2つの指標の関係性がよく分からない。複雑であるため、分かりやすく説明していただきたい。
 - 7 身に付けている「規律ある態度」について、難しいのかもしれないが、高校生の状況についての資料はないのか。
 - 8 「規律ある態度」の項目について、各学年で12のチェック項目、小・中学校の9学年で108の項目がある。このチェック項目の一覧を資料としていただきたい。
 - 9 施策22の施策指標「『主体的・対話的な深い学び』に関する研修を受講し授業を行った教員数」は、指標としてふさわしいのか。授業を受けた子供の数などのほかの指標は考えられないのか。また、研修受講後の教員のフォローアップについてはどのように行っているのか。
 - 10 施策指標「授業中にICTを活用して指導する能力がある高校教員の割合」について、実態はどうなっているのか。現状では、3割弱の教員は指導する能力がないということか。また、指導能力がある教員の割合が100%になるまで5年もかかるというのは時間がかかり過ぎではないか。
 - 11 質の高い学校教育とは、質の高い教員や管理職の育成、施設や学習環境の充実などを推進することがテーマになると思う。アウトカム指標として、学校評価などのほかの指標は考えられなかったのか。

義務教育指導課長

- 1 全国学力・学習状況調査には、A問題とB問題がある。小学校では国語と算数、中学校では国語と数学があり、それぞれA問題とB問題があるため、4つずつの問題があることになり、4教科区分となる。全ての教科区分において全国平均正答率を1ポイント以上上回る県には、小・中学校でいずれも秋田県及び北陸の県などがある。小・中学校で若干の違いはあるが、全ての教科で全国平均正答率を1ポイント以上上回るのは3県から6県程度である。そこをトップクラスと考え、目指していきたい。
- 3 読解力には、読書の量や質が関係すると考える。読書を全くしていない子供の学力が低いということは全国学力・学習状況調査でも結果が出ていることから、読書が好きな子供の学力は高いということがいえる。したがって、読書の量や質も上げていくことが重要と考えている。特に、全国学力・学習状況調査は、問題の内容をしっかりと読み解く力がなければ解けない問題が近年多くなっており、読み解く力が身に付いていることが最終的に全国学力・学習状況調査の結果につながるため、読解力の向上を目指して頑張っていく。読書冊数のデータはないが、読書の時間は全国学力・学習状況調査で分かっており、全く読書をしていない小学生は、埼玉県が18.8%、全国で20.6%である。
- 5 規律ある態度の項目は、全て身に付けていくべきものであり、項目数より割合を示す方が状況が分かりやすいことから項目数の割合を指標とした。県の学力・学習状況調査

は4月に小学校4年生から小学校6年生に対して実施している。小学校3年生以下の学年も含め、4月に実施することも考えている。

- 6 2つの指標のうち、8割以上が身に付けている項目数の割合とは、各学年で12項目ずつのうち、達成できている子供が8割いる項目が何項目あるかということである。項目数を伸ばした児童生徒の割合とは、一人一人が身に付けられた項目に着目したもので、小学校であれば4年生から6年生の2年間で項目数を伸ばした子供の割合を少しでも増やしていこうというものである。現状値は県の学力・学習状況調査の2年間の結果から推計したものではあるが、それをベースに現状よりも5ポイント伸ばしていきたい。

高校教育指導課長

- 2 高校においては、学科、課程等によりカリキュラムが大きく異なることから統一したテストは実施していない。現在、文部科学省で基礎学力テストを検討しているので、動きを見ながら考えていく。
- 3 読書量は読解力の大きな要素だと考えている。しかしながら、高校レベルだと、読んだものを理解して自分なりにまとめ、そして発表するという一連の活動も読解力に大きく影響している。全国学校図書館協議会と毎日新聞社が調査をした結果として、平成28年度の高校生の読書冊数は1か月の平均が1.4冊、年間で16.8冊というデータがある。朝に全員で読書を行うなど、学校全体で読書活動に取り組んでいる高校もある。
- 7 高等学校における「規律ある態度」の状況に関するデータはない。
- 9 この施策指標を設定したのは、教員が一方的に教え込む形の授業が多かったが、それに加えて子供たちが主体的に考えていく授業を実践するという大きな転換点を迎えていることが関係している。まずは、教員の指導力を高めるという観点からこの研修を実施し、授業を実施する教員の数を増やしていく。また、フォローアップとしてはこの研修を受けた教員が中心となり、各学校で実践している授業を研究授業という形で公開している。参観を希望する教員が各学校から集まり、授業を参観して研究協議を行っている。県も、年に一度、大きなシンポジウムを開催し検討を深めている。
- 10 ICTを活用できない教員が3割近くいることについては、文部科学省が実施している調査に基づく数値である。その調査の中で、「ICTを活用して指導することがほとんどできない」と答えた教員の割合は、全体の約5%と把握している。また、時間がかかり過ぎではという御指摘については、ICT機器の進歩が急速に進んでいる中、学校現場で教材を作成し機器を活用するため、学校に「校内情報化推進員」を配置し、その教員を中心に校内研修を実施している。このような取組を進めながら、教員の指導力向上を図っていく。

生徒指導課長

- 4 全ての児童生徒において、いじめ、不登校、高校中退の防止が重要であることから施策21の主な取組に「いじめ・不登校・高校中途退学の防止」を記載している。全ての児童生徒のいじめ、不登校や中退を防ぐためには、魅力ある学校づくりや社会性を身に付けさせることなどが重要となっているが、そうした学校全体の取組を進めても、成育環境を含め様々な課題を抱える子供がおり、そうした子供に不登校や高校中退が起こることが多いのも事実である。そのため、施策指標としては、全ての児童生徒に関わるものではなく、様々な課題を抱える子供たちへの支援の指標として設定したものである。

武内委員

- 1 児童生徒の8割以上が身に付けている「規律ある態度」の項目について、各学年で12項目あるとのことだが、小学校と中学校で全て同じ内容ということなのか。また、「規律ある態度」の12項目全てを身に付けている生徒が8割以上ということなのか。
- 2 読書について、何時間しているかについての資料を要求する。
- 3 施策21の主な取組「いじめ・不登校・高校中途退学の防止」と施策25の施策指標との関係について、もう一度説明をお願いする。
- 4 施策22の指標について、アウトカム指標としてほかの指標は考えなかったのか。

義務教育指導課長

- 1 12項目は、全て同じ項目である。また、8割以上については、例えば、12項目のうちの1つに、整理整頓ができるかという項目があるが、これを小学校4年生に聞き、8割以上の子供ができると答えれば、その項目は身に付いているということとしている。子供一人一人に着目をするのではなく、項目ごとに8割の子供ができると答えたということである。一方で、項目数を伸ばした児童生徒の割合が、個々の子供に着目したものである。

生徒指導課長

- 3 施策21の考え方は、魅力ある学校づくりや社会性を身に付けさせることなど、学校全体として取組を進めることにより、いじめ、不登校、高校中退を減らしていこうというものである。一方、施策25では、不登校や中途退学は成育環境を含めた様々な課題を抱える子供に起こることが多いため、そのような課題を抱える子供への支援を充実させることにより、不登校や高校中退を減らしていこうという考え方で指標を設定したものである。

義務教育指導課長

- 2 全国学力調査により、読書を何時間しているかのデータがあるので、指示いただければ資料を提供する。

委員長

ただ今、武内委員から読書時間についての資料要求があったが、本委員会として要求することに御異議ないか。

< 異議なし >

委員長

異議なしと認め、そのように決定する。

高校教育指導課長

- 4 質の高い学校教育の推進の大きな部分として、教員が一方向的に教え、生徒が黙って座って聞いているという従来の授業を大きく転換していくということがある。そのポイントとなるのが、主体的、対話的な学びにつながるような授業改善や、ICTを活用した新たな学びなどを構築していくというものである。そのために、研修を実施し、その成果を生かしながら授業が改善され、子供たちの学力向上につながるというのがアウト

カムになると考える。また、ICTを活用する能力を身に付けたことで授業が改善され、子供たちの学力向上につながることもアウトカムになると考える。最終的には、子供たち一人一人が能力を最大限伸ばすことや、今までできなかったものを新たな学びとして身に付け能力を高めていくことがゴールになると考えている。

中川委員

- 1 施策30について、県教育委員会の障害者雇用の状況は、長年法定雇用率さえ守れずに、今年になってやっと法定雇用率を充足したというレベルだが、今後5年間も法定雇用率を充足するだけだと聞いている。これまでの分を取り返す気はないのか。具体的には、短時間勤務という採用形態での採用があるのか。この15年間で特別支援学級、特別支援学校は生徒数が7割増えている。今後、高齢化で財源が削られれば障害者が路頭に迷うことになるが、どのようにカバーしていくのか。法定雇用率を上回る雇用をしないのであれば、ほかのやり方を示すべきではないのか。
- 2 過去5年間で子供の一番自殺者が多かったのはいつか。また、子供を巻き込んだ心中が過去5年間でどれくらいあったのか。
- 3 施策25の施策指標「公立高等学校における中途退学者数及び割合」について、具体的に中途退学者の割合を減らすためにどのような対策を講じようとしているのか。例えば、親の問題が大きいネグレクトを教育の中でどのように見つけるのか。また、高校1年生に対する歯科検診が実施できていないのではないかと思うが、実施の予定があるのか。
- 4 施策22について、質の高い学校教育を維持するにはどのように財源を確保するのが重要である。高校の備品費については、生徒数が減少しているという理由よりも、財政が厳しいという理由から削られており、私の記憶では備品費は25%減っていたと思う。このように財源が厳しく、更に今後高齢化により財政が一層厳しくなる中で、教育局はどのようにして改革をするのか。私どもの会派では、学校事務職員を正規職員から非正規職員にする以外に大きく改善できる方法はないと考えているがどうか。
- 5 不登校対策として、学校での補習授業について、県は方針を持っていないが、今後の5年間でも方針を出さないのか。

総務課長

- 1 今年、ようやく法定雇用率である2.2%を達成した。今後、少しでも上積みを図っていきたいと考えている。常勤職員の特別選考による障害者の採用は、今までも取り組んできているが、今回法定雇用率が達成できた大きな要因の一つには、短時間の非常勤職員の雇用を大幅に増やしたことである。平成27年度には37人の採用だったが、本年度は106人とした。今後、更に職域の拡大、仕事の切り出しの工夫を重ねて、多くの障害者を雇用していきたいと考えている。ただし、高齢の職員の大量退職の時期を迎えており、この中には障害のある方も多く含まれている。上積みを図っていくのは厳しい状況ではあるが、一人でも多く雇用し、また、0.1ポイントでも多く雇用率を上げていきたいと考えている。

人権教育課長

- 3 現在、教育局では、各小中高等学校等の校長を対象とした研修会の中で、必ず児童虐待について情報提供をしている。また、各学校では、児童虐待対応教員を指定しており、これらの教員を対象とした研修会の中で、具体的に自分の学校でどのような状況におい

て虐待に気付き、その後どのような対応を行ったかという事例の発表をしている。そのほか、大学の先生を招き、児童虐待についての講義等を行っている。今後とも、ネグレクトを含めた児童虐待の防止に取り組んでいきたい。

保健体育課長

- 3 現在、高校生については、1年生から3年生まで全学年の全ての生徒に学校歯科医による歯科検診を行っている。治療が必要な生徒には、歯科医の治療を受けるように保護者を通じて通知文を出している。通知数は全て把握していないが、今後も管理職、養護教諭等を含め治療の徹底に努めていく。

生徒指導課長

- 2 子供の自殺が一番多かった時期について、教育局としては数字を持っていないが、公立学校の小・中・高校の生徒の中では、平成25年に14人である。この人数は、学校が自殺として認知したものであり、自殺者の数という意味ではないということを御理解いただきたい。心中については、数字を持ち合わせていない。
- 3 高校中退を減らすためには、いくつかの大切なことがある。一つは、高校進学をするに当たりミスマッチを防ぐための適切な進路指導が重要である。また、基礎学力を身に付けさせることも重要である。また、悩みや病を抱える児童生徒への教育相談などの個別の対応も必要である。何より、目的意識をしっかりと持たせて社会性を身に付けさせることが重要であると考えている。
- 5 不登校対策も同様であるが、一人一人の学力に応じた補習などに各学校が適切に対応するべきであることから、県教育局としてもそのように進めていく。また、目的意識や社会性を身に付けさせるためには体験活動が大変重要であることから、体験活動のプログラムなどを学校教育の中に組み入れていく。

県立学校人事課長

- 4 事務職員については法令上置かなければならない必置義務があり、また常勤の者に限るとの規定があるため、法令に従い、事務職員をパートで代用するような方策については現在考えていない。

中川委員

- 1 障害者雇用の目標について、法定雇用率と変わらないのか。冊子の表紙に「希望・活躍・うるおいの埼玉」と記載があるが、これではこの3つは達成できないと思うので再度の答弁をお願いする。学校現場では、特別支援学校の先生が一人でも多くの障害者を雇ってくださいと頭を下げているのに、それでよいのか。
- 2 夏休みに補習授業を行っている市町村は少ない。全県的に補習授業を推進していく視点がなければ結果的に学力向上に結び付かない。現場の教員からは、夏休みが終わると不良になってしまうとの声も聴いている。補習授業の方針には、夏休みの補習授業が含まれていないがどうしていくのか。

総務課長

- 1 一人でも多く、少しずつでも雇用率の向上を図っていきたいと考えている。

義務教育指導課長

- 2 夏休み中の補充的学習について、県内市町村においては、全ての小学校で実施している市町村が32、中学校では43校という状況である。学校外で学習する時間が長い生徒ほど、全国学力・学習状況調査での正答率が高いという結果も出ている。放課後の補習、夏休みの補習授業、土曜授業など、様々なアプローチがあると考えている。県の学力・学習状況調査を踏まえながら、各市町村、学校で学力の定着を図る取組を進めてもらうものと考えている。

小島委員

委員会の運営について提案する。この委員会は5か年計画の案を審査している。質問をする際に、どの施策のどの部分に関わる質問なのかを明確にすべきである。

委員長

各委員は十分に留意されたい。

中川委員

施策22で確認した学校事務職員について常勤の職員を置かなければならないという文部科学省の方針は分かっているが、特区申請の考えはないのか。

県立学校人事課長

国の中教審で今後の事務職員の在り方の方針が示されている。方針では、事務職員についてはその専門性を生かして「チーム学校」の一員として校長を学校運営面から補佐する役割を一層果たしていかなければならないとされている。そのことから県においても国の方針に沿って学校事務体制の充実を図っていくということが責務であると考えている。したがって、特区を活用して事務職員を減らしていくということについては、学校事務が期待されている方向とは異なると考えているため特区の活用は考えていない。

高木委員

- 1 施策22の主な取組の「学校図書館、教材の充実」について伺う。読書を充実させることが重要だと指摘があったが、学校図書館に司書を配置するのは非常に有効なことだと思う。さいたま市立小学校は全校に学校司書が配置されており、実際に効果がある。市町村によりばらつきがあると思うが、県内の学校図書館の司書を配置率はどのくらいか。また、配置率を伸ばしていく方向性があるのか。
- 2 施策29の施策指標「審議会などの委員に占める女性の割合」の目標値となっている平成33年度末の40.0%について、目標の根拠は国の目標値が参考となっていると見受けられる。国は、平成32年の12月までに最低でも40.0%を目標としている。一方、県は、平成33年度末である平成34年3月まで国と同じ目標値であるが、それでよいのか。困難な事情があるなら確認したい。
- 3 施策番号30の主な取組に「精神科救急医療体制の強化」があるが、具体的にどういった内容を強化していくのか。

義務教育指導課長

- 1 学校司書の配置状況は、平成28年度の学校図書館の現状に関する調査によると、小学校が48.6%、中学校が53.9%である。市町村に対し、交付税措置されている

中で配置を進めていく方法で、我々としても市町村における配置を促していきたいと考えている。司書教諭については、教諭が司書教諭の講習を修了した上で発令されるが、小学校で90.4%、中学校で87.9%という状況である。この5年間で学校にある本の冊数の基準は改善がみられているが、図書館を利用した授業については、全国学力・学習状況調査上でも改善の余地があるため、その観点から学校司書、司書教諭の果たす役割も大きいと、市町村における配置が進むよう促していく。

男女共同参画課長

2 目標値については国の40%以上60%以下という目標を参考としている。均衡という視点では50%が望ましいため、40%にとどまるのではなく、その上を目指していきたい。現行の5か年計画でも40%を目標としており、平成24年度に35.9%、平成26年度に38.1%と増加したが、平成27年度は38.2%と直近1年間では0.1%と微増にとどまっている。その理由としては、全国的な課題でもあるが、各分野・団体からの推薦による委員では、専門性などの理由から女性がいなかったということがある。委嘱に当たっては推薦団体の長だけでなく、女性の適任者がいれば副会長などにもお願いすることにより、40%以上を目指していく。

県立学校人事課長

1 高校の司書と司書教諭について参考までに申しあげると、司書、司書教諭ともに全校で発令している。

疾病対策課長

3 精神科救急医療体制の強化については、県地域保健医療計画の中でも取組として挙げている。具体的な内容としては、県民が必要なときに、いつでも適切な精神科医療を受けられるような精神科医療体制の充実を図ること、地域の医療機関では対応困難な精神障害者に対し、高度専門医療の提供体制を強化することなどである。

高木委員

1 小・中学校において、交付税措置の中から市町村に配置を働き掛けるということは、特定の財源を示しているわけではなく、交付税全体の中に含まれているから、市町村としては努力してもっと増やした方がよいということか。

義務教育指導課長

1 学校の図書も含めてであるが、財源として市町村に対して交付税措置がされているため、そのことを市町村に示して、学校司書、司書教諭の配置を働き掛けるという意味である。

井上委員

1 施策23について、設定されている施策指標は、学校関係者評価の実施率を伸ばすということである。学校関係者評価は、行うよう努めることとされているものであり、義務付けされているものではないが、県としては具体的に何をするのか。
2 施策28について、シニア活躍推進宣言企業数が今後2,500社まで増加すると、企業が宣言することの価値が薄れていくのではないのか。

学事課長

- 1 学校関係者評価の取組は学校教育法施行規則に基づく努力義務ではあるが、基本的には各学校自らが経営改善し、建学の精神に基づく特色ある教育に取り組んでいくことが大切と考えている。県としては、県補助金に係る学校検査において学校評価がどのように行われ、どのような改善が見られるか確認している。また、幼稚園などは規模も小さく評価を行う教職員体制も弱いので、良い事例を研修の場で取り上げ、積極的な取組を促していく。

シニア活躍推進課長

- 2 シニア活躍推進宣言企業の目標は、就労を希望する高齢者が数多くいる中で、企業での受皿を拡大することであり、正に宣言企業の数を増やすことが施策の目標である。同時に、宣言企業を増やしていくことで、まだ認定を受けていない企業も認定を受けようという意識付けにもつながるものと考えている。また、価値を高めるという点に関しては、シニア活躍推進宣言企業の中で、特に優れた取組を行っている企業に対しては知事が表彰することを開始し、今年度は7社の表彰を行った。こういった知事表彰などにより、宣言企業の認定を取りがいのあるものにしていく。

井上委員

- 1 施策23について、施策指標を達成するためには、学校関係者評価の実施を補助金を交付する際の要件にしてはどうか。
- 2 シニア活躍推進宣言企業について、多様な働き方実践企業のようにプラチナ、ゴールドなどのランク付けを行うような発展的な取組を行う考えはないのか。

学事課長

- 1 高校については、運営費補助金の加算という形で取組が早く進むよう政策誘導している。高校は既に取組が進んでおり組織体制もしっかりしていることから、僅かな補助でも促進できるという狙いである。しかし、幼稚園については、加算での政策誘導はしていない。評価の実施自体に着手するレベルに達していないというところが現実であり、150人を超える規模の園でも42.4%程度しか取り組んでいないという状況である。まずは、学校関係者評価に取り組んでいない実情を丁寧に確認する中で財源が課題ということが見えてくれば、運営費による加算も含めて検討したい。

シニア活躍推進課長

- 2 企業での高齢者の方の働く場を広げていくことが重要だと考え、2,500社を目標に設定した。まずは、この目標を達成することに取り組み、その過程で必要に応じて研究していく。

井上委員

施策23について、5か年計画で学校関係者評価を指標化するのであれば、確実に目標値を達成するためにも、運営費補助金の交付そのものを要件にする考えはないか。

学事課長

運営費補助金は、基本的には学校経営の下支えとなる管理費や人件費など経常的な経費に充てられている非常に大切なものである。国庫補助、交付税措置もあるので、学校評価

という一面だけを捉えて補助金支給自体の要件とするのは難しいと考えている。今回、5か年計画の施策指標とすることになれば、私学振興を図るための手段として、学校関係者評価を学校がしっかりとできるように進行管理し、運営費補助金の効果が高まるよう努めていきたい。

木下委員

- 1 5か年計画案は、2025年問題に関するものが各施策に散らばっていて枠組みが分かりづらい。会派内で検証したところ、元気な高齢者のメインとなるのが施策28の施策指標「シニア活躍推進宣言企業数」であると考えているが、この指標をメインの指標として選定した理由は何か。
- 2 国の方針を反映させている個別計画が6本あるが、国の方針が変更された場合、県はどのように対応するのか。

シニア活躍推進課長

- 1 施策28は高齢者の活躍支援として、産業労働部が所管している就労への支援と県民生活部が所管している地域社会活動への支援が主な柱となっている。指標の選定に当たっては、全庁的な方針で1つの施策につき2つ以内となっており、施策28については、就労と地域社会活動の分野からそれぞれ1つずつの指標を選定することとした。そこで、就労の部分については、まずは企業における働く場を拡大することが重要だという観点から、シニア活躍推進宣言企業を指標として選定したところである。

計画調整課政策幹

- 1 元気な高齢者の活躍を反映する指標について補足すると、高齢者の活躍を支える土台として健康の維持が不可欠である。このため、施策28の2つの指標のほか、高齢者の健康を維持し活躍できるようにする視点から、施策05の「75～79歳の要介護認定率」を現状未滿にするという指標もその一つと位置付けている。
- 2 国の方針変更等により、指標の数値を変更しなくてはならないような事態が生じた場合には、修正について検討しなくてはならないと考える。

木下委員

所管する就労の部分で最も適した指標を選定したということであれば、部局間での調整は行っていないということか。

シニア活躍推進課長

高齢者の活躍支援に関しては、就労、地域社会活動、健康長寿の3つの分野で取り組んでいる。就労については所管している産業労働部がシニア活躍推進宣言企業数を、地域社会活動については地域社会活動への参加を、健康長寿については健康寿命をそれぞれ指標としており、常に各部と意見交換しながら事業を進めている。

秋山委員

- 1 教育環境の整備について、教職員定数など教育条件を根本的に整備する柱としての施策を個別に設けなかった理由は何か。
- 2 施策20の施策指標は、学力・学習状況調査の正答率についての指標であるが、これが適切なのか。正答率を指標とすることは、教育現場や保護者・児童生徒への圧力にな

る、学力テスト至上主義の指標ではないか。

- 3 学力向上だけを目指すのではなく、現行5か年計画における「『教育に関する3つの達成目標』における基礎学力定着度」のような指標が適当なのではないかと考える。現行5か年計画の施策指標を、学力・学習状況調査における学力状況についての施策指標に変更した理由は何か。
- 4 施策20では「特別支援学校高等部で一般就労を希望する生徒の就職率」を施策指標としているが、特別支援学校の高等部を卒業する生徒の多くは就職とは違う進路となっている。一部の進路だけを捉えて指標とするのはいかがなものか。なぜ、この指標を設定するのか。
- 5 施策25では不登校についての施策指標があるが、不登校となる要因は様々なものが指摘されており、また、必ずしも学校だけが児童生徒の居場所ではなく、家庭やフリースクールなど多様な環境で過ごすことに社会の理解が広がっていると思う。この点をどのように認識しているか。また、不登校を減らすという指標や取組は、一方で児童生徒と家庭を更に苦しめることになってしまうという側面があり、注意を払わなければならないと考えるが、どのように取組を進めるのか。
- 6 施策21の主な取組「運動部活動の充実」について、平成29年1月6日に文科省が、中学校の運動部活動について休養日を適切に設定するように求める通知を、全国の教育委員会、都道府県知事などに出した。中学校では週に2日、高校では週に1日部活の休養日を設定することで、生徒や教員の負担軽減を図ることが趣旨だと考える。これを受けて、どのように取組を進めるのか。
- 7 施策22の施策指標について、「主体的、対話的な深い学び」、いわゆるアクティブ・ラーニングの研修を義務付けて大々的に取り上げることは、アクティブ・ラーニングを絶対視することになるのではないか。これは指導方法の一つであって全てではないはずである。義務的研修にすることは問題ではないかと考える。教員には研修の強制はふさわしくなく、自主的な研修受講が求められているのではないか。
- 8 授業中にICTを活用していくことについては良いと思う。電子黒板が足りないので卒業生に寄附を求めるといった話を聞いたが、必要なものは県が当然予算化して現場に配置しなければならない。ICT機器の設置状況や、教員が自由に使えるかどうかを確認したい。

教育政策課長

- 1 教育局では、児童生徒に対してきめ細かな指導を実現するため、少人数指導や習熟度指導などの個に応じた指導を進めており、そのために必要な教員配置ができるよう国に対して定数改善に向けた要望を行っている。5か年計画案では、施策20の主な取組「小・中・高等学校、特別支援学校における一人一人を確実に伸ばす教育の実践」に位置付けるとともに、個別計画である教育振興基本計画にもしっかりと位置付けて取り組んでいる。これまでの実践も踏まえ、今後もしっかり取り組んでいく。

義務教育指導課長

- 2 一人一人を伸ばしていくことが教育の本質である。このため、一人一人が伸びているかを見ていく指標が適切であると考え。学力テスト至上主義にならないかという点については、一人一人の学力を伸ばしていく結果として、全国学力・学習状況調査の結果を導いていくものである。学力を向上させることは学校教育の大きな役割の一つであるため、市町村と一体となって進めていく。

- 3 指標を変えたことについて、3つの達成目標の学力達成の目標については小中学校とも95%前後の高水準を維持してきており、一定の目的を達成してきた。しかし、全国学力・学習状況調査については、基礎的な問題に加えて、より深く問題を理解し、読み解ける力がないと解けない問題も多くあり、本県の課題がある。平成27年度に県の学力・学習状況調査を始め、一人一人の学力を伸ばし、その中で全国の学力・学習状況調査の結果につなげていくよう進めていく。

参事兼特別支援教育課長

- 4 選定した指標については、確かな学力と自立する力の育成に対し、大きな意味を持つものである。特別支援学校の生徒は、働く力を身に付け、社会で生きていかなければならない。そのために、一般就労は障害が重くても軽くても皆が目指すべきものであることから、この指標を選定した。

生徒指導課長

- 5 学校は、全ての児童生徒に対し学力や体力をつけさせ、社会性を養う場となっていることから、学校教育は重要なものと考えている。その上で、不登校については、不登校の児童生徒が行っている多様な学習活動を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援が求められていると認識している。今後の取組についてであるが、不登校への対応は、未然防止、早期発見、早期対応が何より重要である。また、それでも通学できない児童生徒には自立支援が必要と考えている。児童生徒にとって魅力的な学校づくりに努め、教育相談体制を充実させるとともに、民間のフリースクールなどとも連携しながら、全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう努めていく。

保健体育課長

- 6 運動部活動の休養日について、国の通知を受けたところである。県教育局としては、既に、平成28年3月29日付けで、原則として土日どちらかに休養日を定めると市町村教育委員会及び各県立学校に通知を出したところである。現在も、様々な機会を捉えて周知しているが、今後も国の動向も注視しながら適切な休養日の確保について取り組んでいく。

高校教育指導課長

- 7 現在、教育が大きく変わろうとしている中で、新しい学習指導要領の実施に向け、「主体的、対話的な深い学び」を実現する授業改善のための研修は大変重要であり、県としても責任を持って実施していきたいと考えている。県が実施する研修の中では、アクティブ・ラーニングを扱うものだけでなく、従来の講義型の授業を扱う教科研修も実施しており、義務教育課程、高等学校とも、アクティブ・ラーニングは指導方法の一つとの捉え方で研修を実施している。
- 8 現在までに、教員1人にパソコン1台、生徒用のコンピューター教室が県立高校では基本的には1教室以上整備しているほか、規模が大きい、専門学科を有する学校は2教室以上、プロジェクターは可動式のを各学校3セット、有線によるLAN、ネットワークの設備を整備している。しかし、国の新しい教育の情報化プランが示されているため、今後、普通教室に1台のプロジェクターの整備や、移動可能なコンピューター、タブレット端末、無線LANなどの整備を進める必要があると考えている。

秋山委員

- 1 特別支援学校高等部卒業生の進路の状況について教えてほしい。
- 2 フリースクールは不登校にカウントするのか。
- 3 平成9年の指針では、中学校は週に2日間、高校は週に1日、部活の休養日を設定するようになっている。現在、週に1回、土日のどちらかを休むよう指導しているということだが、中学校では週に2日という以前の指針との整合性はどのようになっているのか。

参事兼特別支援教育課長

- 1 平成27年度の卒業生では、一般就労を希望しない生徒も含め全ての卒業生の就職率は31.7%、通所・入所を含めて施設入所が63.1%、そのほか在家庭や進学が数%である。障害の重さに関係なく子供たちに社会で生きて働く力を身に付けさせるということは特別支援学校の大きな使命である。結果的に施設入所となっても、就労を目指させるという教育をしっかりとやっていくという意味からもこの指標を選定した。

生徒指導課長

- 2 児童生徒が学校に通学せずにフリースクールに通っている場合は、不登校にカウントしている。

保健体育課長

- 3 平成27年度の調査では、平均で1週間に5.52日活動している。つまり、1週間に一度、休養日を設けていることになるため、週に1日の休みについては定着している。国からは、新たに2日の休養日を設けるようにとの通知文が発出されたが、その内容について、国がガイドラインを再度作成するという情報があることから、注視しながら対応していく。

田村委員

- 1 施策29の施策内容にある「固定的な性別役割分担の意識は十分解消されておらず」の部分は違和感がある。先ほど、答弁では、男女共同参画に関する意識・実態調査において、性別役割分担意識に同感しないとの割合が50%を超えてから横ばいだとのことだったが、この調査は20代、30代の回答数が少なく50代、60代の回答数が多いという世代間に回答数の差があるという問題がある。また、私の周りや私よりも下の世代ではこの調査の結果のような意識は全くない。このような調査に基づいて5か年計画に性別役割分担の意識が十分解消されていないとの記載をすることは、県の姿勢が疑われることになりかねない。この調査結果をもって性別役割分担の意識が十分解消されていないと言えるのか。
- 2 施策28について、高齢者の活躍支援としてシニア活躍推進宣言企業を増やすことは良い取組である。しかし、有効求人倍率もまだ低く、完全失業率も高いという状況で、高齢者の雇用と若者の雇用の整合性をどのように図っていくのか。

男女共同参画課長

- 1 若い世代では性別役割分担意識が薄れているかもしれないが、国の調査でも固定的役割分担意識に「反対」、「どちらかといえば反対」の割合を合計すると49.4%という調査結果があり、年代に差はあるものの、固定的な性別役割分担意識は解消には至っ

ていないと認識している。このため、男女共同参画を推進していきたい。

シニア活躍推進課長

- 2 県内の中小企業の多くは人材不足に悩んでいる。また、高齢者の働き方の希望を見ると、必ずしも正社員ではなくパートや非常勤などを希望する方が多い。そのため、高齢者の就労を進めることが若者の雇用を圧迫することにはつながらないと考えている。さらに、県では高齢者の経験やスキルを若い世代につなげていくため、高齢者と若者が一緒に働くペア就労などの働き掛けも行っている。こうした取組で相乗効果を上げている企業もあり、こうしたことが若者の定着支援にもつながるものと考えている。

田村委員

- 1 国の調査でも世代ごとに同数で調査が行われているとは思えない。県の調査も、世代の偏った調査を行い、男女共同参画の推進が必要であることの根拠となる数字をわざわざ作っているように感じる。「固定的な性別役割分担の意識は十分解消されておらず」との文言がこの施策の前提として必要なものか疑問であるがどうか。

男女共同参画課長

- 1 県の調査結果については、世代ごとに同数の回答があったわけではないがそれぞれの年代から一定数の回答を得ており、統計的に信頼のおけるデータであると考えている。計画案で「固定的な性別役割分担の意識は十分解消されておらず」としているが、解消されつつある状況であるとも認識している。性別役割分担意識に同感しないとの割合は50%を超えてから進んでいないが、逆に、性別役割分担意識に同感するとの割合は年々減ってきている状況である。しかし、男女の機会均等などは望まれる形になっていない。男女共同参画を推進する際には、出発点となるのは人々の中に根付く固定的な性別役割分担意識の解消であり、この意識を解消していきたい。

【説明者】

「Ⅳ 成長の活力をつくる分野」のうち基本目標「埼玉の成長を生み出す産業振興する」

[企画財政部]

中原健一企画財政部長、小島康雄企画財政部副部長、山崎明弘計画調整課長、
堀口幸生計画調整課政策幹、竹中健司地域政策課長

[県民生活部]

細野正広聴広報課長、古垣玲スポーツ振興課長

[環境部]

牧千瑞環境政策課長

[保健医療部]

阿部隆保健医療政策課長

[産業労働部]

立川吉朗産業労働部長、渡辺充産業労働部参事兼副部長、渡邊哲産業労働政策課長、
堀井徹商業・サービス産業支援課長、増田文之産業支援課長、高橋利男先端産業課長、
新里英男企業立地課長、目良聡金融課長、浅見健二郎観光課長、
三宅瑞絵就業支援課長、吉田雄一産業人材育成課長

[農林部]

強瀬道男農業ビジネス支援課長、岡真司森づくり課長、大図早孝農村整備課長

[県土整備部]

相沢正実県土整備政策課長、濱川敦道路街路課長、磯田和彦建設管理課長

[都市整備部]

福島英雄田園都市づくり課長、高師功公園スタジアム課長

[企業局]

井上桂一企業局長、棚沢利郎管理部長、鈴木柳蔵地域整備課長

[下水道局]

本田康秀参事兼下水道事業課長

[教育局]

佐藤卓史魅力ある高校づくり課長、羽田邦弘高校教育指導課長、
大根田頼尚義務教育指導課長、芋川修生涯学習文化財課長

「Ⅳ 成長の活力をつくる分野」のうち基本目標「埼玉の農林業の成長産業化支援する」
及び「埼玉の活力を高める社会基盤をつくる」

[企画財政部]

中原健一企画財政部長、小島康雄企画財政部副部長、土田保浩地域政策局長、
山崎明弘計画調整課長、堀口幸生計画調整課政策幹、竹中健司地域政策課長、
勝村直久土地水政策課長、竹島晃交通政策課長

[産業労働部]

増田文之産業支援課長、浅見健二郎観光課長

[農林部]

河村仁農林部長、篠崎豊農林部副部長、松村一郎農林部副部長、
山崎達也農業政策課長、強瀬道男農業ビジネス支援課長、石間戸芳朗農業支援課長、

持田孝史生産振興課長、岡眞司森づくり課長、大図早孝農村整備課長、
田中誠農産物安全課長、岩田信之畜産安全課長

[県土整備部]

浅井義明県土整備部長、西成秀幸県土整備部副部長、中村一之道路政策課長、
濱川敦道路街路課長、大山裕道路環境課長

[都市整備部]

福島浩之都市整備部長、杉野勝也都市整備部副部長、諏訪修之都市整備部副部長、
吉岡博之都市計画課長、川辺隆浩市街地整備課長、福島英雄田園都市づくり課長

[企業局]

井上桂一企業局長、棚沢利郎管理部長、鈴木柳蔵地域整備課長

[教育局]

羽田邦弘高校教育指導課長、加賀谷貴彦保健体育課長

【議案に対する質疑（「IV 成長の活力をつくる分野」のうち基本目標「埼玉の成長を生み出す産業振興する」）】

白土委員

- 1 施策3-1について、企業局は農地を安価に買い上げて整備し、付加価値を付けて企業に売っている。これは、企業を誘致するという目的を果たす一方で、農地や水利を失うことにもなる。5か年計画の中で、売却で得た利益を農地維持のための基盤整備に回すという考え方やルール付けはないのか。
- 2 主な取組の「立地企業のフォローアップの強化」には、地元の雇用促進の取組が入っているのか。
- 3 企業誘致だけではなく、誘致した企業にとどまっていただくことも大事である。5か年計画には、企業にとどまっていただくための取組が含まれているのか。また、既存企業がとどまり、継続的に発展できるような支援としてどのような取組を考えているのか。
- 4 県が誘致した企業は、交通ネットワークの良さなどの地の利があることから、誘致しやすい流通企業が多くなっていると思うが、より安い労働力の確保などのほかの魅力的な条件があることで別の土地に立地する企業もある。今後は、研究開発機関や製造業を誘致し、定着していただくことが望ましいと思うが、どのように考えているのか。
- 5 先端産業分野の研究開発支援とは具体的にどのような取組を行うのか。
- 6 施策指標「新規の企業立地件数」は、産業団地などへの立地を毎年50件、5年間で250件を目標値としている、そもそも誘致する用地があるのか疑問である。企業の立地要望の件数と受け入れられる用地はどの程度あるのか。また、目標達成のためには用地はどれくらい必要になるのか。
- 7 医療イノベーションとあるが、先日、埼玉県総合リハビリテーションセンターに伺った際、予算も人員も設備もないため、医師や理学療法士は勤務外で研究しており、企業との連携も取れないなどなかなか研究も進んでいないと聞いた。県内のほかの医療機関もそのような現状である。今後、県内医療機関への支援の取組をどう考えているのか。
- 8 施策3-2の主な取組に「官民連携による汚水処理技術の開発及び海外展開」とあるが、海外で水ビジネスを展開している企業から、県のバックアップがないとの意見を聴いている。今後県は、海外で事業を行っている企業にどのような支援を行っていくのか。
- 9 施策指標「経営革新計画の承認件数」について、経営革新計画作成は時間と労力がかかり、小規模事業者には負担が大きい。県は件数を増やすことを目的化して、それにこだわり過ぎているようにも感じる。経営革新計画よりも、ほかの支援制度のほうが申請

しやすいとの声もある。小規模規模事業者が承認を得やすくなるような支援は考えているのか。

- 10 施策指標「県の支援による創業件数」について、創業支援は商工団体へ委託をしていると思うが、商工団体は厳しい人数で運営しており、人的支援などが必要ではないか。
- 11 主な取組「公共事業における県産品の利用促進」について、なぜ公共事業に特化しているのか。
- 12 主な取組「中小企業・小規模事業者の事業承継の支援」について、担い手確保・育成に対し、県としてどのように対応していくのか。例えば、建設業においては既に人手が足りない状況であり、今から育成するのでは間に合わないと考えるがどう支援するのか。
- 13 施策33の主な取組「地域で頑張る商店街のにぎわい創出支援」の中には、空き店舗対策は含まれているのか。
- 14 サービス産業の定義として、どのようなものが対象となっているのか。
- 15 サービス産業の総生産額と就業者1人当たりの所得はどのくらいか。
- 16 現行の5か年計画では、施策指標として「サービス分野に関する経営革新計画を策定した中小企業の数」を掲げているが、新計画案では別の指標とした理由は何か。

地域整備課長

- 1 企業局では、開発区域周辺農地の保全という観点から農林部局や市町村と協議・調整し、エリアの設定を行っている。また、団地整備する際には、農業用排水路の付け替え等を行っており、また、付け替える場合は素掘りであったものをコンクリート製にするなど基盤整備に努めている。今後も地元市町村や関係部局と連携していく。

企業立地課長

- 2 立地企業の課題解決や更なる成長を促すためにフォローアップ訪問を行っており、こうした中で雇用促進の働き掛けを行っている。また、立地企業への補助金制度の中でも、原則5名以上の地元新規雇用をお願いしている。本県に進出する企業の多くは交通利便性を意識して進出しているが、国とも連携して地元雇用にもつながるよう支援していく。
- 3 フォローアップの強化のため企業訪問を繰り返し、企業が抱える課題を解決し定着いただくような取組を行っている。立地企業と既存企業とのビジネスマッチングを図るビジネス懇談会も毎年開催しており、昨年度は約490名に参加いただいた。
- 4 製造業や流通加工業の誘致とともに、研究所についても、投資効果が高く県の産業技術の高度化にも資するため、積極的な企業誘致を進めている。これまで研究所が19件立地しており、カルソニックカンセイなどの大型案件も含まれている。また、誘致した研究所に対してもフォローアップ訪問を行い、地元へ根付いていただけるように支援している。
- 6 現在、産業団地ストックは少なくなっているが、民有地情報なども収集して提供している。県が押さえている民有地情報は457件、442ヘクタールであり、立地ニーズは279件、420ヘクタールである。個々の条件があり必ずマッチングできるわけではないので、どれだけの用地が必要なのかを表すのは難しいが、目標達成に努めていく。
- 8 海外展開支援は基本的には3つの目標を掲げている。一つ目は、海外展開に取り組む企業の裾野の拡大であり、県産業振興公社と連携した相談窓口の設置や情報提供を行うセミナーや研究会の開催を行っていく。二つ目は海外での取引拡大や現地での進出支援であり、展示会や商談会などの開催支援、海外のサポートデスクでの進出支援などを行っていく。三つ目は、海外人材の確保支援であり、ビジネスを更に拡大できるよう人材

確保を支援していく。

参事兼下水道事業課長

- 8 下水道局の取組としては、二つの方針がある。一つは、技術開発のためのフィールドの提供、もう一つは、海外で技術が展開される土台となる政策やノウハウを、下水道を管理する海外の公的機関に普及啓発していくことである。技術開発については、国の技術開発のプロジェクトである「B-DASHプロジェクト」により、小山川水循環センターにおいて前澤工業が高度処理技術の実証実験を行っている。また、平成28年2月に県と県内企業による「埼玉県海外下水道推進協議会」を設立し、タイ下水道公社を対象に、官民連携による維持管理や再生水利活用のノウハウの普及啓発、政策・制度に係る政策対話を行うとともに、これらの機会を活用した会員企業と相手方とのビジネスマッチングを行っている。このような取組を行い民間企業への支援を進めていく。

先端産業課長

- 5 大学や研究機関などの先端的な研究成果と企業の優れた技術力を融合させ、実用化・製品化を支援している。大学等のシーズを活用した産学連携プロジェクトでは、1テーマ当たり上限2,500万円で最長3年間支援している。企業主体の研究開発に対する取組に対しては、上限2,000万円で単年度の支援をしている。
- 7 現在、三者連携による医療機器等開発支援を実施している。これは、医療機関のニーズを把握して、ものづくり企業、製販企業が連携して行う新たな医療機器の開発を支援するものである。今年度は、独協医科大学、東京女子医科大学、県立小児医療センターで実施している。来年度も実施したいと考えており、県総合リハビリテーションセンターなどのニーズも把握し実施していくことを検討していきたい。

産業支援課長

- 9 小規模事業者の負担軽減のため、中小企業診断士など専門家の無料派遣、計画書様式の簡素化、持続化補助金申請に添付する計画書を認めるなどの支援をしている。また、小規模事業者にとって身近な相談者である商工会議所・商工会が支援する体制を整えた。その結果、昨年度は、従業員10人未満の企業の承認件数が8割を占めている。
- 10 創業支援は商工団体に委託していない。創業・ベンチャー支援センター埼玉が直接行っているので、商工団体に対して人員の支援を行う予定はない。

商業・サービス産業支援課長

- 13 空き店舗の存在は、商店街の活性化を阻害するものであり、その増加は商店街のにぎわいに大きな影響を与えるものと認識しており、空き店舗対策はこの施策に含まれている。対策としては、補助金のほか、昨今取り組まれている空き店舗を活用して商店街全体を活性化する新手法などをセミナーで取り入れたり、空き店舗の情報サイトでのマッチング支援などを行っている。
- 14 サービス産業とは、サービスを提供する産業の総称である。指標の算定に当たっては県施策の主な対象となる業種を考えており、具体的には、卸売・小売業、運輸業、情報通信業、宿泊・飲食業、介護福祉業などである。電気・ガス、保険・金融などの業種は除いている。
- 15 対象となるサービス産業の1人当たり総生産額は502万5,000円である。
- 16 本県のサービス産業の県内総生産、事業者数、従業者数のいずれも全産業の7割を超

えており、産業の大きな部分を占めている。これは全国的にも同様である。経済成長を目指す上で、サービス産業がどのように活性化していくかの推移をより分かりやすく示すためこの指標を設定した。また、今後進展する少子高齢化に伴う人口減少時代を迎えるに当たっては、生産性の視点を取り入れることが大切だと考えている。このような理由から、施策の成果がより反映されるアウトカム指標として生産性を指標として設定したところである。

建設管理課長

12 平成28年3月に建設業団体、教育機関、職業訓練施設、県などにより構成される「埼玉県建設産業担い手確保・育成ネットワーク」を設立した。このネットワークは、元請となる総合建設業だけでなく下請となる専門業者も含んでおり、幅広い様々な立場の方が参加して職場定着や資格取得を支援する事業を行っている。研修としては、新入社員研修、フォローアップ研修、資格取得支援研修等を行っている。県としても、ネットワークの活動がより実効性のあるものとなるよう支援していく。今からの育成では間に合わないのではないかとこの質問については、現状の中で建設労働力を安定的に確保するためには、労働生産性の向上が不可欠である。そこで、建設労働者のスキルアップを図るとともに、建設現場においてICTを活用した機械化施工を推進していく。また、限りある労働力を効率的・効果的に活用することが重要であることから施工時期の平準化に取り組んでいく。

計画調整課政策幹

11 この取組は、中小企業振興基本条例に基づき、県が発注する工事や物品調達において県産品の利用促進を図るものであり、委員御指摘のとおり、対象は公共事業に限るものではない。公共事業を特記した理由は、県産品利用の中で建設資材など公共事業に関するものが多くを占めていることから、代表的な例として挙げている。また、建設分野は、担い手確保も含め多様な支援が必要と考えており、県として力を入れていることを分かりやすく示すため、このような記載とした。

白土委員

- 1 県だからこそ、農地を安く買い、売却して利益を上げることができる。先ほどの質問は、その利益をどう農業の基盤整備に還元していくのかということであったが、答弁ではその視点がなかった。改めて、用地の分譲により得た利益をどう農業の基盤整備に還元していくのかについて伺う。
- 2 研究開発機関について、積極的な誘致をしているとのことだが、計画案のどこに記載されているのか。
- 3 企業誘致に関して、民有地442ヘクタールの情報提供をしているとのことだが、5年で250件の企業立地を目指す計画で、既に279件のニーズを把握しているということは、全てのニーズをまかなえないということなのか。
- 4 施策指標「県の支援による創業件数」の1,000件という目標は、創業・ベンチャー支援センター埼玉が直接関わる数字なのか、それとも県全体の数字なのか。また、創業後の事業継続率について把握しているのか。
- 5 サービス産業の定義及びその分類ごとの所得はどうなっているのか。また、県内総生産額について答弁がなかったがどうなっているのか。

地域整備課長

- 1 企業局の事業は独立採算制で行っていることから、利益を農地整備に還元する仕組みにはできない。団地ごとに、農林部局や市町村と連携して農業用排水路の付け替え等の対応に努めていきたい。

企業立地課長

- 2 主な取組の「先端産業や今後成長が期待される産業の誘致」及び「食品産業、自動車関連産業、流通加工業など埼玉の特性を生かした産業の誘致」に含まれる。
- 3 279件の立地ニーズを足し上げると、420ヘクタールであるため、442ヘクタールでも足りる。全てマッチングできるとは限らないので、まかなえると考えている。

産業支援課長

- 4 創業・ベンチャー支援センター埼玉が直接関わったの数字である。事業継続率については、直近3年間の創業について確認したところ、82.6%であった。

商業・サービス産業支援課長

- 5 県内総生産額は、平成25年度で8兆3,734億9,800万円である。

白土委員

サービス産業の業種分類の一覧及び分類ごとの1人当たりの所得及び総生産額について、資料要求する。

委員長

委員会として資料要求することによいか。

< 了 承 >

委員長

後ほど資料を提出するように求める。

木下委員

先端産業や今後成長が期待される産業の誘致について、各市町のまちづくり計画との連携が必要となる場合がある。企業用地の情報は機密事項になると思うが、連携を取ってやる仕組みになっているか。

企業立地課長

県の産業団地のストックはかなり少なくなっており、その意味では市町が行う産業団地の造成や誘致支援が重要である。ただし、市町のまちづくり計画については様々な手続が必要になることから、市町の都市計画セクションとしっかりと連携を図って調整し、産業団地の造成のタイミングを聴き取って誘致していきたいと考えている。

木下委員

制度的なことを聞いているわけではない。まちづくり計画と連携して開発行為での連携は当然である。機密事項である用地の情報について連携を取っている仕組みになっている

のかを聞いている。

企業立地課長

市町としっかりと連携を取りながら進めていく。

立石委員

- 1 施策34の主な取組「高等技術専門校における職業訓練の実施」について、高等技術専門校で実習に使われている機器は古いものが多いという話を聞く。技術は日進月歩であり、新たな機器が次々に開発される。訓練を受けても社会では古い機器が使われていないこともある。今後の5年間でどのように機器を更新していくのか。
- 2 高等技術専門校修了生の離職率はどうなっているのか。
- 3 施策指標「在職者訓練による人材育成数」について、人材育成によって生産性をどう高めたかという数値を具体的に示すことはできないのか。
- 4 高等技術専門校の訓練生の企業とのマッチングについては、1か所で年1回行うだけではなく、地域ごとでのマッチングのイベント開催などを検討してほしいが、施策34の取組に含まれているのか。
- 5 施策35について、施策内容に宿泊客を拡大するとあるが、そもそも県内には宿泊施設が非常に少ない。宿泊客を拡大するという方向性がある一方で、宿泊施設をどう増やしていくのが課題である。計画案では、整合性をどう図るのか。
- 6 施策指標「観光客1人当たりの観光消費額」には、ショッピングセンターなどでの買物の額が入っているのか。この指標はどのような数値を表しているのか。
- 7 観光客の増加を図る取組がほとんどだが、施策指標は観光客1人当たりの観光消費額を上げることが目標値となっているが、これは適切なのか。
- 8 スポーツツーリズムを推進することで観光消費額を上げていくということであるが、例えば、ときがわ町のサイクリング大会では、選手1人当たりの消費がペットボトル1本だけだったということもあり、観光消費額を上げるのは難しい面もある。土産品の購入や周辺観光地のPRなど、スポーツイベントの開催を消費へ結び付けていくための工夫をどのように行うべきだと考えているのか。
- 9 医療ツーリズムについては、今後5年間の取組で取り入れるのか。
- 10 都内に整備されたバスターミナルであるバスタ新宿は大変はやっており、周辺が交通渋滞になっているほどだという。観光客を呼び込むと言っているが、埼玉県的主要駅である大宮駅にバスターミナルがない。バスを利用して観光したいというニーズも高いと思うが、バスターミナルの整備についてどう考えているのか。

小島委員

質疑の主旨とずれた答弁が見受けられる。執行部には質疑の主旨に沿った簡潔な答弁をお願いします。

長峰委員長

執行部はただ今の意見を踏まえた答弁をすること。

産業人材育成課長

- 1 御指摘のとおり、高等技術専門校の訓練機器は全体的に古いものが多く、耐用年数が過ぎたものも大事に使っているが、限られた財源の中で最新の機器を入れるよう努めて

いる。例えば、自動車整備科では電気自動車、ハイブリッド車、クリーンディーゼル車を導入している。また、機械系科目では実際の企業で使われている全国シェアが高い最新のコンピューター制御の工作機械などを導入している。今後、耐用年数が過ぎた機器や、企業ニーズの高い機器など、優先順位を付けて順次更新していく。

- 2 修了生に対しては、修了後3年目にアンケート調査を実施しているが、全体のうち36.9%が最初に就職した会社を離職している。中高年の方が多い短期コースは離職率が高いが、主に若者を対象とした長期の2年コースの離職率は17.5%とやや低い。
- 3 生産性を高めた効果を金額で表すことは難しい。在職者訓練でアンケート調査を行っているが、満足度は高く、企業からも役立っているとの回答を頂いている。また、国家資格取得に向けた訓練では、例えば介護支援専門員試験の全国の合格率が15%程度のところ37%と、高い合格率になっている。効果を表す数字は難しいが、現在も在職者訓練の効果について聞き取り調査を行っており、今後もどのような効果があったか確認していく。
- 4 7か所の高等技術専門校のそれぞれの訓練科ごとに就職マッチングを行っている。求人票も公開し、訓練生が自ら選べるようにしており、今後もより多くの企業から求人を頂けるよう努めていく。

観光課長

- 5 国の調査によると、旅館業法上の宿泊施設は県内に820軒あるが、この数にはいわゆるラブホテルも含まれている。県では、ラブホテルを除いた約500軒を観光客が宿泊可能な宿泊施設と捉えている。これらの県内宿泊施設の年間収容可能人数は909万人であり、外国人も含めた年間の延べ宿泊者数は433万人であることから、現状でも476万人分の余裕があることになる。特に、秩父地域の宿泊施設の稼働率は約42%にとどまっており、まだ余裕がある。このため、まずは秩父地域に宿泊してもらえような周遊コースを作り、宿泊施設を利用していただけのようにしたいと考えている。

立石委員

市町村別の施設数、客室数について、資料要求したい。

委員長

委員会として資料要求することでよいか。

< 了 承 >

委員長

後ほど資料を提出するように求める。

観光課長

- 6 土産などの買物は観光消費額に含まれるが、買物だけが観光消費額に大きく影響しないように「観光客1人当たりの観光消費額」は、鉄道博物館、川越の喜多院、サイボクハム、西武園ゆうえんちなど県内10地点の調査地点を選定し、聞き取り調査を基に推計している。大規模ショッピングセンター等は調査地点から除いている。
- 7 現行計画では、主に日本人をターゲットに、宿泊にこだわらず手軽に楽しめる観光地として、年間の観光客の増加を目標に取り組んできた。平成27年度は1億4,000

万人の観光客に来ていただき、一定の成果があった。しかしながら、多くの観光客は日帰りである。このため、次期5か年計画では、県内を周遊してもらうことで宿泊客を増やし、なるべく地域にお金を落としてもらって、地域経済の活性化を図ることとしている。このため、施策の効果検証に適した県外からの観光客の観光消費額を指標とした。

- 9 医療ツーリズムは居住国とは異なる国や地域を訪ねて診断や治療などの医療サービスを受けることである。医療ツーリズムについて、政府の成長戦略の中では、海外からのニーズが高い日本の医療サービスを受けられる機会を拡大するとしている。現在、観光庁では、外国人旅行者が病気やけがなどの際に英語等での受診が可能な病院リストを作成して公表しており、埼玉県内では39の病院が登録されており、外国人旅行者の突発的な病気やけがに対応できるようになっている。医療ツーリズムについては、診療時の通訳、検診結果書類等の翻訳、宗教や食事の問題、帰国後のアフターサービスなど課題も多く、今後研究が必要と考えている。
- 10 バスターミナルは、より多くの観光客に本県に来ていただくために必要なものと考えている。一方で、バスターミナルの整備については、地元住民の合意や用地買収など、一義的には各市町村の都市計画や街づくりの一環で考えるべきものである。なお、さいたま市については、さいたま新都心駅周辺に、東京オリンピックを目途にバスターミナル建設の予定があるとの情報を得ている。

スポーツ振興課長

- 8 スポーツイベントの開催をうまく消費へ結び付けていくためには、それなりの工夫が必要である。例えば、開催時に地元のグルメ販売や、ノベルティグッズの作製・販売などである。御指摘のサイクリングイベントの場合には、消費に結び付けるには難しい面もある。参加者は、自宅から自転車で会場を訪れるため、軽装で数千円程度しか持参していないというケースも多い。工夫として、事前に徴収する参加料に、あらかじめ地元のグルメを楽しむ分を含めておき、食事を提供するなどの工夫が考えられる。様々なスポーツイベントについて、消費額を上げる工夫をしていきたい。

立石委員

- 1 観光客1人当たりの観光消費額を算出するために県が行っている聞き取り調査の県内10地点と、観光消費額の内訳について資料を提供してもらいたい。
- 2 バスターミナルの設置は、さいたま市では計画があるとのことだが、県としては考えていないということだがそれでよいのか。

委員長

県内10地点の場所と観光消費額の内訳について、委員会として資料要求することによってよいのか。

< 了 承 >

委員長

後ほど資料を提出するように求める。

観光課長

- 2 バスターミナルの整備については、今後、市町村と意見交換をしていく。

福永委員

- 1 ただ今の答弁は、今後5年間は県がバスターミナルの設置を考えないと言っているのと同じである。知事は圏央道による交通の優位性などを宣伝しているが、観光課ではさいたま市がさいたま新都心にバスターミナル設置を検討しているとしか言っていない。県のターミナル駅は大宮駅であるが、県はそれでいいのか。成田空港まで埼玉県から1時間で行けるようになることで、例えば、県がバスターミナルを設置すれば、県北に住んでいる方がインターチェンジまで車で来てそこからバスに乗り換えて成田空港に行けるようになる。計画案にはどこにも記載されていないが県が主導すべきではないのか。また、インターネットで埼玉の魅力を発信するという机の上で誰でもできる取組だけで、成田空港に降り立った外国人観光客を呼び込むことが計画案に全く記載されていないのはどういうことなのか。
- 2 成田空港と埼玉県を結ぶバスは何便あるのか。

観光課長

- 1 今年2月末には本県と成田空港が結ばれることになり、我々も観光客の誘致を図る好機だと捉えている。インターネットでの情報発信については、それだけではなく、海外の旅行博や海外の旅行会社が集まるビジネスマッチングの場でのPRを行ったり、教育旅行の誘致のため、海外に赴いて営業活動を行ったりしている。また、圏央道が成田空港まで結ばれたとしても、観光客が埼玉県だけを周遊してくれるとは限らないため、栃木県や群馬県と連携し、国宝などを生かした広域的で魅力的な周遊ルートを積極的にPRし、埼玉県に観光客を呼び込んでいく。さらに、主要なサービスエリアやパーキングエリアで埼玉県をPRする取組も進めていく。

計画調整課政策幹

- 1 バスターミナルの具体的構想については、この5か年計画案の中に位置付けていない。委員から目の覚めるようなスケール感のある御提案を頂いたが、その具体化には観光、まちづくり、交通など様々な観点からの検討が必要であり、この場でにわかには答えることはできない。今後の課題として研究させていただきたい。

企画財政部長

- 1 委員から大きい視点で埼玉県を発展させるための御提案を頂き感謝する。11の挑戦のうち、挑戦4「地域をつなぐ社会基盤の整備」に埼玉を取り巻く大きな背景が記載されており、そのうち2段落目の記載を踏まえ、県の強みを生かしながら道路整備を進める、交通網の充実を考えるなど、大きな視点で取り組んでいく。現時点で、具体的なバスターミナルの整備計画は、さいたま市が計画している新都心のものだけと認識しているが、まちづくりの視点も必要となるため、県としても考えていきたい。

観光課長

- 2 バスの便数についてのデータが手元にない。後ほど資料を提供させていただきたい。

福永委員

挑戦4「地域をつなぐ社会基盤の整備」の中で成田空港と道路が直結することが強調されているにもかかわらず、県としてバスターミナルの構想を考えてこなかったのが不思議

である。一義的には各市町村が考えるべきものだとのことであるが、周遊ルートを考えているということであれば、まずは成田空港からバスで埼玉県に来てもらい、バスターミナルから栃木県や群馬県に行ってもらふことなどが検討され、計画案に記載されていないのが残念でならない。

企画財政部長

問題意識は持っているため、しっかりと取り組んでいく。

安藤委員

- 1 施策3-1について、先端産業分野として研究開発しているマグネシウム蓄電池は、製品化できれば大変すばらしいことだが、事業化に向けたスケジュールとして、今後5年間の製品化についてどう考えているのか。また、今後の研究開発のコストについてはどう考えているのか。
- 2 マグネシウム蓄電池の開発に成功した場合、その後県はどう関わっていくのか。
- 3 施策3-2の主な取組「海外ビジネス展開支援の強化」について、基本的には3つの目標を掲げて取り組んでいるとの答弁があったが、3つの中には含まれていなかったジェトロを県内に誘致する計画はどうなっているのか。
- 4 施策3-3の主な取組「商店街の快適で安全な環境づくり支援」について、地元商店街では街路灯の老朽化に伴う要望が多く、県道に面したところでは県に移管したいとの話も出ているが、老朽化について商店街任せになっているのではないのか。

先端産業課長

- 1 平成28年5月にマグネシウム蓄電池実用化研究会を発足し、現在、その参画企業と秘密保持契約を締結して、共同研究を行っている。今後の5年間で研究していくが、2年から3年で実用化できる見込みである。この分野は世界中で開発競争が行われている分野であり、開発のロードマップの公表は控えさせていただきたい。
- 2 この研究開発は埼玉県産業技術総合センターの研究シーズを活用しているので、引き続き、性能の向上やコストダウンに向けての研究を継続する。

企業立地課長

- 3 今年度、庁内の関係課や市町村、経済団体等と意見交換を行いながら、ジェトロ県内事務所の在り方について検討している。ジェトロに県の熱意を伝えながら一日も早く来ていただけるようお願いしていく。

商業・サービス産業支援課長

- 4 商店街の街路灯については、補助制度を設けており、今後も補助制度での支援をしていきたいと考えている。街路灯の管理が商店街任せになっているのではないのかという点については、市町村や町内会などと連携して対応している例もあるので、個別に相談があれば市町村との調整などについて支援させていただく。

安藤委員

先端産業創造プロジェクトには、多くの予算が付いている。話せない内容もあろうが、我々も成果について伝えなければならない。我々が説明できるようにしてもらいたい。2年から3年で実用化できる見込みがあるとのことだが、計画的に推進してもらいたいと考

えるがどうか。

先端産業課長

マグネシウム蓄電池の研究は特殊な例である。企業が行うほかの研究開発や大学との官学連携の研究開発については、進行確認をしながら、成果の見える化をしていく。

中川委員

- 1 施策35の施策指標について、目標を達成するには県が汗をかくことも重要であるが、県が戦略を立てることも重要である。目標値を達成する上で、県は何割程度の役割を担うことになるか。
- 2 施策34について、格差拡大やブラック企業が大きな社会問題になっている中で、労働争議の解決支援の取組は含まれているか。また、指定管理や委託ではなく、県の職員が直接、労働争議の解決に携わる考えはあるのか。

観光課長

- 1 観光客の誘致は、県だけで推進できるものではなく、旅行会社、鉄道会社、宿泊施設、物産販売事業者等と連携して進めていかなければならないものである。このため、協議会などで結束を呼び掛け、オール埼玉で取り組んでいく形で進めている。県が指標の達成に、何割の役割を果たすかということを示すことは困難である。

産業労働政策課長

- 2 労使紛争の解決支援については、施策27の主な取組「労働相談などによる職場のトラブルの解決支援」に含まれており、県が直接労働相談などを受け、解決に取り組んでいく。また、県労働委員会において、労使双方及び公益代表の委員により、労使間の紛争の解決を図っている。

中川委員

施策35について、県は、ともすると他人のふんどしで相撲を取ることがあろうかと思う。事業者と連携していることは分かっており、そうではなく県が主体性を持ってどのように取り組んでいるのかを教えていただきたい。例えば、眠っている観光資源を、外部に頼らず自分たちでどう観光客の誘致に結び付けていくのかということについての県の主体性について伺いたい。

観光課長

県としても主体的な取組を行っている。例えば、台湾からの教育旅行の誘致は、県が主体的に進めてきたもので、台湾にも専門のスタッフを置き、職員が台湾に出向き、直接、学校関係者に売り込みを行っている。また、宿泊客を増やす取組として川越から秩父地域に周遊し、宿泊する「SAITAMAプラチナルート」についても、周遊ルートを県が創設し、県が主体的にPRしている。県としてはたくさん汗をかいて、全力で施策に取り組んでいきたい。

中屋敷委員

施策33について、施策内容に「魅力と活力にあふれる商店街づくりの取組を支援します」とあるが商店街は減っているのではないか。また、商店街を管理する組合などが解散

し、商店街が廃止される場合もあるが、その後も存続している個店の支援を行う必要があると思うがどうか。

商業・サービス産業支援課長

商店街は減少傾向にあり、平成13年の1,183をピークに減少し、平成28年は914となっている。各個店の支援は、地域商業を支援するという視点で考えており、地域商業の支援のために商店街と個店の両方の魅力を高める必要があることから、個店について、専門家派遣や商工団体と連携した支援を行っている。

中屋敷委員

路面に面していない商店ややる気のある店が共同体を形成するような新たな事業者の動きに対しても、地域商業を支える立場から支援していくことを計画に含められないか。

商業・サービス産業支援課長

先ほど申し上げた商店街数の中には、住宅地内にあるなど路面に面していないものも入っている。新たな事業者の動きに対しても支援していくこととしており、若手事業者グループの活動に対しても、職員や専門家により支援する体制を作っている。今後も商店街に限らず、個店についても応援していく。

秋山委員

- 1 施策31の施策指標「県内の企業（製造業）が生み出す付加価値額」について、現行5か年計画では対象を中小企業としていたが、今回は従業員4人以上に対象を拡大している。県内には、従業員3人以下の事業所が約4割ある中で、6割の事業所を今回の施策指標の対象としたのはなぜか。全部の事業所を対象としないのか。
- 2 現行計画では、付加価値額の目標は6.9%の増加であるが、達成率は50%となっている。次期5か年計画では、5年間で7.3%の増加を目指すことになるが、現実的な目標といえるのか。
- 3 施策32の主な取組「中小企業・小規模事業者の資金調達の円滑化支援」について、県をはじめとする制度融資の利用が年々先細りしているが、民間金融機関に流れる理由に、融資実行までに期間がかかりすぎることがあるのではないかと思う。資金需要があっても間に合わず、借りたくても借りられないという現実があるのではないか。民間との期間の差はどうなっているのか。民間と遜色ないよう期間を改善すべきだがどうか。
- 4 施策33の施策指標「サービス産業の労働生産性」は相当意欲的な目標値であるが、この目標を達成できるという根拠はどうなっているのか。また、この指標は一般的には認知されていないと思うが、指標とした理由は何か。

産業労働政策課長

- 1 今回の計画案では、先端産業支援のほか企業誘致などにより製造業全体を対象とした取組を行うものであり、製造業全体の数値を施策指標とした。また、指標把握に利用する調査は工業統計調査としており、従業員4人以上が調査対象となっている。このため、従業員4人以上の数値を指標としているものである。ただし、指標の対象になっても3人以下の事業所も施策の対象としており、小規模事業者もしっかりと支援をしていく。
- 2 最近の実績を見ると付加価値額は伸びておらず厳しい状況ではあるが、1年単位で見

ると1%以上伸びている年もある。目標値は1%弱の伸び率を継続することにより達成が可能であるので、企業を支援し、達成に向けて努力していきたい。

金融課長

- 3 県制度融資は、県が審査を行い融資するものではなく、民間金融機関融資そのものなので、民間と比較できる性質のものではない。ただ、原則として信用保証協会の保証を付けるので、協会の審査日数分だけ余計に日数がかかることになり、昨年度はその審査日数の平均は8.2日となっている。信用保証協会は、協会の立場で、金融機関とは別に審査をする必要があるので、ある程度、仕方のない日数なのではと考えている。様々な企業から融資期間についても意見を聴いているが、比較的、肯定的な意見の方が多い状況である。

商業・サービス産業支援課長

- 4 指標の設定に当たっては、県内純生産額を就業者数で割って一人当たりの労働生産性を算出した。平成33年度の目標値については、この値に伸び率を乗じて求めた。毎年の伸び率は、分子となる純生産額では、経営革新計画策定時の付加価値向上目標と同じ年3%とし、分母となる就業者数は、過去10年間の伸び率の平均値である0.9%とした結果、年間約2%の伸び率となっている。なお、国の日本再興戦略でもサービス産業の労働生産性の年間の伸び率を2020年までに2%に引き上げることを目標としており、これに沿ったものとしている。サービス産業は労働集約型の産業であることから、県内総生産から減価償却などを除いた数値である県内純生産のほうが労働の成果を評価するうえでより適切と考え使用している。

秋山委員

- 1 全体の付加価値額は把握できないとのことだが、県内の4割の事業所の付加価値額が対象外となるデータでは、県の全体を把握する上では不十分なのではないか。従業員3人以下の事業所も県で調査して把握するようにできないのか。
- 2 現行計画で、施策指標の達成率は50%となっている状況の中で、7.3%増加という高い目標に対してどのように取り組むのか。
- 3 制度融資で信用保証協会の審査が8.2日もあるのでは間に合わない。そのため制度融資には魅力がなくなり、民間金融機関に太刀打ちできなくなっている。企業は、制度融資では間に合わないから、やむを得ず民間金融機関から借りているのではないか。今のままでは制度融資は企業の資金需要に応えられない。8.2日の審査が必要だから仕方ないということではなく、期間の改善についてはどうしていくのか。

産業労働政策課長

- 1 平成26年の経済センサスによる年間売上額の調査では、従業員4人以上の事業所の売上額が県内全体の98%となっている。付加価値額についても同様に従業員4人以上の数値で製造業全体の状況を把握できると考えている。また、県では四半期ごとに小規模事業者を含めた2,200社を対象に経営動向調査を実施しており、この調査の中で小規模事業者の状況も把握するとともに、関係部局や商工団体に情報提供し、しっかりと支援をしていく。
- 2 中小企業以外も含めて、先端産業支援や企業誘致などに取り組んでいくとともに、施策32で中小企業・小規模事業者の支援をしっかりとやっていくことにより、増加率7.

3%を目指していく。

金融課長

- 3 民間金融機関の融資でも一定の期間はかかるものであり、必ずしも日数を理由として制度融資の利用が減っているわけではないと考えているが、県としては、必要書類の見直しなどの手続の簡素化を図っており、今後とも、融資がスムーズに行われるよう努めていきたい。

秋山委員

四半期ごとの経営動向調査の調査対象2, 200社のうち、従業員3人以下の事業所の割合はどのくらいか。

産業労働政策課長

四半期経営動向調査の調査対象企業は、従業者20人以下が7割である。そのうち、従業者1人から5人が4割となっている。

高木委員

- 1 施策32の「県の支援による創業件数」について、累計1,000件の創業が達成できることを期待しているが、件数だけではなく創業の内容も重要だと思う。創業に優劣があるわけではないが、美容院や音楽教室など、環境がある程度整えば開設できるものだけではなく、創業により雇用を創出する事業や、大きな成長が見込まれる事業の創業を増やしていく方向も目指すべきだと思う。現在の創業実績の状況と、今後目指していく方向性について伺う。
- 2 施策33及び施策34の主な取組「商業・サービス産業を担う人材の育成」について、具体的な内容を教えてほしい。サービス産業分野は幅が広いが、人材育成のためにどのような支援をしていくのか。

産業支援課長

- 1 現在、身近な分野での創業もあれば、専門性の高いものまでいろいろある。平均的な売上高は年間6,000万円だが、1億円を超える企業も41社ある。今後の方向性であるが、創業動機としては大きく分けて2つあり、やりがいや生きがいを求めるものと知識経験を生かすもの、つまりプチ起業と本格的なものの2つである。県ではそれぞれについて、きちんと支援していく。

商業・サービス産業支援課長

- 2 商業については、商店街活性化の中心となる人材の育成を目指しており、例えば若手トップリーダーの育成では、先進的な施策を行っている事業者等を講師に迎え、ディスカッション形式で学んでいる。サービス産業については、生産性の向上に必要なICTの活用について、中小企業でも取り入れられる形の人材育成に取り組んでいる。ICTの活用は、費用対効果が分かりにくいという事業者が多いことから、無料のホームページ作成やPOSの活用セミナーなどの効果が分かりやすいものを中心に実施している。

産業人材育成課長

- 2 職業訓練で取り組む内容については、サービス産業の中でも特に人手が不足している

介護・保育、物流の分野や、生産性向上の鍵となるIT分野の人材を育成していく。介護分野については、シニアや女性などの働き手を掘り起こすとともに、在職者のスキルアップに向けた支援を行っていく。保育分野については、保育士資格の取得を目指す訓練を行っていく。物流分野については、トラックドライバーが不足していることから、業界団体と連携して人材を育成していく。IT分野については、高等技術専門校においてプログラミングなどを習得した専門技術者を育成していく。

井上委員

- 1 分野Ⅳの基本目標「埼玉の成長を生み出す産業を振興する」について、この基本目標は特に時代の潮流の変化の影響を受けやすい分野かと思う。この5か年計画案は夏に大綱が作成され、その後、アメリカの政権交代などがあったが、そうした変化にも対応できるものになっていると考えているのか。
- 2 施策3-1の主な取組「次世代自動車など成長が見込める産業の支援」について、次世代自動車には自動運転技術の開発は含まれているのか。
- 3 施策3-3の施策指標「サービス産業の労働生産性」について、これを指標としたのは大変良いことだが、ICTの導入などで労働生産性が向上することで、逆にサービス産業の労働人口を減少させることにならないか。また、先ほど就業者数が年率0.9%増加するとの説明があったが、今後は生産年齢人口が減少していくことをどのように踏まえて考えているのか。
- 4 施策3-4の主な取組「福祉・医療などを支える専門的人材の育成」について、先日、少子・高齢福祉社会対策特別委員会において、福祉や子育て人材の育成についての取組を行っている浦和大学を視察したが、このような大学に対しての支援や連携はこの取組に含まれているのか。また、このような大学との連携が、今後取組を進める上で鍵になっていくと感じているが、5か年計画案の中での考え方を確認させてもらいたい。

計画調整課政策幹

- 1 確かにアメリカの政権交代などインパクトのある出来事もあったが、10ページから11ページにかけて記載している時代の潮流を見る限り、内容を見直すべきところまでは至っていないと考える。先日発表された国連の世界経済の見通しにおいても、アメリカの新大統領就任やイギリスEU離脱など懸念される点はあるものの、日本を含め世界経済は今後も緩やかな回復傾向が続くとされている。時代の潮流として記載されている個別事項についても、訪日外国人観光客数は順調に伸びており、就業構造変化のトレンドにも変化がないことから、見直しが必要とは考えていない。

先端産業課長

- 2 次世代自動車には自動運転技術も含まれる。県では、産業振興公社の次世代自動車支援センター埼玉で次世代自動車に関する支援に取り組んでいる。同センターによると、残念ながら県内企業に自動運転技術に取り組んでいる企業はない状況である。将来的には、自動運転技術に不可欠なセンサーやカメラといった需要が高まるので、県内にある関連メーカー等を支援していきたい。

商業・サービス産業支援課長

- 3 委員御指摘のとおり、この指標は1人当たりの生産性を算定していることから、就業者数の減少は生産性の数値を上げる効果を持つ。ただし、この指標の算定は、県民経済

計算という調査を基にしているが、対象のサービス産業の就業者数は平成15年から平成25年までで9.2%の増加となっており、全国的にも本県は高い伸びとなっている。全産業の約7割を占めるサービス産業の生産性向上は、事業者の業績改善につながり、就業者の待遇改善にも役立つと考えている。

保健医療政策課長

4 この主な取組は、主として埼玉県立大学や高等看護学院などでの人材育成を想定したものである。県立の養成施設以外では、例えば看護師に代表される医療を支える専門的人材の育成に関しては、看護師、准看護師の養成施設に対して運営経費の補助という形での支援を行っている。現在県内に10校ある4年制の看護大学に対しては、養成施設と比較して県内就職率が低いという傾向があるため、運営費補助というよりは、卒業生が県内の医療機関に就職してもらえるような、実習先の病院を紹介するといった支援を主に行っている。また、教育機関への支援とは別に、個人に対しての支援として奨学金を必要に応じて行っている。大学等への支援については、大学が求める支援の内容によって個別に対応している。

井上委員

先日の委員会視察では、やはり県内就業率の話が挙がっていた。その中で、研修先としては県内を選んでいる事例は多いとのことであった。今後の課題にはなと思うが、就業率が低いという理由で門戸を閉めないで、様々な状況を調べ、門戸を広げて福祉・医療などを支える専門的人材の育成に取り組んでいただきたいがどうか。

保健医療政策課長

御指摘いただいたことも踏まえて支援を考えていきたい。

田村委員

- 1 施策32の主な取組「官民連携による汚水処理技術の開発及び海外展開」については、どのようなアウトプットを目標として進めていくのか。
- 2 施策34の主な取組「先端産業分野を担う高度人材の育成」について、具体的な内容は何か。また、この取組のアウトプットは何か。

参事兼下水道事業課長

1 技術開発については、県が小山川水循環センターをフィールドとして提供し、高度処理技術の実証実験を行っている。具体的な目標として、処理のスピードや処理水質などの技術基準を掲げており、これらが実証確立されるよう取り組んでいる。この取組は国の技術開発のプロジェクトであり、国から性能に関する技術基準が示されている。海外プロジェクトについては、ビジネス展開の土台となる政策・制度の移転が重要と考えており、タイ下水道公社との公的機関同士の政策対話を行っている。海外展開の場合、直ちに成果が出るものではないため、政策対話が優先となる。アウトプットを現状では示せないが、県内企業にビジネスチャンスが生まれるよう粘り強く政策対話を続けていく。

先端産業課長

2 今年度から、ナノカーボン分野への参入を目指す企業の実務者を主な対象として、知識や技術などを総合的かつ体系的に学べる講座を開催する。講座は全8回で、座学と複

数の現場視察を合わせた実践的な内容で行っている。座学は、ナノカーボンの特性の理解、ビジネスモデルにおける成功事例・失敗事例などで、現場視察では産業技術総合研究所などに行っている。ロボット分野ではロボットビジネス実践講座とロボット開発人材育成セミナーの2本立てで講座を開設している。ビジネス実践講座は、ユーザーターゲットの捉え方や法令の規制など、2日間の講座を計5回行う。開発人材育成セミナーは、ロボットの企画設計、組立、性能試験など計10日間の講座を行っている。アウトプットとしては、今後5年間で計500人の専門人材を育成したいと考えている。先端産業はこれからの分野である。全体的な絵が描けるような人材はまだ不足しているため、それに対応できる人材を育成していく。

田村委員

汚水処理技術の開発について、国から技術基準が示されており、それに向けて頑張っていくということではなく、5年間でどれくらいの成果を出していくのかというアウトプット指標を教えてください。また、海外展開についても、何をするのかではなく、どれだけの受注量を目指していくのかを聞いている。

参事兼下水道事業課長

技術開発については、小山川水循環センターをフィールドとして高度処理技術の実証実験を進めており、建設コストを2割削減することや、維持管理費を削減することなどの技術目標が達成できる見込みであるが、技術性能を確立することが技術開発のゴールになると考えている。海外展開については、汚水処理の場合は現地で土台となる政策や制度を作らなければならないため、各プラントメーカーも苦労している。国も県もまずは政策対話を行い、土壌を作っていくところであるため、今後5年間の受注量を目標とするのは難しいことを御理解いただきたい。また、さきの答弁でもお話しした埼玉県海外下水道推進協議会では、県内企業との意見交換を行っており、どこの国でどんなプロジェクトを獲得したいので公的な支援をお願いしたいとの具体的な要請があれば、活動を拡大し積極的に支援していきたいと考えている。

【議案に対する質疑（「IV 成長の活力をつくる分野」のうち基本目標「埼玉の農林業の成長産業化支援する」及び「埼玉の活力を高める社会基盤をつくる」）】

武内委員

- 1 施策36の主な取組「農業大学校・高等学校・明日の農業担い手育成塾などによる次代を担う新規就農者の確保・育成」について、新規就農者に対しては県の様々な支援がある一方で、農業後継者に対する支援はないように思う。農家の子供にとっても、農業を継ぐのは非常に大きな決断であるが、後継者に対する県の支援をどう考えているのか。また、施策36ではどのような位置付けになっているのか。
- 2 主な取組「女性農業者や高齢農業者など地域に貢献する多様な担い手の育成支援」について、「地域に貢献する」という文言が入っているのはなぜか。
- 3 高齢農業者や女性農業者を育成することもいいが、農業では重いものを持ち上げるなどがあるため、支援としてロボットなどの活用も必要と思われる。どう考えているのか。
- 4 施策指標「農業法人数」について、農業法人数は増えていると思うが、実際には近所の方々が農業法人化で一緒になって法人を結成しているというケースでは、高齢化で徐々に人数が減っていくこともある。農業法人の質が大事だと思うが、農業法人数を施

策指標にするというのは適当なのか。施策36は、農業の担い手育成がテーマであるため、新規就農者数や農業後継者の育成などが指標として考えられるのではないかと。

- 5 施策37の主な取組「加工・業務用野菜、飼料用米などの新たな需要も踏まえた品目ごとの産地体制の整備支援」について、新たな需要とは何か。また、品目ごとの産地体制とは何か。
- 6 主な取組「産地を支える戦略的試験研究の実施」の戦略的試験研究とはどのようなものか。また、新品種だけではなく、普通の試験研究を継続的に行っていく必要があると思うが、どのような品目を重点的に研究していくのか。また、農産物だけでなく、花きや畜産、水産などの研究の充実についてどう考えているのか。
- 7 地産地消は進展状況が分かりづらいが、道の駅やスーパーで販売された量や金額を把握しているのか。また、学校給食における米飯など県産農産物の利用率はどうか。
- 8 我々の会派が県内の農業者を視察した際、経営力の向上支援や生産振興の支援など多くの支援があるが、普及指導員が不足しているとの声が非常に多かった。普及指導員をはじめとする農家を支える職員の体制や職員の増員について、どう考えているのか。
- 9 施策38の主な取組に「森林管理道や作業道の整備」や「高性能林業機械の導入支援」について、路網の必要延長と整備率はどうか。また、高性能林業機械の導入の実績はどうか。
- 10 主な取組「公共施設や民間住宅などでの県産木材の利用拡大」について、県産木材の公共施設における利用率と金額はどうなっているのか。また、県産木材だけで賄いきれない場合の木材の調達状況について伺う。
- 11 木材は規格やロットがそろわないと勝負にならないという現実があり、農業大学の体育館を作った際に西川材のロットがそろわず、京都から調達した事例がある。出荷製材の規格に合う製材機械がどの程度導入されているのか。
- 12 施策指標「県産木材の供給量」について、供給量が増加しない原因として、価格低迷のほか、県内での流通や、先ほど指摘した製材などがネックになっていると思うが、どう考えているのか。また、森林整備にはお金をかけていると思うが、製材の段階や基盤整備の面での取組が計画案では見られない。もっと充実させる必要があると考えるが、県の考えはどうか。
- 13 県産木材の供給量は、現行の5か年計画では、75,000立方メートルから87,000立方メートルと12,000立方メートル増加したが、目標には達していない。新たな5か年計画案では、87,000立方メートルから116,000立方メートルに増やすとしており、現行計画の増加量の約3倍近い29,000立方メートルの増加を目指しているが、目標設定の根拠と実現の可能性について伺う。

農業支援課長

- 1 農業後継者の支援については、主な取組「農業大学校・高等学校・明日の農業担い手育成塾などによる次代を担う新規就農者の確保・育成」に位置付けている。農家の子弟が就農した際には、直面する課題の解決のためのプロジェクト活動の支援や、広い見識を得るための海外派遣研修への参加の働き掛けなどを行っている。また、親と異なる分野にチャレンジする場合などには、青年就農給付金の活用なども進めている。さらに、農家子弟が就農した際には、親の経営を含めて投資を行う場合は、既存の補助事業の活用が可能である。こうした取組を通じて、引き続き農家後継者の支援を図っていく。
- 2 本県の農業就業人口の約半分は女性農業者で、65歳以上の高齢者は約6割を占めており、地域農業を支える役割を担っていただいている。女性農業者については、女性の

強みを生かして、積極的に農業経営に参画し、経営を発展させている事例もある。高齢農業者では、豊かな経験や知識、技術を生かし、地域の農業をリードしながら農業生産や地域農業を支える活動に取り組んでいただいている。このように、女性農業者や高齢農業者が、地域の様々な場面で活動し、地域農業を支えていただきたいことから、「女性農業者や高齢農業者など地域に貢献する多様な担い手の育成支援」とした。

- 3 高齢者や女性の作業負担軽減のためのロボット導入については、「女性農業者や高齢農業者など地域に貢献する多様な担い手の育成支援」の中で、取り組んでいきたいと考えている。現在、高齢者や女性の作業負担軽減のための農業用ロボットとして、アシストスーツが利用されている。県内においては、飯能市の農業者がアシストスーツを導入してぶどうの収穫や栽培管理を行っている事例がある。また、県でも、農業法人への高齢者等の雇用促進を図るため、アシストスーツ等の導入に対する支援を行っている。しかしながら、農業用ロボット全般ではコストや重量などの課題が残っており、十分な実用化がされていないことから、現状では急速に普及する状況ではない。今後も、農業用ロボットの開発の動向を踏まえて対応していきたい。
- 4 農業法人の支援は、主な取組「農業法人など意欲ある農業経営体の経営力向上支援」に位置付けている。農業経営の法人化は、家計と経営の分離による経営管理の徹底が図られること、信用力が高まり資金調達や販路拡大がしやすくなること、多彩な人材の確保により生産拡大や6次産業化等に取り組みやすくなることなどのメリットがあり、より収益性の高い農業経営の発展につながる有効な手段である。また、雇用など多彩な人材の確保により経営の継承が可能になることから、経営発展につながるものである。そのため、引き続き法人設立支援を行うとともに、税理士や中小企業診断士等の活用などにより、法人の質の向上についても支援していく。こうした取組も含め、収益性の高い農業という観点から、農業法人数を指標としている。

生産振興課長

- 5 本県の野菜は市場出荷が多く生鮮向けが大半であったが、最近は野菜ジュースの加工や惣菜などの業務需要も増加している。また、米では生産調整に伴い、主食用米から飼料用米や加工用米への需要が増加しており、新たな需要とはこのようなものを指している。品目ごとの産地体制の整備であるが、例えば野菜や米、果樹などのそれぞれの品目ごとに対応した産地の振興を図っていくことである。具体的には、野菜では加工向け、業務向けのオーダーメイド型産地の生産体制作りを支援する。また、需要に応じた米の生産を進めるため、国の制度を最大限に活用し、主食用米では大規模穀物乾燥調製施設や共同利用機械の整備への支援、飼料用米では流通の改善を図るための産地体制の整備を進めるということである。

農業政策課長

- 6 試験研究は成果が出るまでに5年、10年と期間が長くかかることから、地球温暖化の進行や産地間競争の激化など農業を取り巻く環境の変化を踏まえ、長期的な視点で、計画的・効果的・重点的に試験研究を行うことを戦略的と呼ばせていただいている。普通の試験研究を継続的に行っていくことについては、米麦はもちろんだが、これに限ったということではなく、生産者の視点で、生産者の方が望む試験研究を、声を拾って進めていきたいと考えている。
- 8 施策36と施策37には、網羅的に様々な取組が記載されているが、これらの施策を展開していくための職員体制をしっかりと作っていくということについては、効果的・効

率的に進めていくということを含めて、主な取組の個々の中に位置付けられていると考えている。例えば、普及指導員であれば、生産振興に係る個々の農家の支援をしっかりとやっていくということが主な仕事であるので、施策37の主な取組「各地域の特徴を生かした生産振興の支援」の中に、普及指導員の体制強化が含まれているものと考えている。

農業ビジネス支援課長

- 7 県民の方が最も身近に県産農産物を買うことができる場所として、農産物直売所とスーパー等の量販店の県産農産物コーナーがある。県内の農産物直売所のうち、有人の直売所は、平成16年度には202か所であったものが平成26年度には279か所に増加している。販売金額については、平成16年度が202億円であったものが平成26年度には259億円に増加している。また、県産農産物コーナーを設置している量販店は、平成16年度には146店舗であったものが、平成27年度は524店舗に増加している。量販店については、企業の経営に関わることから売上金額を把握するのは非常に困難であり、設置店舗数のみを把握している。県政サポーターアンケートにおいても、地産地消の認知度は、平成16年度が63.5%だったものが90.6%まで増加している。道の駅の販売金額については、道の駅の施設の中にある農産物直売所は県内に16か所あり、その売上金額は43億6,000万円である。

保健体育課長

- 7 学校給食における県産物の利用率について、最新の平成27年度のデータでは、23.1%となっている。

森づくり課長

- 9 平成27年度までの5年間に高性能林業機械は8台導入され、現在県内で47台が導入されている状況である。路網は、5年間で森林管理道を8.4キロメートル、作業道を273キロメートル整備した。現在、森林内の林道密度が1ヘクタール当たり21メートルとなっているが、高性能林業機械を効果的に利用できるように1ヘクタール当たり50メートルの密度まで高めていきたいと考えている。
- 10 国が公表している数値によると、平成26年度新たに整備した公共施設のうち、木造化したものは県内で10.6%となっており、全国平均の10.4%と同程度となっている。過去3年間で、県産木材を使用した県内の公共施設は203件である。県産木材使用量は合わせて5,141立方メートルとなっている。県産木材の金額は、3億6,700万円と推計している。このうち、県外で加工された集成材等については、3か所で使われ、合計で189立方メートル、金額は4,480万2,000円である。
- 11 県内に55の製材工場があるが、製材品の強度を測定できる機械を有し、日本農林規格のいわゆるJAS材が出荷できる製材工場はそのうちの4工場である。また、県内のプレカット加工工場では、ほとんどの工場で、大断面集成材が加工できる特殊加工機械を導入し、市場のニーズに応えている。さらに、県内の製材工場では、作業効率や加工精度を上げるため、積極的に新しい機械の導入を進めており、県は過去10年間で、延べ29社に対し、ツインバンドソーや4面かん盤、高周波接着機、木材乾燥施設などの整備に対し支援した。この結果、様々な規格の製品を生産することが可能となっている。
- 12 埼玉県は森林面積が全国で41位と少ない県である。一方で、住宅の着工戸数は約3

5, 000戸で全国3位という木材の大消費地であり、関東近県の林業県から木材が流入して、埼玉県産木材のシェアが低い状態である。また、林家の所有規模の8割が5ヘクタール未満と小規模であり、効率的な施業が困難となっていることが挙げられる。これについては、主な取組「森林の団地化と作業の集約化の促進」、「森林管理道や作業道の整備促進」、「高性能林業機械の導入支援」により、解決を図っていく。また、製材基盤整備については、製材品の流通段階に国際森林認証取得への支援や効率的で精度の高い製材機械の導入支援を行っていく。高度な加工ができるプレカット機械の導入支援などを通じて県産木材を扱う事業者の競争力強化などに取り組んでいく。

13 木材生産量については、増えていない状況である。その原因は、県内の人工林の80%が伐採利用可能となっているにもかかわらず、木材価格が低位で推移しており、皆伐後は伐採地の再造林や獣害対策が必要となることから、森林所有者の方々が皆伐を差し控えたことにあると考える。このため、平成27年度から、皆伐から造林、保育、獣害対策などに一貫した取組に対して支援している。こういった取組により、木材生産コストの削減に努め、県産木材の供給量を増やしていきたい。

武内委員

- 1 農業法人化が経営的な面や質的な面を向上させることは分かる。しかし、実際の農業法人の中では高齢化などで人が抜けている状況であるが、このことについてどう考えているのか。
- 2 米や野菜などそれぞれの品目について、何%程度が地産地消に回っているのかについて数値があるのか。数値があるのであれば、資料要求したい。
- 3 学校給食における地場産の米や野菜などの利用について、品目ごとの内訳を知りたいので、資料要求したい。
- 4 聞きもらったので再度伺うが、山林の作業道の目標はあるのか。
- 5 施策37の施策指標「農家1戸当たり生産農業所得」が100万円では少ない気がする。これは専業農家と兼業農家を全て含めた平均だと思うが、専業農家だけの平均所得は出せるのか。また、専業農家の平均所得を上げるという目標も考えられると思うがどうか。

農業支援課長

- 1 法人化の支援は、主穀作の米麦などを行っている集団等については、近隣の方々が集まって組織化している事例がある。こうした集団においても、近年は法人化が図られ、新たに雇用して経営を継承していくという動きもある。法人化の支援を通じてそうした取組をしっかりと広げていきたい。

森づくり課長

- 4 現在1ヘクタール当たり21メートルの路網が森林内にある。これを、高性能林業機械を効率的に使用するために、1ヘクタール当たり50メートルまで伸ばしていく目標としており、整備率としては42%となる。

農業政策課長

- 5 本県では全ての農家のうち約4割が農産物の販売金額が50万円未満の自給的農家であるので、平均するとこのようになってしまう。生産農業所得を算出するに当たっては、農林水産省が公表している本県の生産農業所得と総農家数を使っており、総農家数につ

いては、専業農家、兼業農家別に公表されているが、生産農業所得は専業農家だけのデータは公表されていない。全国のデータとしては、国が抽出調査を行っているが、本県のデータはなく、また、県では実際の施策を専業農家と兼業農家に区別して取り組んでいるものではないので、全ての農家を含めた指標とさせていただきたいと考えている。

農業ビジネス支援課長

2 県産の農産物全体で、どのくらいが地産地消されているのかという数値は把握していない。

保健体育課長

3 学校給食における米、野菜などの食品目別の県産物の利用率については資料を提出させていただきたい。現在のところ、米については全て県内産で賄っている。

武内委員

直売所に限ってであれば、品目ごとの状況を把握しているのか。

農業ビジネス支援課長

直売所の調査についても直売所トータルの売上げとして把握しており、品目ごとの売上げについては調査していない。

委員長

学校給食における食品目別の県産物の利用率について、委員会として資料要求することによいか。

< 了 承 >

委員長

後ほど資料を提出するように求める。

安藤委員

- 1 施策39の主な取組「スマートインターチェンジの設置に対する支援」について、県は具体的にどのような支援を行うのか。
- 2 施策41の主な取組「ホームドアの設置など安全で快適な鉄道駅の整備支援」について、この取組は乗降客数にとらわれずに行う方向なのか。先日、蕨駅で痛ましい事故もあったが、視覚障害者の利用がある駅も対象としているのか。
- 3 駅にあるH形鋼の柱は視覚障害者にとって危険であるが、次期5か年計画でどのように対応していくのか。
- 4 主な取組「生活交通を支える路線バスの維持・確保対策」は維持・確保だけで、交通網を広げるという考えはないのか。

道路政策課長

1 スマートインターチェンジは地元自治体が設置の意思を示し、国やNEXCOなどの関係機関と協議して計画を立て、整備を行うものである。県もその協議に参加しており、地元自治体への技術的な支援などを行っている。また、スマートインターチェンジへの

アクセス道路に県が管理する道路がある場合は、県でも整備の支援を行う。

交通政策課長

- 2 5か年計画案では、1日当たりの利用者数が1万人以上の駅を対象に、ホームドア又は内方線付き点状ブロックといった転落防止施設の設置率を100%とする目標を設定している。視覚障害者などの利用状況に応じて駅にホームドアが設置されるよう事業者働き掛けていきたい。
- 3 柱として使用しているH形鋼の危険性については、障害者団体からの要望を踏まえ、その改善を鉄道事業者に要望していく。
- 4 維持・確保対策の主な対象は、人口が減少し、生活の足としてバスを確保するための支援が必要な地域である。一方、主な取組の中に「潜在需要の掘り起こしなどによる地域公共交通の活性化」を挙げている。バスの利用者が減少することで、便数が減って、更に利用者が減るといった負のスパイラルを断ち切るような取組として、例えば既存のバス路線の周辺に病院やショッピングセンターがあればルートを変更することで利用者増となるような取組などが実施できるよう、今年度から新たに「元気なバスの需要創出モデル事業」を進めているところである。

安藤委員

- 1 スマートインターチェンジについて質問したのは、現状では、市町村と国がほぼメインとなって取り組んでおり、県が何をやっているのか見えないとの話を聞いているからである。市町村と国との連携が主であり、県は支援するということであるが、主な取組に書くのであれば、特に周辺の開発や道路網の整備に関わるなど、県の位置付けを考えていただきたいがどうか。
- 2 利用者数とホームの幅は比例しないので、利用者数が1万人未満の駅でも、幅が狭い箇所がある。私は、H型鋼の問題について、武蔵野線を中心に一駅一駅下車して写真を撮り調査した。鉄道事業者には要望するだけでなく、県も汗をかいてきちんと調査しているのか。もし、調査していないのであれば、調査するべきだと考えるがどうか。

道路政策課長

- 1 スマートインターチェンジについては、利便性が高まるため、全国的に増えている。新たに設置する場合は、財源が限られていることから、国や高速道路事業者から必要性についての説明を強く求められる。そのため、県としては、計画作成に力を入れて協力している。

交通政策課長

- 2 具体的な調査は実施していないが、障害者から要望を受けている駅についてはきちんと調査していきたい。

安藤委員

危険性の調査は難しいことではない。それがなぜできないのかということを知りたい。障害者団体などからの要望を待つのではなく、直接調査すべきではないか。

交通政策課長

事故が起きた後、私も現地は見に行った。そのほかの駅についても確認に行っている

ころはある。今後、県としても駅の状況について更に調査していきたい。

細田委員

- 1 施策39について、現行の5か年計画の指標である「インターチェンジから20分以内に到達することができる地域の県土面積に対する割合」が達成できていないが、新たな5か年計画の指標を「県管理道路整備箇所の混雑時平均旅行速度」に変更した理由は何か。また、混雑時平均旅行速度は、さいたま市のような都市部における慢性的な渋滞をしなければ、1時間当たり8キロメートル程度を改善するという目標値を達成できないのではないかと思う。平成26年度末までの混雑時平均旅行速度の推移に関して資料要求をお願いしたい。
- 2 施策40の主な取組「北部地域振興交流拠点の検討・推進」について、いつまでに、どこまで進めていく見通しを持っているのか。
- 3 施策40の施策指標「新たに整備された産業基盤の面積」について、目標値である300ヘクタールは、各事業主体が予定している産業基盤の整備などを着実に整備することを目指して設定したと記載されている。先ほど企業立地課長から、施策31の施策指標「新規の企業立地件数」の目標値250件と産業基盤の面積は、直接リンクしないとの答弁があった。本来、目標は可能な量ではなく必要量を踏まえて設定すべきであるが、目標値設定の考え方を改めて伺う。
- 4 主な取組「都市計画の見直しや計画的な土地利用の促進」について、市町村の都市計画の見直しに対して、県としては具体的にどのように関わるのか。
- 5 施策41の主な取組「ホームドアの設置など安全で快適な鉄道駅の整備支援」について、私も先ほど質問した安藤委員と同様、現在の整備の状況を危惧している。JRと私鉄のホームドア整備予定計画を資料要求する。
- 6 施策41の公共交通網の充実という観点で、緊急時のバスの活用について、県としてどのような仕組みを構築しているのか。
- 7 県では、オープンデータを活用した「よん d eバス」というバスの運行状況が分かるシステムを構築しているが、この1年から2年は余り活用されていないように感じている。バスの利用者増の観点から、施策41の主な取組に「よん d eバス」のような取組が入ってくるべきではないのか。
- 8 観光に関する施策でもバスの話が出てきたが、施策41では、生活交通としてのバスという観点の記載がほとんどである。施策41の中では、観光バスについての取組は何かあるのか。

道路政策課長

- 1 現行の5か年計画では、圏央道の整備が進んでいくため、県としてもインターチェンジへのアクセス道路整備は重点的に取り組むべき施策であるため指標にした。骨格となる高速自動車道の整備についてはおおむね一区切りついた状況であるため、新たな5か年計画の施策指標では、混雑時の旅行速度を改善する一般道路の速度に関する指標を掲げている。現状値の速度は、現在整備を進めている事業箇所での速度である。県全体となると少し過去の情報になるが、整理されたデータがあるので資料を用意することは可能である。

産業支援課長

- 2 現在、北部地域振興交流拠点の機能について検討しているところであり、現状で見通

しを示すことは難しい。今後、計画期間中には、スケジュールも含めた構想案について示したいと考えている。

田園都市づくり課長

- 3 施策指標に掲げている「新たに整備された産業基盤の面積」とは、土地区画整理事業や民間開発などにより整備された産業基盤の面積であり、田園都市産業ゾーン基本方針などにに基づき県が行った市町村支援や、企業局により整備された産業団地を含むものである。現在県では、多くの市町村から相談を受けており、その面積を合わせると400ヘクタールを超えるものとなっている。中には、都市計画の手続を進めているものもいくつかあるが、その多くは現時点で具体的な区域設定や事業主体、目標年次などが決まっていない。産業基盤の整備には様々な課題があり、土地利用調整等が順調に進んでも構想から都市計画などの手続が終わるまでに通常4年から5年を要している。実際には、土地利用調整や地権者の合意などにも時間を要することが多いことから、目標としている300ヘクタールの産業基盤の整備は厳しい状況にあると考えている。しかし、現在の5か年計画の目標値が280ヘクタールであり、4年目の平成27年度末までに278ヘクタールとおおむね目標値を達成していても、企業立地ニーズに応えきれていない状況を踏まえ、新たな5か年計画の目標値は、前回は上回る300ヘクタールとしたものである。当然、市町村の取組を支援していくことで目標を達成するとともに、少しでも多くの産業基盤の整備を目指し取り組んで行く。また、企業立地課長の答弁にもあったが、企業立地においては民間情報も活用するなどしており、必ずしも新たに整備された産業基盤が必要なわけではない。しかし、新たに整備された産業基盤は間違いなく企業立地の受皿となるので、企業立地件数の目標値達成に資するよう整備に努めていく。

都市計画課長

- 4 都市計画制度は、県や市町村のまちづくりや地域の活性化を促し、計画的な土地利用を図るための重要な制度である。県では、都市計画制度を活用しながら、例えば、駅周辺などの拠点性を高めるまちづくりや、道路網の整備を生かした産業基盤の整備を進めている。農林漁業との調和などの観点も踏まえ、県で定める線引きや市町村が定める用途地域など、必要となる都市計画の見直しに向けて、引き続き技術的支援に努める。

交通政策課長

- 5 平成27年度末の状況では、県内234駅のうち一日の利用者1万人以上の駅は135駅であり、このうちホームドアは10駅で整備されている。残りは125駅となるが、その中から平成32年度末までの計画として12駅、JRが7駅、東武鉄道が5駅を整備すると公表している。残りの113駅については内方線付き点状ブロックを平成30年度末までに整備していく。ホームドア整備予定計画については資料を提供させていただきたい。
- 6 緊急時の対応として、県と埼玉県バス協会の間で「災害時における人員の輸送に関する協定書」を締結している。大災害の際はこれに基づいて輸送の依頼をすることになっている。
- 7 「よん de バス」については都市整備部が取り組んでおり、施策53の主な取組の「バス情報のオープンデータ化や『バスまちスポット』などの展開による利便性向上」に含まれている。「よん de バス」を広める観点からは、施策43の主な取組に「自家用車から公共交通への利用転換の促進」を掲げており、バスの走行環境改善について事業者

と協議している。

- 8 公共交通の充実として、観光地までのバスが使いやすいものになるよう利便性を高めていく。

委員長

先ほど、混雑時平均旅行速度の推移について、県全体であれば、資料が提供できるということであったが、委員会として資料要求するということによいか。

< 了 承 >

委員長

それでは資料を提供願う。

また、JRと私鉄のホームドア整備予定計画について、資料が提供できるということによいか。

交通政策課長

提供可能である。

委員長

委員会として資料要求するということによいか。

< 了 承 >

委員長

それでは資料を提供願う。

細田委員

- 1 施策指標「県管理道路整備箇所の混雑時平均旅行速度」の現状値に、D I D地区の内外の観点が加味されているのか。
- 2 施策4 1には、観光バスではなく定期的な空港連絡バスについての取組も入っているのか。
- 3 施策4 1には、鉄道の利便性を向上させ、公共交通を充実させるという観点から、鉄道ダイヤの見直しを働き掛けるという取組は入っているのか。

道路政策課長

- 1 カーナビデータから混雑時平均旅行速度の現状値を抽出しており、D I D地区内外の観点は含まれていない。

交通政策課長

- 2 成田空港からのバス路線については、例えば大宮駅までは片道で1日13本、川越駅までは1日10本程度あることを把握している。圏央道が開通することによる利用動向を把握しながら、今後検討していきたい。
- 3 ダイヤ見直しの主体は鉄道事業者となる。毎年度県から鉄道事業者に対して鉄道整備要望をしているが、利便性や安全性を高めることについて、今後も引き続き要望してい

きたい。

細田委員

鉄道整備要望の活動は5か年計画案にどのように記載されているのか。

交通政策課長

要望については施策全体の中に含まれているという認識である。

木下委員

- 1 施策39の施策内容に「生活利便性を高めるため、地域の生活を支える身近な道路の整備を推進します」と記載されているが、どのくらいの整備・延長を考えているのか。また、それを実現した場合、県政の課題をどのくらい解消できるのか。この場で答弁できない場合は、資料要求したい。
- 2 先ほどの答弁で、自家用車から公共交通機関への利用転換を促進するとの話があった。施策41でバスの利用者数を指標としていること理解できるが、バスの利用者数だけを抽出して、県民の利便性を判断するのはいかがなものかと思う。また、指標の説明では、バスの利用者数の伸び率を踏まえて毎年2%増としたとあるが、この説明では、これまでの伸び率が2%程度だったのかも分からない。最終的な施策指標としてバスの利用者数が適切であるとどのように判断したのか。

道路街路課長

- 1 主な取組にある「中山間地域の生活を支える道路の整備や身近な生活道路である市町村道の整備促進」により、秩父などの中山間地域の県道整備と、市町村道整備を支援するものである。

交通政策課長

- 2 今後高齢化が進み、人口が減少していく中で、バスの利用者を維持することが生活の足の確保につながるため、この指標とした。今までの実績を踏まえて、引き続き2%増加に取り組むという設定にしたものである。

企画財政部長

- 2 もう少し大きい流れで見ると、バスの利用者は平成13年度から平成14年度頃まで大幅に減少してきた。その後、規制緩和などもあり、横ばいが続いて、最近になって上昇に転じつつある状況である。これは、県も含め事業者などが利便性向上に取り組んできた表れであると思っているが、こうした上昇基調をいかに維持するかという観点で設定したものである。

道路政策課長

- 1 生活を支える身近な道路の整備に、市町村道も含めるということであれば、過去のデータの提供が難しいが、近年県で整備した実績であれば、資料を提出させていただきたい。

木下委員

- 1 狭い道路の拡幅や交差点改良など、県民にとっての主たる課題を解決するための整備

について、総延長などの状況が分かる資料を要求したい。

2 バスの利用者数について、今までの伸び率は何%なのか。

交通政策課長

2 平成21年度と平成26年度を比較すると11.5%の伸びとなっている。年間ではおおよそ2.1%の伸びであったため、毎年度2%ずつ増加させる目標値とした。

委員長

道路政策課長、木下委員の要求する資料を提供できるか。

道路政策課長

土地の利用状況が変わった所などは提出できないが、沿道で狭い道路等の課題がある道路については資料提供できる。

委員長

それでは、委員会として資料要求するということによいか。

< 了 承 >

委員長

それでは資料を提出願う。

中川委員

- 1 施策38について、先ほど、埼玉県は森林面積が全国41位だという話があったが、林業従業者数が減少していると推察される中で、森林面積当たりの林業従事者数について、他県と比較した場合の現状はどうなっているのか。また、課題は何か。
- 2 次期5か年計画案の資料の表紙には「希望」との言葉があるが、この計画案の一体どこに希望があるのかなと考えてしまう。施策41に関連するものでは、圏央道の成田空港までの区間の開通、自動運転技術の確立、電気やハイブリッドのバスなどで期待ができる中で、東名高速道路などのように、圏央道にバス停を整備する必要性について、どう考えているのか。
- 3 施策41の主な取組「交通政策審議会答申に基づく新線などの鉄道整備の検討・推進」について、地下鉄12号線の延伸は、今後の2025年問題を踏まえると、実施時期が遅れるほど、イニシャルコストの確保が困難になり実現が厳しくなると思うが、スケジュールをどのように考えているのか。
- 4 主な取組「潜在需要の掘り起こしなどによる地域公共交通の活性化」について、県内にあるJRや私鉄各駅の乗降客数の推移に対して、地域活性化の観点から見て、どのような問題意識を持ち、今後どのように対応していくのか。

森づくり課長

- 1 国勢調査によると、県内の林業就業者数は533人となっている。他県との比較や森林面積における割合については、手元にデータがないので後で提供させていただきたい。林業事業体の多くは、経営規模が小さく、雇用管理が十分でないなど厳しい状況であることは認識している。しっかりと支援していきたい。

交通政策課長

- 2 圏央道におけるバス停の整備は現在検討していない。バス事業者に確認したところ、開通後の利用動向を見極めて、需要に応じて対応するとのことである。県としても今後の状況を把握していきたい。
- 3 地下鉄12号線の県内延伸については、昨年4月に出された交通政策審議会答申に位置付けられている。答申では都心部とのアクセス利便性の向上に意義を認めているが、事業性に課題があるともしている。県では、この課題をクリアするため、事業性の確保に必要なまちづくりなどについて地元自治体と連携し検討を進めている。
- 4 県南地域では利用者が増加している駅が多いが、県北地域等では減少している駅が多い。このため、鉄道利用の促進に努めていく。

中川委員

- 1 現状の県内の林業就業者数533人とのことだが、以前と比べてどれくらい減っているのか。また、人数の減少について、どのような問題意識を持っているのか。
- 2 地下鉄12号線の延伸地域も今後は人口減少が進むことを踏まえると、延伸には早目に対応すべきである。新線整備とまちづくりを並行して実施している例もあるが、スケジュールについてどのように考えるのか。
- 3 既存の県内駅における乗降客数についての資料を要求する。

森づくり課長

- 1 本県の林業就業者数について、国勢調査によれば平成12年度は545人、平成17年度は大きく落ち込み268人、平成22年度は533人と少し持ち直している状況である。ただし、大きな流れで昭和30年代と比較するとかなり減ってきている。機械化や路網整備など生産性の向上を図る必要はあるものの、現状の林業就業者数が十分だとは思っていない。今後も育成に努めていく。

交通政策課長

- 2 答申では、地下鉄12号線の延伸を「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」の中に位置付けており、まずは地域の成長を促すまちづくりを進めていくことが大切である。このため、具体化までのスケジュールを示すことは難しい。
- 3 駅の利用者数については、統計があるので提出することは可能である。

委員長

駅の利用者数については、資料を提出できるとのことだが、委員会として資料要求するというのでよいか。

< 了 承 >

委員長

それでは資料を提出願う。

中川委員

- 1 機械化によって効率性を上げることは重要だが、県北部地域の仕事の確保という意味

では、林業就業者数533人という人数は、県として、これ以上減らしたくないデッドラインということになるのか。

- 2 先ほどの答弁では、地下鉄12号線延伸地域は、今後も人口減少しないという今までどおりの発想を持っているように聞こえるが大丈夫なのか。東京一極集中だけではなく、また県内でも南部地域への人口集中だけではなく、均衡ある発展が必要だという視点で超高齢社会を見据えるのが5か年計画だと考えるがどうか。

森づくり課長

- 1 林業就業者の雇用には様々な形態があり、正規雇用、臨時雇用、繁忙期のみ雇われる季節労働などがある。また、自己所有山林で主業的に働くやり方や副業的に働くやり方がある。533人の従事者が年間どれくらい働いているのかについて、国勢調査からは分からないが、林業事業体に対する調査では、おおむね200人が就業している。この数字が十分かどうかは地域の状況も見ながら検証する。

交通政策課長

- 2 交通政策審議会では、将来の人口推計を踏まえた上で各路線を答申に位置付けている。

企画財政部長

- 2 今後の人口動向を考えると急がなければいけないとは思いますが、国から求められる鉄道事業の具体化の基準が厳しく、まちづくりによって、ある程度確実に需要が見込めないと認可が下りないのが現状である。地下鉄12号線については、都内区間の延伸が実現する中で、県内延伸も同時にできないかと考えており、東京都と意見交換を進めている。

秋山委員

- 1 施策36の施策指標「担い手への農地集積率」について、25%を42%にすることが目標値になっている。しかし、日本の農業は家族経営に支えられている面が依然として大きく、小さくとも多様な農家を衰退させることになってはいけないと考える。この指標は大規模化を偏重する構造改革の一環だと思うが、なぜこれを指標とするのか。
- 2 施策37の主な取組「農薬や化学肥料の低減など環境に配慮した栽培による高付加価値化」について、農業分野で一番大切なのはその農産物を食べる消費者の安全だと思うが、安全・安心という記載がないことに不安を感じる。どこかに明記する必要があると思うがどうか。
- 3 施策38について、今注目されているクロス・ラミネイティド・ティンバー、CLTという集成材は強度が高く、高いビルも造ることができる。東京オリンピックの会場を設計した方も注目しており、会場にはCLTを相当取り入れると思われる。CLTの生産・販売・使用の流れを作れば、県産木材の供給量を大幅に伸ばすことができると考えるがどうか。
- 4 施策41について、ホームドアの設置費用は、国が3分の1、県が3分の1、事業者が3分の1負担しており、公共の方が負担割合が多い。国は細かいことに口を出すことはあり得ないため、県が事業推進の主体になると思う。交通政策課から提出された予定表では、10万人以上の利用がある駅でも、平成33年以降にずれ込むところも多々あるが、現在の計画は、事業者が出してきたものなのか、それとも県と事業者で協議したものなのか。また、県民の期待に応えるため、県の負担を増やすことで事業を促進することができると思うがどうか。

農業ビジネス支援課長

- 1 本県農業を家族経営の方々が支えている面があることは、我々も認識している。規模の大小にかかわらず、意欲のある農家の方には引き続き営農を継続していただきたいと考えている。一方で、農家の高齢化などにより、リタイヤする方や規模縮小を希望する方がいるなどにより耕作できない農地が発生してくる状況もある。また、相続で農地を引き継いだ、いわゆる土地持ち非農家の農地もある。農地の有効利用を図るために、こうした農地を担い手の方に集積し、担い手の育成と生産性の向上に結び付けていく。このため、担い手への農地集積率を施策指標としたところである。意欲のある農家から無理に農地を引きはがして担い手の方に集積することではないので御理解いただきたい。

農産物安全課長

- 2 県産農産物の安全性の確保については、施策13の中で取り組むことにしている。主な取組「農薬の適正使用や農業生産工程管理（GAP）などによる県産農産物の安全性確保」などをしっかりと行っていく。

森づくり課長

- 3 CLTは大規模建築物への利用が可能で、今後木材利用の拡大に貢献することが大きく期待されている。昨年春には国から設計基準が示され、利用に向けた体制づくりが進んでいる。一方、全国6か所の工場で生産が開始されているが、新しい工法のためか製造ラインがフルに稼働している状態ではないようである。現在のところ、県内でCLTの製造工場の計画はないが、委員御指摘のとおりCLTの販路が確立すれば供給量は大きく増えていくと思っている。県内での生産・加工・流通体制の整備については今後需要の動向を踏まえ、また、関係者の意見も広く聴きながら必要に応じて検討を進めていく。

交通政策課長

- 4 県内の駅でホームからの転落事故をなくすことは重要と考えており、積極的にホームドア設置を進めたい。県としてはモデル事業を進めることによりホームドアの整備を促進してきたところである。事業者に対して継続して要望活動を続けてきたこともJR東日本や東武鉄道の整備計画策定につながったものと考えている。蕨駅の事故もあったことから、ホームドア設置の更なる前倒しについて、JR東日本の大宮支社長にも話をしている。

秋山委員

事業者は財源が無尽蔵にあるわけではないため、事業者に働き掛けるだけでなく公共がホームドアの設置を促進させる必要がある。蕨市長は市が自前で整備する可能性も話していた。事業者を促すだけでは駄目だとも考えられるがどうか。

交通政策課長

県としては、これまでもモデル事業として県が負担してホームドアの整備を促進してきたおり、和光市駅にはホームドアが設置された。また、現在も川越駅で設置工事が進んでおり、平成29年度末までの設置が完了する予定である。

企画財政部長

つくばエクスプレスなどの新線では標準でホームドアが整備されているが、一方で、既存の鉄道路線では整備が進んでいない状況である。国が3分の1を補助するスキームとなっているが、これだけではなかなか進まない状況が続いている。車両の扉の位置が合わないという技術的な問題もあるが、一番の問題は総事業費が多く、事業者の負担が大きいことである。そうした中で、県としても鉄道事業者に対応してほしいことから、モデル事業として第一歩を切り開き、和光市駅が供用を開始して、現在は東武鉄道川越駅でも取り組んでいるところである。ただ、地元自治体の支援がないと事業者が継続して取り組むのは難しいと判断しており、東京都では地元区市も補助をする制度ができています。本県でも東京都にならって、県と市で共同して支援することについて庁内で協議を進めているところである。

高木委員

- 1 施策38について、県産木材の供給が広がらないのは海外産との価格差が大きいからだと思うが、主な取組に挙げられている取組を行って生産性の向上を進めていくと、価格差はどのくらい解消するのか。また、森林の循環をどの程度の面積で行うのが適正かという大きなスパンの計画も必要だと思う。攻めの姿勢で縮小することも場合によってはあり得るのかもしれない。この先、それほど需要が見込めず、手入れが行き届かなくて森林が荒れてしまうのであれば、必要に応じて計画的に自然な広葉樹林に戻すべきと思うが、次期5か年計画の中では検討していくのか。
- 2 施策40の主な取組「北部地域振興交流拠点の検討・推進」については、そもそも平成24年度に基本構想の素案を策定している。先ほど、今後5年以内に完成までのスケジュールを作るとの答弁があったが、5年間あれば施設が完成するのではないかとも思うが、今後の見通しについて伺う。また、現在は拠点の機能を詰めているところだとすると、何の部分の機能が原因で進んでいないのか。逆に、進まないということであれば拠点が不要なのではないかということにもなりかねない。私は拠点の中に県立図書館が入ることに疑問を持っており、だらだらと進めていいものではないと思っている。見通しを示していただきたい。
- 3 施策41について、自殺の多い駅に関する統計によると、埼玉県駅は上位にいくつも入っている。ただし、これらの駅のうち、乗降客数という点ではホームドアの設置の対象にならないものがある。ホームドアの設置を、自殺防止の観点からも事業者に要望していく考えはあるのか。

森づくり課長

- 1 木材価格は近年低位で推移している。スギであれば1立方メートル当たり12,000円である。1ヘクタールで300立方メートルのスギがあるので、収入として1ヘクタール当たり360万円になる。従来の取組では、伐採の搬出コストが330万円で、その先の造林保育コストを考えると赤字になってしまうことになる。今後の取組を進めることで、まずは、伐採搬出コストを160万円程度まで下げ、最終的には、造林保育コストも賄えるような状況を目指しているところである。また、林業は森林を整備・保全しながら木材を生産する産業である。生産される木材は再生産が可能で、森林を循環利用することは循環型社会に貢献していくことだと思っている。このようなことから、伐って・使って・植えて・育てるという森林の循環利用は、森林の整備と林業木材産業の振興を一体的に推進するものであると考えている。ただ、御指摘のとおり、奥地で、

人工林では経営が成り立たない森林もある。このような森林については、平成20年度からみどりの基金を活用して、強度間伐や広葉樹植栽などにより針広混交林など天然林に近く、手入れが省けるようにする整備を開始した。今後、水源かん養、土砂災害の防止、二酸化炭素の吸収などの森林の持つ様々な機能が持続的に発揮されるよう、取り組んでいく。

産業支援課長

2 北部地域振興交流拠点は、産業支援施設、交流・にぎわい施設、新県立図書館を一体的に整備することで地域活性化の核としたいと考えている。現在、全ての機能について検討をしているところであり、何が原因というのではない。あえて言えば、日本一の図書館としての検討を求められている新県立図書館が最もハードルが高い。現時点では整備する機能が詰まっていないので、工事期間を考えると計画期間内に完成させることは難しい。

交通政策課長

3 ホームドアの設置は、利用者数が多く、事故率の高い駅から優先して検討されている。自殺防止という観点で設置していくものではないが、ホームドアが設置されれば、すぐに立ち入ることはできなくなり、結果的に自殺防止にも寄与することになると考えている。

高木委員

- 1 県産木材については、主な取組を進めるとコストが下がるということで期待をしたいが、それでも、赤字であったものが赤字でなくなるというだけで不安である。1ヘクタール当たりの経費を示していただいたが、1人当たり何ヘクタールの経営を行うと安定した収入が得られるのか。
- 2 日本一の図書館にこだわって、拠点が整備できないのは一番悪い。そこまで極めたものにしなくてもいいので、知恵を集めてできるものを作るという姿勢で、是非整備する方向でお願いしたい。地域的な問題で進まないのなら、県庁所在地付近に図書館を作ってもいいので、検討を進めてもらいたいだろうか。

森づくり課長

1 5年間で目標に近づけていくため、森林を30ヘクタール以上でまとめる団地化を行っていく。

産業支援課長

2 図書館の機能については、教育局が検討しているところである。今後、連携して検討を進めたい。計画期間内の完成が難しいと答弁したのは工事期間もあるためであり、仮に今すぐ着工しても完成はぎりぎりとなるタイミングである。これから構想を策定し、議会にお諮りしながら進めていきたい。

高木委員

コストが下がることでもうけが出るようになると思うが、例えばスギの場合、何ヘクタールくらいの面積で、1人の人が生活できる収入になるのか。

森づくり課長

目指す姿として、1ヘクタール当たり100万円の林業収益を想定しており、例えば500万円の収益を上げるとすれば5ヘクタールとなる。50年スパンで伐採をするとすれば、250ヘクタールの森林が必要となる。

白土委員

533人の林業就業者の平均所得額を伺う。

森づくり課長

1年目から3年目の新規就労者については、日給が8,000円、年収が192万円となっている。また、一般の作業員については、日給が13,500円、年収が324万円となっている。作業班長では、日給が15,000円、年収が360万円となっている。

並木委員

施策41について、設置されている内方線付き点状ブロックの規格や位置は、駅ごとに違っているように感じるが、現状の見直しを含めた統一を5か年計画の中で目指していくのか。

交通政策課長

各事業者ともJIS規格で定められた仕様のもを設置している。内方線付き点状ブロックの設置位置については、ホームの状況もあり、事業者ごとに様々である。設置位置を統一するのであれば、国が基準を定めることになる話であると思う。施設整備に当たっては、国が定めたバリアフリーのガイドラインに沿って対応している状況である。

並木委員

何年か前に相談があったが、色弱の方は、はっきりした黄色の点字ブロックでないと見えないということである。例えば、埼玉会館前に設置してある点字ブロックは茶色、浦和駅前にはオレンジ色である。点字ブロックを増やすのも大事だが、5か年計画の中で現状設置されているものも見直しも進めてもらいたいだろうか。

交通政策課長

駅内では、JIS規格に対応した点字ブロックを使用している。

井上委員

- 1 施策37に関連して学校給食の地産地消率が23.1%という話があったが、学校給食で使われるものは、農産物の流通量や供給量のうちどれくらいの割合を占めるのか。
- 2 施策39について、圏央道が全線開通する一方で、外環道も今後三郷南から先へ開通する予定であり、東名道に向けても工事が進められている。また、外環道は2月に料金が一律から距離別へと変更になり、安くなるところと高くなるところがある。これらについて、県内交通や産業への効果・影響をどのように考えているのか。
- 3 施策41について、ホームドアの設置に向けて、私は県職員が頑張っていると思っている。ホームの状況についても、県職員が確認に来ていることを承知している。また、先ほど転落防止設備の現在の整備についての資料要求があったが、東武鉄道から1月12日には最新のプレスリリースが出ている。そこで、資料の提出に当たっては、いつ時

点のものを明記してもらいたいがどうか。

道路政策課長

2 道路網が充実することで、特に時間短縮の効果が期待される。外環道の料金変更により、均一料金から対距離料金に変更される。昨年4月に対距離料金が導入された首都高では、短距離利用が値下げとなったことから、短距離の利用者が増加し、並行する一般道の混雑が緩和されており、外環道においても同様の効果が期待できる。

計画調整課政策幹

2 産業面の効果についてであるが、職員の入替えて産業労働部の所管課が不在のため、答弁させていただく。先ほどの道路政策課長の答弁のとおり、ネットワーク構築による時間短縮効果、料金変更に伴う渋滞緩和といった追い風があり、インターチェンジ周辺の物流拠点をはじめ様々な企業活動にメリットが生じると考えられるし、メリットを生かしていかなければならないと考える。午前中の審査でも、圏央道のアクセス改善について戦略的な視点に欠けるとの指摘があったので、御指摘の趣旨については担当部局と共有し、しっかり経済の活性化につなげていくよう努力していきたい。

交通政策課長

3 時点を明確にした資料を提出する。

農業ビジネス支援課長

1 学校給食に回っている県産農産物全体の割合はないが、米については学校給食会を通じて学校給食に供給されている量が、県内の米の生産量の15万トンのうち、5,804トンである。牛乳については、県内の生乳の生産量59,213キロリットルに対して、学校給食会を通じて学校給食に供給されている牛乳は、22,172キロリットルである。具体的な数字が分かるのはこの2品目である。

森づくり課長

先ほど中川委員の質問の中で一部答えられなかった点について、答弁する。森林面積当たりの林業就業者数の全国平均は、1,000ヘクタール当たり2.7人、埼玉県は1,000ヘクタール当たり4.4人である。人数的には1.6倍となっているが、埼玉県は人工林率が高いことや、労働形態が様々であることから、単純に埼玉県が多いということではない。

【説明者】

「Ⅴ 豊かな環境をつくる分野」

[企画財政部]

中原健一企画財政部長、小島康雄企画財政部副部長、山崎明弘計画調整課長、堀口幸生計画調整課政策幹、竹中健司地域政策課長、勝村直久土地水政策課長、竹島晃交通政策課長

[総務部]

澁澤陽平管財課長

[環境部長]

宍戸信敏環境部長、岡崎守環境部副部長、山野均環境部副部長、葛西聡参事兼水環境課長、牧千瑞環境政策課長、石塚智弘温暖化対策課長、松山謙一エコタウン環境課長、石鍋恵子大気環境課長、田中淑子産業廃棄物指導課長、安藤宏資源循環推進課長、豊田雅裕みどり自然課長

[保健医療部]

北島通次保健医療部副部長、三田和正生活衛生課長

[農林部]

松村一郎農林部副部長、強瀬道男農業ビジネス支援課長、持田孝史生産振興課長、岡眞司森づくり課長、大冢早孝農村整備課長

[県土整備部]

西成秀幸県土整備部副部長、小関清一県土整備部副部長、常山修治参事兼河川砂防課長、相沢正実県土整備政策課長、磯田和彦建設管理課長、大山裕道路環境課長、秋山栄一水辺再生課長

[都市整備部]

吉岡博之都市計画課長、高師功公園スタジアム課長、榎原徹建築安全課長、白石明住宅課長、柳沢孝之営繕課長、田中裕二設備課長

[企業局]

矢口正道水道管理課長

[下水道局]

野川達哉下水道局長、本田康秀参事兼下水道事業課長

[教育局]

廣川達郎財務課長、羽田邦弘高校教育指導課長、大根田頼尚義務教育指導課長

[警察本部]

今泉忍生活経済課長

「Ⅵ 魅力と誇りを高める分野」のうち基本目標「県民が誇れる埼玉の魅力を高める」

[企画財政部]

中原健一企画財政部長、山口均IT統括幹、小島康雄企画財政部副部長、加藤繁企画総務課長、山崎明弘計画調整課長、堀口幸生計画調整課政策幹、黒坂和実情報システム課長、竹中健司地域政策課長、

[総務部]

寺井誠一入札審査課長

[県民生活部]

稲葉尚子県民生活部長、山崎仁枝県民生活部副部長、久保正美スポーツ局長、
細野正広聴広報課長、福田哲也文化振興課長、岩崎寿美子青少年課長、
古垣玲スポーツ振興課長、西村実ラグビーワールドカップ大会課長、
清水雅之オリンピック・パラリンピック課長

[危機管理防災部]

市川善一消防防災課長

[福祉部]

荻原和代障害者福祉推進課長

[保健医療部]

表久仁和医療整備課長

[産業労働部]

渡辺充産業労働部参事兼副部長、浅見健二郎観光課長

[県土整備部]

西成秀幸県土整備部副部長、相沢正実県土整備政策課長、濱川敦道路街路課長、
大山裕道路環境課長

[都市整備部]

福島浩之都市整備部長、杉野勝也都市整備部副部長、村田暁俊都市整備政策課長、
吉岡博之都市計画課長、川辺隆浩市街地整備課長、福島英雄田園都市づくり課長、
高師功公園スタジアム課長、榎原徹建築安全課長、白石明住宅課長

[教育局]

羽田邦弘高校教育指導課長、大根田頼尚義務教育指導課長、
芋川修生涯学習文化財課長

[警察本部]

小川元一郎情報管理課長、岩根忠広報課長、近藤佑一生活安全企画課長、
大村正幸サイバー犯罪対策課長、松村雅彦交通企画課長、大塚健滋公安第一課長、
南雲芳夫警備課長

「Ⅵ 魅力と誇りを高める分野」のうち基本目標「支え合いで魅力ある地域社会をつくる」

[企画財政部]

中原健一企画財政部長、小島康雄企画財政部副部長、山崎明弘計画調整課長、
堀口幸生計画調整課政策幹、竹中健司地域政策課長、徳重覚市町村課長

[総務部]

三須康男学事課長

[県民生活部]

稲葉尚子県民生活部長、中川典之県民生活部副部長、影沢政司共助社会づくり課長、
木村勇人権推進課長、小池要子国際課長、堀光美知子男女共同参画課長、
清水雅之オリンピック・パラリンピック課長

[環境部]

牧千瑞環境政策課長

[福祉部]

荻原和代障害者福祉推進課長、末柄勝朗障害者支援課長、金子直史地域包括ケア課長、
榎本淳一こども安全課長

[農林部]

河村仁農林部長、松村一郎農林部副部長、強瀬道男農業ビジネス支援課長、
石間戸芳朗農業支援課長、岡眞司森づくり課長、大岡早孝農村整備課長

[教育局]

羽田邦弘高校教育指導課長、関口睦小中学校人事課長、大根田頼尚義務教育指導課長、
吉野雅彦人権教育課長

[警察本部]

長嶋浩之子ども女性安全対策課長

【議案に対する質疑（「V 豊かな環境をつくる分野」）】

田村委員

- 1 施策4-2の施策内容に「大規模発電所に依存したエネルギー供給構造の脆弱性が明らかになり」との記載があるが、どのようなことが明らかになったのか。
- 2 「地域で使うエネルギーを地域で創り出す分散型エネルギーの普及が求められています」との記載があるが、分散型エネルギーの普及が求められている理由は何か。
- 3 施策4-3について、地球温暖化の原因が温室効果ガスであることの理由を教えてください。

エコタウン環境課長

- 1 東日本大震災後の計画停電やガソリン不足、停止した原子力発電所の代わりに火力発電所に頼らざるを得なかったことなどで石油依存が露呈したことなどの脆弱性が明らかになった。
- 2 埼玉県は、エネルギーをほとんど創っておらず、エネルギーを使っている地域であるが、使うばかりでなく、地域でエネルギーを創っていくことが求められていると考えている。

温暖化対策課長

- 3 温室効果ガスそのもののうち、一番多くを占めているのが二酸化炭素であり、二酸化炭素が大気中に多くなることで温室効果を高めるということが科学的知見から分かってきている。産業革命以降、二酸化炭素の濃度は上がり続けており、埼玉県の観測においても増えている。このため、地球温暖化が進んでいると認識している。

委員長

この際、申し上げる。ただ今から、本委員会に1名の傍聴者が入室するので、報告する。

武内委員

- 1 施策4-2について、現行5か年計画では住宅用太陽光発電設備の設置数を14万基とすることを指標としているが、11万7,000基程度にとどまっている要因は何か。結果について県の関与がどの程度影響しているのか。また、次期5か年計画では約2倍の設置数に増やすことが目標になっているが、この目標値を目指すとした根拠は何か。
- 2 主な取組「エコタウンモデルの全県展開」について、本庄市、東松山市の先行エコタウンへの投資額と、温室効果ガス削減への貢献度などの費用対効果はどれくらいだったのか。また、先行エコタウンの問題点はどのようなものがあったのか。
- 3 本年度、所沢市と草加市で展開エコタウンが始まっている。昨年度の予算特別委員会

において、4市の事例が整えば、それを応用していきたいとの答弁があったが、今後、5か年計画の中でどのように展開していくのか。今後はモデル事業ではない形で進めていくのか。

- 4 主な取組「燃料電池自動車の普及促進」について、ホンダのクラリティは官公庁用リースのみで一般に販売されていないなど、燃料電池自動車はまだ普及段階にないと思うが、県が普及しなければならない、あるいは普及する必要があるとする根拠は何か。
- 5 主な取組「木質バイオマスや地中熱の普及拡大」について、木質バイオマスだけでなく、畜産残さ、家庭ごみ、メタンなど様々なものがある中で、木質バイオマスだけを特出した理由は何か。
- 6 施策42では主な取組として「燃料電池自動車の普及促進」が、施策43では主な取組として「EV・PHVなど次世代自動車の普及促進」が挙げられているが、どう整理しているのか。
- 7 施策43の施策指標「次世代自動車の普及割合」について、県でコントロールできる公用車ではなく、県全体への普及割合を施策指標とした理由は何か。また、普及割合を現在の11%から33%まで大幅に上げることができると考える根拠は何か。そのためにどのくらいの県費を見込んでいるのか。
- 8 施策指標「県全体の温室効果ガスの排出量」について、排出量が数値で示されているが、分かりにくい。埼玉県地球温暖化対策実行計画では、2020年までに2005年比で温室効果ガス排出量を21%削減すると割合で示している。今回の施策指標も、割合の方が分かりやすいと思うが、量を指標とした理由は何か。また、県全体の温室効果ガスの排出量の削減量の内容はどうか。
- 9 施策44について、PM2.5は中国からの影響が大きいと思われるが、実際にどの程度の影響があるか。また、県はどのようにPM2.5を削減するのかについて、具体的に教えてほしい。
- 10 施策45の主な取組「産業廃棄物処理業から環境産業へのステージアップに対する支援」について、ステージアップという表記は分かりづらいが、具体的にはどのような内容なのか。

エコタウン環境課長

- 1 住宅用太陽光発電設備は、現在12万基を超えているが、目標の14万基は達成できない見込みである。目標が達成できない理由は、震災後に盛り上がった太陽光発電設備設置の機運が急激に下がってきたことや固定価格買取制度による買取価格が低下したことが大きい。固定価格買取制度があるため、平成25年まで行っていた県補助を廃止したことも要因ではあるが、前述の2つの要因の影響が大きいと考えている。特に、昨今、太陽光発電に対して、メガソーラー発電所などのネガティブなイメージが広がったことも要因になっている。設置数を約2倍に増やすことについては、国が推進しているゼロエネルギーハウスでは、必ず太陽光発電設備が設置される。ゼロエネルギーハウスを普及拡大することで太陽光発電設備を広げていきたい。国は、2020年までに新築住宅の半分をゼロエネルギーハウスにすることを目指しており、これによりかなりの数の設置数をかせぐことができると考えている。既存住宅については、エコタウンの手法を生かして設置を広げていく。
- 2 本庄市と東松山市で進めた先行エコタウンのモデル街区では、県が積極的に関与し、地元住民や地元事業者の力で様々な省エネ対策を進めてきた。費用対効果としては、約9,000万円の補助金を投入し、エネルギーの22.5%削減を達成した。問題点と

しては、モデルは出来上がったが、ほかの地域でもモデルを広げていけるのかという点があるため、展開エコタウンを所沢市と草加市で行っている。また、県がこれまで行ってきたことを県が続けていくわけにはいかないため、次の担い手として既存街区を良く知るハウスメーカーと組んでミニエコタウン事業を行うなど、民間事業者の力で事業を進めている。

- 3 エコタウンモデルの全県展開については、モデルをいくつも創っていくのではなく、現在行っているモデル事業のノウハウ、エコタウン手法を全県に広めていきたい。それによって、これまで啓発活動しかできなかった既存住宅に対して、設備の整備していくよう変えていきたい。
- 4 クラリティについては事業者リースも始まり、徐々に普及してきている。また、トヨタのMIRAIは市販されている。水素社会を推進する上で、燃料電池自動車はそれ自体で大きな啓発効果がある。一方で、まだ国内で数百台という状況なので、需要を喚起するため、補助金により普及させていく。
- 6 燃料電池自動車の普及促進は、水素エネルギーの普及という観点から施策42に掲げた。電気自動車、プラグインハイブリッド自動車など次世代自動車の普及促進は、燃費改善により二酸化炭素を削減していくという観点から施策43に整理した。
- 7 次世代自動車には、ハイブリッド自動車や電気自動車などがある。特にハイブリッド自動車については既に県民の間に普及が進んでいる。このようなことも踏まえ、公用車への導入よりも県民への普及割合を施策指標にした。ハイブリッド自動車はかなり普及しており、需要も供給もある。電気自動車とプラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車は国のロードマップに従って普及を図っていく。県費については、燃料電池自動車に対して今年度1億円の補助事業を実施しており、今後も続けていかなければならないと考えている。電気自動車は充電器について国の補助制度があるので、県費は普及啓発などに投じていきたい。

森づくり課長

- 5 木質バイオマスはペレットやチップに加工され、ボイラーやストーブなどの熱源として利用されている。新しいエネルギーではなく、既に普及段階にあるエネルギーであり、今後、普及の拡大を目指すエネルギーとして主な取組に記載した。

温暖化対策課長

- 8 2020年までに2005年比で21%削減する目標として、個別計画の中で3,380万トンまで減らすと記載している。5か年計画案における平成33年度までに3,363万トンCO₂とするという目標値は、2030年までに2013年比で26%削減するとしているパリ協定で示された国の目標を目指し、設定している。指標を排出量とした理由は、毎年度、県民に温室効果ガス排出量を公表しており、5年間という短い時間で比較できる数値としては量の方が適当と考えたためである。温室効果ガスの削減量を全体で486万トンと見込む中、例えば、目標設定型排出量取引で約100万トン、次世代自動車の普及で約32万トン、住宅用太陽光発電設備の設置では約20万トンの削減を見込んでいる。

大気環境課長

- 9 中国などからのPM2.5の影響は、環境省中央環境審議会の専門委員会で日本の研究者から、関東地方では4割、九州地方では7割との報告があり、この報告に基づき、

環境省は国内の対策について検討会を開いている。北京の高濃度が直接日本に来ているのではなく、拡散や雨で薄まるので、県内での高濃度は、県内の発生源の影響が大きい。県民の健康を守るためには、県内での対策が重要である。具体的には、ディーゼル車対策や工場からの排出ガス規制、自動車からのベンゼンやトルエンなどの揮発性有機化合物の排出削減策など、既存対策の徹底が重要である。本県のPM_{2.5}の濃度は、測定を開始した平成23年度の1立方メートル当たり17.3マイクログラムから、平成27年度の13.6マイクログラムへと年々低下している。これは、ディーゼル車対策などの効果であると考えている。

産業廃棄物指導課長

10 ステージアップという言葉は、平成25年から平成26年にかけて業界団体である一般社団法人埼玉県環境産業振興協会と協議して決めたもので、廃棄物から素材やエネルギーを生み出し、循環型社会に様々なサービスを提供できる高付加価値産業への転換を図ることを考えている。内容としては、県と業界が連携し人材の確保・育成と技術支援を推進していく。具体的には、人材確保を図ることを目的に、業界から要望の強い人材不足及び業界イメージの向上への対応として「地域に愛され信頼される環境産業へ」をスローガンにしたイメージアップ運動を推進している。また、人材育成の取組として、次世代を担う新入社員に業界の魅力や重要性を伝え、モチベーションを高めてもらい、定着率を高めるための環境産業合同入社式や環境産業合同研修会を実施している。技術支援としては、将来大量に発生が予想される廃太陽光パネルについて、業界と県の研究機関で構成する検討会を立ち上げ、処理技術の開発に向けた検討を行っている。

武内委員

- 1 住宅用太陽光発電設備の設置数の目標が達成できない理由については、固定価格買取制度の影響が大きいとのことだが、平成25年に県の補助を廃止したことも影響していると思う。県の補助廃止の影響度をもう少し具体的に教えてほしい。
- 2 エコタウンの費用対効果について、9,000万円の補助でエネルギーを22.5%削減したとのことだが、それほど単純なものではなかったはずである。エコタウン事業の予算額からしても9,000万円という金額は小さい金額だと思うが、具体的に説明してほしい。また、全県展開に当たって、県の補助はないのか。
- 3 燃料電池自動車の普及促進について、なぜ、県が普及しなければならないのか。
- 4 次世代自動車の普及について、今後5年間の県の支出はどれくらいが見込まれるのか。
- 5 2014年の温室効果ガス排出削減量は、埼玉県地球温暖化対策実行計画の目標である21%削減の半分の10.4%の削減にとどまっているが、この点と削減量の関係について伺う。
- 6 産業廃棄物処理業から環境産業へのステージアップに対する支援について、業界からの要望があったから取組を進めるということではなく、県としてどのような課題があると認識しており、それに対してどのようにしていくのか。

エコタウン環境課長

1 県の影響度を設置数という形で数字で表すのは裏付けるデータもなく難しい。県民は、設備価格や売電価格、補助金の有無など様々な要素を考慮して太陽光発電設備を設置するかを判断している。ある程度の売電利益が出ることを前提にする方が増えてきていることもあり、補助金の有無ではなく利益が出るかによって設備を設置するかを決めてい

ることもある。アンケート結果では、おおよそ半数の方が、補助金があったから太陽光発電設備を設置したと答えている。また、補助金については事業者に周知してきたが、事業者が営業の過程で補助金をセールストークに使うこともあるため、県の影響は小さくはないと思うが、それが全てではない。太陽光発電設備の設置には様々な要素が絡んでいると考える。

- 2 9, 000万円は、モデル街区において県が直接補助した額である。エコタウンの予算全体には市町村の提案事業などへの補助が含まれている。全県展開に当たっては、エコタウンのモデル街区で行っていたような補助金制度は実施する考えはない。今後既存住宅の省エネ化に対して大きな影響がある施策があれば、補助金を考えていくことはある。
- 3 水素エネルギーはどこにでもある無尽蔵なエネルギーと言われており、地産地消のエネルギーになる。地産地消のエネルギーになるという点から、県では水素社会の実現に向けて、まずは、燃料電池自動車の普及促進から進めていく。
- 4 燃料電池自動車への補助以外、大きな県費負担はないものと考えている。

温暖化対策課長

- 5 個別計画の2020年までに2005年比21%削減する目標については、均等に温室効果ガスが削減されると仮定した場合、2014年では12%削減となる。これに対し、実績は10.4%と1.6%下回る状況である。5か年計画の指標との関係では、個別計画の21%削減は、2020年に3,380万トンと見込んでおり、そこから5か年計画の終期となる2021年度には3,363万トンまで削減することとした。この目標を達成することで、子供たちに美しい地球環境を残していきたい。

委員長

答弁については、質問の主旨を理解いただき、簡潔・明瞭に願う。

産業廃棄物指導課長

- 6 新しい技術に対応していくためには、優秀な人材を確保・育成する必要がある。しかし、個別の事業者だけの努力では、業界のイメージも悪く人材の確保が難しいという課題があるので、県が支援をしていく。また、新しい技術開発も必要であるが、中小企業が多いということから、県が後押しをしていく。

武内委員

- 1 住宅用太陽光発電設備の設置については、国の様々な制度に頼って増やしていくとの答弁のように感じたが、県の補助は行わないということか。
- 2 エコタウン事業の総事業費と効果に関する資料があれば提出してほしい。また、エコタウン事業の課題は何か。
- 3 人材育成が課題だということは、要するに産業廃棄物業界は人手不足であり、新しい技術に対する人材確保ができないということか。

エコタウン環境課長

- 1 補助を行うことで、太陽光発電設備の設置が広がっていく新しい施策が見いだせれば、補助をしていくことはあり得る。しかし、これまでのような直接的な一律の補助は考えていない。

2 エコタウン事業については、3年間の実績報告がある。総事業費は5億3,686万6,000円である。このうち、モデル街区への補助が9,000万円である。残りは、先ほど答弁した市町村への補助が主である。モデル街区からは、HEMSデータを一部頂いており、最初の2年間で約13.4%のエネルギーを削減できた。また、太陽光発電設備や省エネ機器の導入による既存住宅の省エネ化を目指し、モデルとして進めてきたのが、エコタウンプロジェクトである。その成果としてモデル街区全体で削減率22.5%を示せた。また、これまで目を向けられなかった小さなリフォームが地元企業によるビジネスモデルとなった。一方、エコタウンは行政主導で進めてきた面があり、現在進めているモデル事業後の全県展開には、今後、住民や地元事業者が自ら担い手となり進めていくことになるため、その担い手を見つけていくことが今後の課題である。

委員長

ただ今、武内委員からエコタウン事業の費用対効果についての資料要求があり、答弁によれば一部の資料が出せるようである。資料をそろえて提出していただくということで異議はないか。

< 異議なし >

委員長

それでは、後ほど資料の提出をお願いします。

産業廃棄物指導課長

3 人材確保に関しては委員御指摘のとおりである。

武内委員

提出資料には、HEMSデータの取得戸数の実績も入れてほしい。

安藤委員

- 1 施策45について、私有地に不法投棄された場合、土地所有者が処理しなければいけないという問題がある。この問題に対しては、県として警察と連携して最後まで対応ができていないのが現状だと思う。不法投棄の取締りを今後真剣に考えていくのであれば、最後まで対応してもらいたいだろうか。
- 2 私有地にテレビ、家具などの不用品を放置している事案が多々あり、崩れ落ちるおそれがあったり悪臭がするなど近所迷惑になっている。当事者に聞くと、お金がないので処理できないと答える場合が多いが、県としてこの問題にどのように対応していくのか。
- 3 施策47について、川の再生事業の実施後、維持管理はボランティア任せであり、県の関わりに疑問を持っている。この点についてどう考えるか。

産業廃棄物指導課長

- 1 私有地に不法投棄された場合、警察と連携しながら不法投棄された廃棄物等から行為者を見つけるよう努力している。行為者が分からなければ最終的には土地所有者に撤去をお願いしますことになる。できるだけ早く行為者を見つけるべく、今後も努力していく。

資源循環推進課長

- 2 私有地へのごみの放置については社会的な問題となっている。例えば、認知症の方がため込んでしまうなど様々な事例があるので、関係部局や市町村と連携して対応していきたい。

水辺再生課長

- 3 これまでの川の再生については、水辺再生100プランや川のまるごと再生プロジェクトを実施しており、地域団体や地元市町村が通常の維持管理を行う仕組みで進めてきた。そのため、県としては活動する方々が気持ち良く美化活動作業を行えるよう、軍手やゴミ袋等を現物支給するなど支援を行っている。そのほか、草刈りについては、堤防の安全確保の観点から必要な箇所において適宜実施している。また、よく利活用されている箇所は地域活動等によって良好な状態に維持されているため、今後は利活用を促進することによって、維持管理が継続していくように新たな事業を展開していく。

安藤委員

- 1 私有地への不法投棄への対応について警察と連携していることは承知しているが、私が知る限りでは、解決したことがない。行為者が捕まったことがあるのか。
- 2 川の再生で整備した箇所の維持管理を地域住民や地元市町村で行うのは分かるが、県として最後まで面倒を見てほしい。例えば、道路工事を行った結果、家のドアが傾いてしまったというケースもある。このようなことに対しては、事業をやりっぱなしで終わっていただきたくない。意識を持ってフォロー体制を構築していただきたいと思うがどう考えるか。

生活経済課長

- 1 廃棄物処理法違反により、平成28年中は260件、280人を検挙している。前年比では22件、26人の増となっている。

水辺再生課長

- 2 河川管理者として必要な維持管理を行っていく。今後の事業においては、新規箇所の整備だけではなく、既整備箇所の内容を充実させるなど、利活用を促進させる取組によって、県のフォロー体制を充実していきたい。

立石委員

- 1 施策46について、施策内容に校庭などの芝生化を推進するとあるが、芝生化の成果と今後の目標を教えてほしい。また、芝生の維持管理が大変だと聞くと、県の対策はどうか。
- 2 施策内容に「身近な緑が年々減少している」とあるが、緑は年間どれくらい減少しているのか。
- 3 「身近な緑」の定義を教えてほしい。
- 4 施策47の施策指標「アユが棲める水質の河川の割合」について、現状ではアユを放流してもカワウが食べてしまい、アユがすめる川であるにもかかわらずアユがいなくなることがあるが、県はカワウ対策をどのように考えているのか。
- 5 施策48について、犬や猫の保護と生物多様性が一つの施策になっていることに違和感があるが、どのように考えているのか。

- 6 主な取組である「野生鳥獣の適正な保護管理」に加えて、有害鳥獣を捕獲するハンターの育成も必要ではないか。

みどり自然課長

- 1 平成27年度末までの校庭の芝生化は68校、園庭の芝生化は422園である。園庭は25%程度が芝生化されているが、小学校は芝生化の割合が低いため、小学校の芝生化について今後5年間は重点的に推進していく。これまで整備した68校の2倍程度を目標に今後5年間で整備していきたい。維持管理については、維持管理の費用や人材が課題となっている。このため、平成28年度から維持管理を補助対象としている。また、芝生の専門家であるみどりのアドバイザーを派遣し、維持管理に関する疑問や手法などについてアドバイスしている。さらに、維持管理に関する講習会を開催し、芝生化した幼稚園、学校、行政の関係者に参加いただき、維持管理について学んでいただいている。
- 2 林地、都市公園、農地の合計面積でみると過去10年間の平均で毎年860ヘクタール減っている。大部分は農地であり、林地と都市公園の合計では毎年70ヘクタール減っている。
- 3 「身近な緑」とは、平地林、公園、街路樹など県民の身近にある緑であって、主に都市計画区域内にある緑である。
- 6 野生生物の適正な管理の重要な担い手であるハンター育成は重要であると考えている。新たに狩猟免許を取得したい人を対象とした講習会の開催、狩猟免許試験の開催回数の増加や土日開催による受験機会の確保、初心者向けの講習会開催などの取組によりハンターの育成に努めていく。

生産振興課長

- 4 カワウは一日に500グラムの魚を食べる。県では漁業協同組合と連携し、花火による追い払いやテグス張りのほか、竹を川に沈めて魚の隠れ家とする笹伏せを行っている。また、カワウの繁殖地である寄居町の矢名瀬や久喜市の沼井公園では、漁業協同組合と水産研究所が枝下ろしや巣の撤去、卵の回収を行っている。秩父では、地元猟友会の協力を得て銃器での駆除を行っている。また、水産研究所はカワウがどのような魚を食べているか調査している。

計画調整課政策幹

- 4 カワウ対策は言葉としては計画案に入っていないが、鳥獣害防止対策として施策54に位置付けている。施策47は河川の水質に関してアユがすめるかどうかという話であり、鳥獣害対策とは別の施策として整理しているが、カワウ対策そのものはしっかりと取り組んでいく。
- 5 違和感があるとの御指摘はもつともであり、毎回、計画案を策定する際、犬猫の保護をどこに位置付けるか苦慮している。今回も最後まで悩み抜いた項目の一つである。仮に生物多様性と犬猫の保護を分ける場合、犬猫の保護は取組も2つ程度で単独の施策を立てるには難しく、その他の施策の一部に位置付けることになる。施策53「快適で魅力あふれる街づくり」に含めることも検討したが、施策53は生活環境についてまとめたもので、歩道や公園などと同列に命あるものを位置付けるのも抵抗感があり、施策48に位置付けた。ちなみに、現行5か年計画の検討の際、議会からの修正提案として犬猫の殺処分数の指標を提案いただいたが、この際も生物多様性の中で位置付けていただいた経緯もあり、継続性も考慮した。

立石委員

- 1 「身近な緑」にはビルの緑化も含まれるのか。
- 2 芝生の維持管理に関する支援について予算化しているのか。

みどり自然課長

- 1 ビルの緑化についても身近な緑と考えている。
- 2 平成28年度は、芝生の維持管理費として校庭については1校当たり30万円、園庭については1園当たり4万5,000円を予算化している。

木下委員

施策46ではみどりの保全と再生、施策31では企業誘致の推進が掲げられているが、みどりの保全と開発との調整はどのように行っているのか。

土地水政策課長

企画財政部が総合調整の立場から、関係部局からなる土地利用調整研究会や土地利用計画調整会議ですり合わせを行っている。

木下委員

すり合わせを行った結果、みどりの保全と再生という施策を入れたということか。

土地水政策課長

すり合わせは、具体的な案件ごとに行っている。開発案件ごとに農林部や県土整備部、都市整備部などと土地利用調整研究会や土地利用計画調整会議で調整しており、案件によっては国土利用計画審議会で決定している。

木下委員

この計画案では、みどりの保全の方が大切ということか。

土地水政策課長

みどりの保全も開発もどちらも大切であり、そのためにすり合わせを行っている。

福永委員

- 1 施策48について、生物多様性の保全という観点から県はレッドデータブックを策定しカワウを保護してきた結果、カワウの生息数は何十倍にも増えた。一方で、漁業協同組合の漁獲量はおおよそ3分の1に減少した。このような深刻な事態に対して、計画案には具体的な記載がなく漁業者はがっかりしてしまう。生物多様性の保全と言えば聞こえはいいが、漁業者はもちろん、農業者が獣害に苦しんでいるという記載もなく、単に言葉をもてあそんでいるのではないかと思う。今後、修正案を検討したいと思う。そこで、カワウの生息数、漁獲量の推移、獣害の現状やハンター数について資料要求する。
- 2 施策47について、先ほど安藤委員から、川の再生で整備した箇所維持管理を県が行っていないとの指摘に対し、新規箇所の整備だけではなく、既存箇所も拡充していくとの答弁があった。そこで、これまで川の再生として取り組んできた箇所の一覧表を資料要求する。我々が現場を見に行き、大事な施策なのかを検証したい。検証しないと次

の5か年計画に移れない。また、既存の箇所に取り組むということは、裏返せばこれまでの県の取組が結果的には良くなかったのだと思わざるを得ないがどうか。

- 3 主な取組「下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の整備促進」について、水質の向上ということを考えるのであれば、この主な取組を進めていく必要があるが、川の再生に予算をかけているため、生活排水処理施設の整備促進の予算が少なくなってしまうのではないか。また、合併処理浄化槽の法定検査の受検率が低いという課題もあるがどう対応するのか。
- 4 施策42について、東松山市と本庄市で実施した先行エコタウンに追随して、ほかの自治体がエコタウンに取り組む動きはなかったのではないか。今後、事業を補助金なしで続けるのならば、主な取組に「エコタウンモデルの全県展開」を入れる意味はないのではないか。
- 5 施策指標「住宅用太陽光発電設備の設置数」について、新築住宅と既存住宅の割合はどうなっているのか。
- 6 メガソーラーについてネガティブイメージが広がったとの答弁があったが、メガソーラーの現状はどうなっているのか。

みどり自然課長

- 1 カワウの生息数については、平成8年度のピーク時に約7,300羽であったが、平成27年度で約1,000羽となっており、現在は生息数を減らしている。

生産振興課長

- 1 漁獲量は昭和61年に3,459トンであったが、平成25年には126トンになり、大きく減少している。なお、対策については、施策54の主な取組「地域ぐるみの総合的な鳥獣害防止対策の実施」の中で行うこととしている。

エコタウン環境課長

- 4 追随という意味で本県と全く同じ取組はないが、例えば東京都などでは省エネ機器の導入を支援して既存住宅の省エネ化を進めるなど、本県のエコタウンプロジェクトの考え方を踏襲する取組を行っている。また、宮城県ではエコタウンという名称を含む事業を行っている。既存住宅の省エネ化を進める方法としては、エコタウンモデルの全県展開以外には方法はないと考えており、施策として掲げている。補助金については、従来と同様の補助はしないが、太陽光発電の特長を捉えて普及拡大を図ることができるものがあれば、補助を検討していく。
- 5 新築住宅と既存住宅の割合は明確なものはないが、ゼロエネルギーハウスの普及により、目標設置数のうちの6割から7割の導入を進める。その他の既存住宅は、エコタウン手法の活用などにより進めたい。
- 6 メガソーラーについては、東日本大震災以降、固定価格買取制度により多くの事業者が参画し設置されたが、景観を大きく損なったり、周辺住民の意向を無視したりしている事案も出てきている。そのような事案に対しては、現場に行って市町村と一緒に対応しているほか、平成28年12月に県で作成したガイドラインのひな型を市町村や事業者にも周知していくことによって適切に対応していく。

水辺再生課長

- 2 川の再生箇所の一覧表については提出する。既整備箇所の拡充については、既整備箇

所をやり直すということではなく、例えば、遊歩道の上に親水公園などの拠点を新たに追加整備するなど、充実を図るということである。

参事兼水環境課長

3 生活排水対策の推進のためには、合併処理浄化槽への転換が重要である。毎年5億円程度の予算を確保している。市町村と連携して転換を進めていきたい。維持管理については、住民への周知が低く法定検査の受検率が低いという課題もある。このため、昨年度から浄化槽管理者が個々に契約する手間を省き、清掃、保守点検、法定検査を一つの契約で結ぶ一括契約制度を始めた。今後とも市町村と連携して対応していく。

委員長

ただ今、福永委員から、カワウの生息数及び漁獲量の推移、獣害及びハンター数の現状に関する資料、川の再生事業の取組箇所一覧について、資料要求があったので、本委員会として要求することに異議はないか。

< 異議なし >

委員長

それでは、資料は後ほど提出いただきたい。

福永委員

施策45の主な取組「産業廃棄物処理業から環境産業へのステージアップに対する支援」について、新しい機械を導入する場合、処理施設の許可は他県での導入事例がないと埼玉県では対応が冷ややかである。業界の技術開発を支援するのであれば、新しい機械を導入する際、全国で初めて導入する場合でも、県は受け入れる用意があるということか。

産業廃棄物指導課長

施設の許可に当たっては、処理施設が廃棄物を適正に処理する能力があるか否かを審査している。これまでも今後もその基準である。

福永委員

新しい機械を導入することで適正に処理する能力があると書類上で分かる場合でも、埼玉県では、その機械の設置事例がないと許可しない。技術は日進月歩なので、今後、施策45の主な取組の趣旨を踏まえて積極的に取り組んでいただきたい。（要望）

中川委員

施策45について、施策を進めるに当たっての県の最大の仕事は広域化の推進である。しかし、埼玉県ごみ処理広域化計画があるにもかかわらず全く広域化が進んでいないと思う。これでは、何のために県職員がいるのかが理解できないし、持続的発展が可能な社会も実現できないと思う。計画を作っても何もしないのでは意味がない。環境部長は担当課に対しどのような指示をしているのか。

環境部長

市町村によってそれぞれ事情は異なるが、ごみ処理の広域化にもメリットがあるので、

市町村の機運を盛り上げるよう指示している。

中川委員

担当課は現状を把握していないようだがなぜか。

資源循環推進課長

鴻巣行田北本環境資源組合及び埼玉中部資源環境組合で広域化を進めてきた。今後については、市町村の事情もあるが、膝を詰めて調整していきたい。市町村の実情に応じて、市町村の本音も聞きながら進めていきたい。広域化が重要であることは理解しているつもりである。

中川委員

行政の仕事は難しい課題を解決することである。4年前に策定した第2次埼玉県ごみ処理広域化計画が現状と合わなくなっているのであれば、市町村に計画の見直しを働き掛けているのか。

資源循環推進課長

市町村に対して計画見直しについて具体的な働き掛けはしていない。今後は、広域化の意義を丁寧に説明していきたい。

中川委員

この1年間でどれくらいの市町村と膝詰めしたのか。

資源循環推進課長

私自身も3市におもむき、広域化についてだけでなく、先進事例の導入も含めて説明を行った。

秋山委員

- 1 施策44の主な取組「ディーゼル車運行規制の実施やアイドリングストップの指導」について、身近な例として、コンビニエンスストアの駐車場でトラックがエアコンを動かすためにエンジンを掛けたまま夜中に何時間も休憩したり仮眠したりしている。近くのマンションでは騒音によりつらい思いをしている。県の条例でアイドリングストップを禁止しているが、もっと厳しくしてほしい。これを徹底するのは環境部か、それとも警察なのか。
- 2 施策45について、環境整備センターの埋立地の残余年数はどれくらいあるのか。また、資源循環工場における環境テックの不法投棄について、県が行政指導をしていなかったのではとの新聞報道があったが、公害防止協定を結んでいる地元の寄居町、小川町にこのことをどのように説明しているのか。
- 3 施策47の施策指標「アユが棲める水質の河川の割合」では、平成27年度の89%を平成33年度には93%にすることを目標値としている。アユは川に一年中すんでいる魚ではないが、川のきれいさを県民のイメージに訴えるには適当な魚であるが、きれいさを測る上で、蛍の幼虫のエサやタナゴの産卵場所になっている貝類もいることから、貝類も指標に加えたらどうか。

大気環境課長

- 1 アイドリングストップの指導は環境部で所管している。指導については、市町村への事務移譲を進めており、移譲している所は市町村が、それ以外は県の環境管理事務所が指導しており、運転手に対するアイドリングストップの実施や駐車場管理者への看板の設置などアイドリングストップの周知について指導している。アイドリングストップには犯罪ではないため罰則はなく、車によってはアイドリングしないとエンジンがかからないものもあるため、厳格化は難しい。

資源循環推進課長

- 2 埋立てが可能な年数は、寄居町との公害防止協定により平成43年3月までの15年間となっている。今回の新聞報道の事案について、周辺環境への影響はなく、不法投棄された廃棄物は直ちに撤去された。また、24時間以内公表ルールが適用される環境基準を超えていたわけではない。以上の理由により地元への説明は行っていなかったが、今後はこれまで以上に地元とのコミュニケーションを大切にしていきたい。

参事兼水環境課長

- 3 アユやイワナなどの魚類の生息域は、水質と関係がある。しかし、淡水の貝類では水質のイメージに合う代表的なものがなく、また、水質との関連データも乏しい。

委員長

5か年計画案に結び付く質疑をお願いします。

秋山委員

- 1 アイドリングストップについて、看板の設置などにより周知されていることは住民も知っているが、実際に指導に出向くことはないのか。
- 2 報道されるような環境整備センターの事案について、寄居町、小川町には機敏に対応していただきたい。（要望）
- 3 二枚貝がいないとタナゴは生息できない。アユは清流というイメージがあるが、科学的には貝類が重要な指標となる。どう認識しているのか。

大気環境課長

- 1 権限移譲していない市町村における事案について、通報等があった場合は、環境管理事務所が現場での対応もしている。また、悪質な運転者には、コンビニエンスストアなどの駐車場管理者からも声掛けしてもらうよう依頼している。

参事兼水環境課長

- 3 この指標は、BODが1リットル当たり3ミリグラムという水質に着目した指標である。今後もこの指標を使っていきたい。

並木委員

施策46の主な取組「校庭などの芝生化」について、平成27年度末までに校庭を芝生化したのは68校であり、平成28年度から維持管理を補助対象としたとのことである。だが、今後5年間でこれまでの2倍程度の学校を芝生化する目標を達成するには、補助金を増やしていく必要があると思うがどうか。また、今年度から維持管理を補助対象とした

ということは、先に芝生化した学校が維持管理の補助金をもらえていないことになるが、補助はしないのか。

みどり自然課長

校庭芝生化については、維持管理が問題になっているという認識は持っており、推進する上で課題となっている。そこで、平成28年度から維持管理についても新たに補助メニューに加えた。今後、維持管理支援策を充実するよう検討していく。過去に芝生化した箇所については、今すぐ予算で手当てできるものではないが、みどりのアドバイザーによるアドバイスや維持管理に関する講習会を開催する。また、維持管理するグループが彩の国みどりのサポーターズクラブに参加いただければ、維持管理活動に使う資材を支援できるという仕組みもある。維持管理の充実に向けて様々な手法について検討していく。

並木委員

これまで整備した68校の2倍程度を5年間で整備する目標は、かなり高い目標だと思うので、過去に芝生化した箇所の維持管理費助成についても検討していただきたいがどうか。

みどり自然課長

委員の御指摘については、我々も課題だと捉えている。できることは何か、様々な方策をこれから検討していきたい。維持管理について地元が求めていることにどのようにマッチできるかなどを検討していきたい。高い目標だが努力していく。

高木委員

- 1 施策43の施策指標「次世代自動車の普及割合」の算定根拠として、どのくらいの台数の車を買換えなどにより入れ替わり、そのうちどれくらいが次世代自動車になることを想定しているのか。また、車離れや公共交通機関の利用促進なども考えられる中で、5年後の総自動車台数は、現在と同数を見込んでいるのか。
- 2 施策45の施策指標「一般廃棄物の1人1日当たりの最終処分量」について、47グラムから43グラムに減らすこととなっているが、今後どのような施策により目標を達成させようと考えているのか。市町村による普及啓発やごみの分別を進めていく取組には限界が来ていると考えるが、最終的には何グラムまで減らすこととしているのか。

エコタウン環境課長

- 1 ハイブリッド自動車については、近年の傾向から年間6万台程度の増を見込んでいる。電気自動車とプラグインハイブリッド自動車については、国のロードマップによる目標値に乗用車数の埼玉県の全国に対する割合である5%を乗じて約5万台まで増加すると見込んだ。燃料電池自動車についても同様の試算で約6,000台まで増加すると見込んでいる。5年後の総自動車台数は、車離れは読みにくい要素でもあるため、おおむね現在と同数と見込んでいる。

資源循環推進課長

- 2 市町村がどのような減量化施策を取るかは市町村の判断となるが、全市町村のデータを見ると排出量の多いところから少ないところまで幅がある。減量の進んでいる市町村の優良事例や施策のメリット、デメリットを紹介し、助言していきたい。最終目標につ

いては、具体的に何グラムとは言えないが、できる限りの努力をしていきたい。

高木委員

一般廃棄物の最終処分量は市町村によってばらつきがあるとのことだが、最も最終処分量の少ない市町村はどれくらいか。

資源循環推進課長

- 1 市町村の地域特性等もあるが、1人1日当たりの最終処分量のデータでは、最大が157グラム、最小が0グラムである。0グラムは全量セメントでリサイクルしているためである。指標としては、象徴的な意味で最終処分量を選定しているが、1人1日当たりの排出量でいえば、最少の643グラムから最大の1,167グラムまでの幅がある。かなり幅があるため、先進事例等を紹介していきたい。

井上委員

- 1 施策43について、次世代自動車の定義は、現行5か年計画と変わっているのか。また、ハイブリッド自動車など次世代自動車の普及は、官公庁が率先して公用車に導入したことも大きな一因だと考えるが、県の認識はどうか。
- 2 施策46の主な取組「県営公園での緑の創出」について、県立和光樹林公園では立ち枯れが発生し、現在、伐採している。県立公園は開設から数十年経った公園も出てきているが、こうした老木化によると思われるような状況はほかの県立公園にもあるのか。また、県営公園での緑の創出をうたっているが、場合によっては県立公園内での減少も起きてしまう。こうした状況を踏まえ、緑の創出にとどまらず、維持、再生も重要と考えるがどうか。
- 3 施策48について、現行5か年計画の収用動物の致死処分数を1,000頭未満とする目標は、埼玉県動物愛護管理推進計画とリンクした数値目標なのか。また、次期5か年計画の犬猫殺処分数の目標は実現可能なのか。

エコタウン環境課長

- 1 次世代自動車の定義は、現行計画と変わっていない。ハイブリッド自動車の普及については、公用車への導入が後押しになったと考えている。積極的に進めた結果、公用車における次世代自動車の台数は埼玉県が全国で最も多い。

公園スタジアム課長

- 2 大宮公園や所沢航空記念公園は、開設から数十年経っており、特に、桜や松の一部が老木等により立ち枯れが目立っている状況である。維持、再生に関しては、立ち枯れのほか、うっそうと繁茂している樹林も見受けられるため、平成26年度から大規模樹木管理を行っている。具体的には、樹木の成長を促すため、間伐、枝打ち、伐採などを行ってきたところである。樹木の維持、再生は重要であると考えており、所沢航空記念公園では今年度、樹木管理計画を作成したところである。他の県営公園についても樹木管理計画を作成し、貴重な緑、樹林地を後世に遺せるような樹林の適正管理に取り組んでいきたい。

生活衛生課副課長

- 3 致死処分数1,000頭未満という現行5か年計画の目標値は、県議会における審議

の過程で設定いただいたものである。このため、当時の埼玉県動物愛護管理推進計画とはリンクしていない。埼玉県動物愛護管理推進計画において、平成35年度の犬猫殺処分数を500頭未満と位置付けていることに鑑み、その2年前の平成33年度の目標として600頭を目指すこととした。今年度の犬猫の殺処分数は、平成28年12月末現在で1,081頭であり、現行5か年計画の目標値は超えてしまっているが、計画策定時の平成23年度の殺処分数4,387頭と比較すると4分の1近くまで減少している。現在、殺処分の対象となっているのは、離乳前の子猫など譲渡に適さない犬猫が中心となっている。殺処分数の削減は困難を極めるが、野良猫の繁殖抑制などの入口対策と、譲渡の拡大などの出口対策に地道に取り組むことにより、目標が達成できるよう努力していく。

江原委員

施策43の施策指標「次世代自動車の普及割合」について、県全体で33%を目標値としているが、現在、県の公用車の中での次世代自動車の割合は33%を達成しているのか。また、台数も教えてほしい。

エコタウン環境課長

約25%であり、達成していない。本県公用車における次世代自動車の台数は、平成27年度末で1,368台である。

【議案に対する質疑（「Ⅵ 魅力と誇りを高める分野」のうち基本目標「県民が誇れる埼玉の魅力を高める」）】

細田委員

- 1 施策49の主な取組「『じてんしゃ王国埼玉』推進による自転車利用ムーブメントの拡大」について、この取組を好意的に捉えているが、ムーブメントの拡大という表現が抽象的で分かりにくいと思っている。県としてどのような状態をもってムーブメントの拡大や定着と考えているのか。
- 2 主な取組「公園などの観光拠点の整備や土木構造物の観光資源化」について、どのような土木構造物を観光資源化の対象としているのか。また、観光資源化に当たっては、周辺整備が必要になると思うが、県として積極的に整備する考えはあるのか。
- 3 大宮に観光バスターミナルがないため、旅行会社もツアーを組み込みにくいという弱点がある。また、観光地には200席以上の大規模な飲食店がないことがツアーを組む際のネックになっている。そうした拠点の整備を推進する考えはあるのか。
- 4 施策50について、地域のお祭りは、地元に着定しており、県の文化でもある。5か年計画の中にお祭りの保存継承は含まれているのか。
- 5 桶川市に旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場跡地があり、今後の文化財の指定が考えられるが、昭和に属するものは、まだ時代が若いので指定文化財の対象にはなっていないと聞いている。指定に当たっては、時代によってではなく、文化財として重要かどうかによって判断されるべきだと思うが、考え方を伺いたい。
- 6 彩の国さいたま芸術劇場は、県外の利用者が中心で県民の利用が少ないのではないのか。
- 7 埼玉県文化芸術振興基本条例の制定を受けて、県の取組や予算はどのように変わったのか。
- 8 施策51について、東京オリンピック・パラリンピックを控えているため確認したい。オリンピック・パラリンピックの開催国では、開催後に経済が急激に減速するリスクが

ある。このため、この施策が非常に大事になってくる。施策の中に一般の県民のスポーツの推進とオリンピック等の大規模イベントが混在しているが、一つにまとめた意図は何か。

- 9 主な取組「スポーツ医・科学を活用した拠点施設の設置検討」は、どのような取組なのか。具体的な構想があれば教えていただきたい。東京都北区にある国立スポーツ科学センターのような施設なのか。
- 10 施策52の主な取組「ICTを活用した医療・介護連携システムの構築」とは、具体的にどのような内容なのか。地域包括ケアシステムの構築とリンクする取組なのかも含めて伺う。
- 11 施策指標「県及び市町村の電子申請・届出サービスの利用件数」について、利用件数には、マイナンバーの利用も含まれているのか。また、電子申請の利用により、窓口の事務負担は軽減されるのか。
- 12 施策53の主な取組「バス情報のオープンデータ化や『バスまちスポット』などの展開による利便性向上」について、バスまちスポットやよん de バスの取組は、現状のまま進めるのか、それとも、より積極的に利便性の高いものにバージョンアップをする予定はあるのか。
- 13 施策53の施策指標「幅の広い歩道の整備延長」について、地価が安いところや障害がない整備しやすいところを優先して整備し、距離をかせいで目標を達成するようなことにならないか。
- 14 施策指標「良好な都市基盤が整備された住宅地や商業地の面積」について、良好な状態の定義はあるのか。
- 15 主な取組「電線類の地中化」について、目標や現状について伺いたい。
- 16 主な取組「大規模イベントを契機とした重点地区などでの景観改善の促進」について、ラグビーワールドカップやオリンピック・パラリンピックなどの大規模イベント開催の時機を利用して周辺環境を改善することと想定するが、具体的な内容を例示していただきたい。
- 17 主な取組「管理組合運営の支援など民間マンション管理の適正化」について、具体的な内容は何か。また、県はどのように関与するのか。

広聴広報課長

- 1 目指すべきは、自転車を利用する人が増え、県の魅力の再発見、健康増進、交通安全、エコといった意識が高まり、ひいては地域経済の活性化につなげていくことと考えている。ムーブメントによる成果としては、自転車キャンペーン開始前は県内の自転車イベントが6件であったが、現在は23件に増加している。また、サイクルエキスポの来場者数は、昨年度約36,000人となり、同種のイベントとしては日本で一番多い来場者数となっている。サイクルエキスポも更に大きくしていきたいと思っている。このような取組によりムーブメントの拡大・定着の実現が図られると考えている。

県土整備政策課長

- 2 土木構造物の観光資源化の取組は、橋やトンネル、ダムなどの土木構造物の魅力を県のホームページなどで情報発信し、見てみたい、通ってみたいなど県民の興味を引き、現地に足を運んでいただくことを目指している。周辺整備については、ダムには駐車場やトイレが整備されている。ほかの施設については状況を見て考えたい。

観光課長

- 3 県都市部に大規模なバスターミナルが十分でなく、ツアーが組みにくいのは確かである。これに対しては、現在、県内外の旅行業者に県北地域や秩父地域の既存の大型駐車場を活用してバスツアーを組んでいただいている。バスターミナルは、観光面で重要な施設であると考え、都市計画や交通政策の一環でもあるので、市や県の交通政策所管課などと意見交換していきたい。また、大規模な飲食店については、現状のツアーでは上里カンターレや花園フォレストなどを活用していただいている。飲食店の整備は、民間主導が本来の姿であり、新たな動きがあれば情報を収集し、積極的にPRしていきたい。

文化振興課長

- 4 お祭りは、ユネスコの無形文化財に登録されている川越まつりや秩父夜祭から町内会のお祭りまで様々であるが、お祭りの主要又は一部を構成する祭ばやしや踊りなどについて、国、県、市町村が指定している無形民俗文化財を対象に文化振興基金により助成している。県では、主な取組にある「伝統芸能の継承・普及」の中でお祭りの支援を行うこととしている。
- 6 彩の国さいたま芸術劇場の観客の割合は、平成27年度は県民が49%、県外が51%、平成26年度は県民が52%、県外が48%であり、約半数が県民である。これは、芸術劇場でのシェイクスピア・シリーズなどの独自の魅力ある作品の上演により県外からも観客が集まってくるためである。ちなみに、東京都の東京芸術劇場におけるアンケート調査では、400人の回答で、平成27年度は都民40%、都外が60%である。一方で、大ホール、小ホール、稽古場などの貸館利用では、平成27年度は県内が86%、県外が14%、平成26年度は県内が89%、県外が11%となっている。このほか、学校に出向くダンスや音楽の体験学習、学生のインターンシップの受入れ、近隣の住民を対象にしたミニコンサートの開催など、県民の利用につながるような取組も行っている。
- 7 埼玉県文化芸術振興基本条例に基づいて平成23年度から平成27年度までを計画期間とした埼玉県文化芸術振興計画を策定した。この計画の策定に当たっては、市町村担当者会議、文化担当課長会議を通じて条例や計画の趣旨・内容を確認しながら進めた。結果として、指標に掲げている「県民が文化芸術に満足している割合」は平成22年度の52.5%から平成27年度に59.9%へと7.4ポイント伸びた。また、県で整備を支援した文化拠点新たに11施設できた。文化活動を行っている県民の割合は横ばいであるが、条例が制定されたことで、計画を通じて全県的に同じ歩調で進めることができたと考えている。予算についてはほぼ横ばいである。

生涯学習文化財課長

- 5 埼玉県文化財保護条例では、例えば、有形文化財は歴史上又は芸術上価値が高いものなどと定義されている。また、県教育委員会は県にとって重要なものを県指定有形文化財に指定することができるかと規定されている。文化財の定義上は、時代だけで区分することはない。文化財の県指定についても昭和期の文化財はまだ若いから指定をしないということはなく、その歴史的・学術的価値が評価され、価値づけがしっかりとできたものについて、指定を行っていく考えである。

計画調整課政策幹

- 8 恒常的な取組とオリンピックに関連する一時的な取組を切り離すという考え方もある。切り離した場合には、オリンピック関連施策のインパクトは強くなるが、別建てという印象も強く、次の5か年計画でその施策は消滅してしまうことになる。正に委員が指摘されたような、オリンピック終了後の反動で景気などが落ち込む事態につながりかねない。今回の計画のテーマとして、オリンピック・パラリンピックやラグビーワールドカップを一過性のものとせず、そこで得られたものを次世代に継承していくことを大きな目標としている。オリンピックの開催本番だけでなく、そこに至る準備の段階で、生涯スポーツの裾野が広がり、アスリートの育成に弾みが付くなど様々な副次的効果も考えられる。このような相乗効果を高めていくためにも、この施策については一つの施策としてまとめさせていただきたいと考えている。

スポーツ振興課長

- 9 現在、国では、東京都北区に国立スポーツ科学センターを開設し、スポーツ医・科学の知見に基づいて、オリンピック選手をはじめ、日本代表クラスのアスリートに対して、トレーニング指導や技術向上の支援をしており、大きな成果を上げている。主な取組の拠点施設の設置検討におけるイメージは、埼玉県版のセンター・拠点施設を設置することで、県内アスリートの育成はもちろんのこと、一般県民のスポーツ活動の質的向上を図り、健康増進などにもつなげることができないか、今後検討するものである。更に詳しく説明すると、スポーツ医・科学の知見を活用することで、スポーツ選手では個々人の身体能力をきちんと把握して、効果的なトレーニングや体の動かし方等を指導することが可能となり、競技力の向上につながると考えている。また、一般の方については、幼児期から高齢期まで各段階の身体の状態を科学的に把握した上で、それぞれの世代に応じた身体の動かし方、スポーツや運動のメニュー等を提示することができ、健康の保持増進にもつなげるものと考えている。施設を開設するとなると、身体能力を測定する各種測定機器や専門スタッフが必要となる。この取組では、県内アスリートの育成、県民の健康増進などに寄与するため、こうした設備やスタッフを整えた拠点施設を検討したいと考えている。

医療整備課長

- 10 現在、地域包括ケアシステムの推進のためにも在宅医療と介護の連携を進めており、郡市医師会ごとに在宅医療連携拠点の設置を進めているが、連携を進める上で、特に介護から医療への連絡についてのハードルが高いと聞いている。そこで、拠点にLINEのようなシステムを開発・導入し、このコミュニケーションツールを活用しながら必要なときに連絡を取り合い、連携を深めていく。

情報システム課長

- 11 マイナンバーを活用した情報連携は平成29年7月からを予定しており、まだ始まっていない。現時点では、電子申請システムとマイナンバーには関連性がない。窓口の事務負担がどのくらい減っているのかについての統計的なデータは取っていないが、県民が窓口へ赴かなくなった分だけ、窓口の負担は減っていると考えられる。また、クイズやアンケートなどでの利用では、集計が自動化されることにより事務の軽減につながっており、効果はあるものと考えている。

都市計画課長

- 12 出歩きやすいまちづくりを進めるため、生活に身近なバスの利便性を高める取組として、バス情報のオープンデータ化やそれを活用したよん d eバス、バスまちスポットなどの充実に取組んでいる。バス情報のオープンデータ化とは、各社のバス停の位置や時刻表、運行情報などを県が集約して広く公開することで、IT関連事業者などによるバスの利便性の向上の取組を促そうとするものである。平成27年9月は3社であったが、現在は5社で運用している。県では、このオープンデータを活用して、最寄りのバス停の位置や運行情報を知ることができるウェブサイトであるよん d eバスを開設しており、活用されているとは認識しているが、現在のシステムではアクセス数が把握できないため、改修に取り組んでいる。今後は、アクセス数をチェックして改善点を検討していきたい。また、バスが到着するまで快適に待てるよう、バス停近隣の商店や公共施設などをバスまちスポットとして県が登録・公表し、トイレ、椅子の利用などのサービスを提供していただく取組を展開している。平成28年12月現在、22市町で300を超える施設が登録されている。オープンデータ化やバス待ちスポットの取組について引き続き充実に図っていきたい。

道路環境課長

- 13 歩道整備については、原則的に、小・中学校の通学路で歩道のないところを最優先に整備している。なお、施策指標で幅の広い歩道と表現しているのは、全国的な歩道の統計調査では、有効幅員が75センチメートル以上でも歩道としてカウントしているが、本県では、埼玉県が管理する県道の構造等の基準を定める条例などにより、有効幅員2メートル以上と規定しているためこの違いを幅の広い歩道と表現したものである。
- 15 電線類の地中化については、歩行者が多く通行する商業地域や駅周辺で整備が可能な歩道幅員2.5メートル以上の箇所を進めている。現在、計画延長82.4キロメートルのうち約6割の51.4キロメートルが整備済となっている。地中化推進における課題として、整備コストが高いことが挙げられる。道路の両側を整備すると1キロメートル当たり約7億円かかり、これがネックになっている。現在、国において低コスト化に向けた検証が進められているため、今後、この検証を踏まえて地中化を推進していきたい。なお、昨年12月に施行された無電柱化の推進に関する法律では、防災の観点の比重が増えているので、この観点についても県として考え方を整理していきたいと考えている。

市街地整備課長

- 14 土地区画整理事業や市街地再開発事業で道路や公園などが整備され、安全で快適な市街地が形成された状態のことを良好としている。

田園都市づくり課長

- 16 東京オリンピックやラグビーワールドカップといった大規模イベントを契機に来訪者が増えることから、会場となる市では街の景観改善に取り組み始めている。そのほかの市町村においても、キャンプ地の誘致や宿泊・観光客の訪問も期待できることから、街の景観に対する意識が高まりつつある。そこで、県内の快適で魅力あふれるまちづくりを進めるために、まずは、各市町村が特に景観に配慮したまちづくりに取り組みたいと考える重点地区で、良好な景観を創造・保全する取組を促進しようとするものである。具体的には、大規模イベントの会場周辺や駅周辺など人が多く集まる地区、あるいは自

然景観や街並みなどが優れた地区などで景観条例や景観計画、屋外広告物条例の啓発をはじめ、規制等の見直し、是正指導の徹底などにより地元の方々と共に景観改善に取り組むことを考えている。川越市など観光客が訪れるような景観が形成できればよいと考えているが、景観の形成・改善には時間がかかるので、その取組を5か年計画に掲げて促進する。

住宅課長

- 17 マンションには多数の方がお住まいのため、修繕や管理組合の運営などで合意形成が難しいという課題がある。合意形成ができず、管理が不十分なまま老朽化が進めば、地域環境の悪化につながる。そこで、管理組合によるマンション管理の適正化を目指して、県は管理組合の運営の改善に対して支援を行っている。具体的には、平成26年度から市町村と連携し、老朽化したマンションの実態調査と管理不全マンションへの専門家の派遣を通じて、その管理を適正化する老朽化マンション管理適正化支援先導事業を実施している。また、マンションの管理適正化に向けた県と市町村の連絡・協議の場である埼玉県マンション行政連絡会議を開催している。
- 18 県は、平成26年に埼玉県分譲マンションの管理の適正化の推進に係る基本的な方針を策定し、県・市町村・関係団体の適切な役割分担による連携の下、管理組合等に対する支援を行っている。具体的には、市町村は個別の管理組合への情報提供や相談などの支援、県は全県的な取組や枠組の構築や先進的な取組と普及などを行っている。

細田委員

- 1 大規模な飲食店の整備については、民間主導が基本であるということは分かっているが、民間の主導に任せていると、現在のような状況がいつまでも続くことになる。県がある程度主導して整備すべきと思うがいかがか。
- 2 スポーツ医・科学を活用した拠点施設は、県内のトップアスリートと一般県民の利用が共存する形の拠点になるのか。
- 3 よん de バスに県南部で運行している国際興業バスの情報が入っていないため利便性が低い。この取組は情報が集約されるところに意味があるのではないか。バス事業者を拡大する考えはあるのか。
- 4 先ほど答弁のあった景観改善の内容では、大規模イベントを契機としているにもかかわらず、通常の景観改善変わらないのではないか。大規模イベントを契機とすることとどう結び付くのか。

観光課長

- 1 まずは、どの程度ニーズがあるかをしっかり調査したい。その上で、飲食店なども会員になっている県物産観光協会などと相談していきたい。

スポーツ振興課長

- 2 狙いとしては、アスリートの育成と県民の健康増進の2つがある。アスリートについては、実際に施設へ来ていただいて測定することになる。一般県民については、全ての方に来ていただくことは難しいため、スポーツ医・科学の知見を、市町村やスポーツクラブを通して県全体に広めていきたいと考えている。

都市計画課長

- 3 バス情報のオープン化については、それぞれの会社の考えもある。具体的な社名が挙げられた国際興業バスとは、平成28年12月に協定を締結した。今後は、対象の路線を選定し、少なくとも年度内にオープン化する予定で作業を進めている。

田園都市づくり課長

- 4 オリンピックやラグビーワールドカップといった大規模イベントの会場がある市では、既に景観の改善について検討や取組を始めており、先行している状況である。それを参考に県全体に広め、全県的な景観改善につなげたいと考えている。川越の街並みを例示した理由は、会場となる市での具体的な景観改善の事例がまだないため、良好な景観を伝えやすいイメージとして例示したところである。

安藤委員

- 1 施策50の施策指標「文化芸術活動を鑑賞している県民の割合」について、これを指標にするのはいかがなものか。これを指標にするのであれば、例えば、現在、行っている文化芸術活動への助成金を出した団体数などを指標にした方がよいのではないか。
- 2 施策51の施策指標「週に1回以上スポーツをする県民の割合」について、この施策にはオリンピック・パラリンピックやラグビーワールドカップの気運醸成の取組が含まれている。しかし、地元の会合などで聞くとラグビーワールドカップが本県で開催されることを知らない県民も多い。こうしたことから、施策指標は、本県におけるラグビーワールドカップ開催やオリンピック・パラリンピックの会場を知っている県民の割合とした方がよいのではないか。
- 3 施策53の主な取組「電線類の地中化」について、整備延長を施策指標にした方がよいのではないか。
- 4 主な取組「市町村の空き家対策支援」は、市町村任せになっていないか。今は、モデルを作って検証しているが、この5か年計画の中で、これまで以上の市町村に対する支援を考えているのか。

文化振興課長

- 1 現在、助成金には、アマチュア団体の成果発表に関する助成、伝統芸能の保存・継承に関する助成、次世代の子供や若者のワークショップなどの人材育成に関する助成の3種類がある。助成件数は平成28年度が45件、平成27年度が44件、平成26年度が53件である。文化団体の中には助成を受けずに活動している団体や助成回数の上限に達している団体もあり、指標とするには広がり小さいと考える。そこで、県民の動向の全体を知ることのできる鑑賞している県民の割合を指標とした。

ラグビーワールドカップ大会課長

- 2 ラグビーワールドカップを成功させるためには気運醸成は不可欠である。現在、スポーツ庁や日本ラグビーフットボール協会と協力して県内全ての小学校でタグラグビーを取り入れていただく事業に取り組んでいる。これまで取り組む機会のなかったラグビーに触れていただき、スポーツをする県民の割合を高めることを通して、ラグビーワールドカップの気運醸成に努めていきたい。

スポーツ振興課長

- 2 スポーツの振興による効果は、健康の保持増進や青少年の健全育成や地域社会の活性化など多くあるが、これらを実現するためには、より多くの県民がスポーツをするという状況を作り出すことが重要であると考えている。そのため、施策5 1の全体を評価するような項目として、施策指標に週に1回以上スポーツをする県民の割合を選定している。

道路環境課長

- 3 通学する児童生徒の安全を確保するため、通学路の歩道整備を優先に進めており、幅広いエリアでのまちづくりの指標となると判断した。なお、電線の地中化については、少しでも整備を進めたいとの覚悟はあるつもりである。

建築安全課長

- 4 空き家等対策の推進に関する特別措置法が平成27年に施行されている。この法の中で、空き家への指導・助言、勧告等は市町村が行い、県は市町村への技術的助言や連絡調整を行うと位置付けられている。そこで、県では市町村を支援するために、平成26年12月に埼玉県空き家対策連絡会議を立ち上げており、全市町村、関係団体が入っている。この会議を通して、市町村の空き家対策に必要な事項をいろいろと議論してきた。その結果、それまで市町村の空き家に関する相談窓口はなかったが、現在は59市町村が窓口を設置するなどの成果を上げている。

安藤委員

- 1 今年、4つの文化団体の方と話をする機会があった。そのうち全員が助成制度について知らなかったのので、教えたところ大変喜んでいて。知られていなかったという部分が重要である。助成を受けなくて活動している団体もあるとのことだが、制度を知っていれば助成金を申請するはずであり、言い訳に聞こえる。助成制度を周知するためにどのような努力をしているのか。
- 2 ラグビーワールドカップが本県で開催されることを知っている県民の割合がどれくらいであればよいと考えているのか。また、オリンピック・パラリンピックについて、どのような競技が本県で行われるのかをどの程度の県民が知っていれば気運が醸成されたことになると考えているのか。
- 3 電柱の地中化について、今後、どのくらいの整備延長を考えているのか。

文化振興課長

- 1 助成制度については、これまで県の広報や公共施設・文化施設などでパンフレットやチラシを置いて周知を図っていたが、なかなか利用者に行き届かないため、平成29年度の申請分からは、市町村を通じて把握している伝統芸能保存継承団体347団体全てに直接チラシを送付する予定である。また、全ての市町村の文化団体連合会にもチラシを直接送付し、助成金が活用されるように周知する。

ラグビーワールドカップ大会課長

- 2 100%の県民に知っていただくように頑張っていきたい。県ラグビー協会、市町村ラグビー協会と協力しながら少しでも皆さんに知っていただけるように頑張っていく。

オリンピック・パラリンピック課長

- 2 オリンピック・パラリンピックについても、ラグビーワールドカップと同様、大会までには100%の県民に本県で開催されることを知っていただけるように、全力を尽くしていきたい。県としては、一昨年設立したオリンピック、ラグビーワールドカップを成功させるための推進委員会や、県の様々な広報媒体、マスコミ、スポーツ団体を通じて、今後も周知を図っていく。

道路環境課長

- 3 計画延長82.4キロメートルの整備を目標に進めている。平成28年12月に無電柱化の推進に関する法律が施行され、今後国が作成する無電柱化推進計画に基づき、県においても計画を定めて進めていくこととなる。現在の82.4キロメートルという整備目標には、同法律の防災の観点などが反映されていない。また、低コスト化により従来の半以下以下の工事費で整備できる可能性が出てきたため、そうしたことも踏まえて、今後の整備延長について内部で検討しているところである。現時点では今後の整備延長の目標をどうしていくかについては申し上げられないが、低コスト化を最大限有効に活用して少しでも早く無電柱化が進むように取り組みたい。

安藤委員

ラグビーワールドカップとオリンピック・パラリンピックの周知については、現状では周知が何%くらいされているのかと、それをどれくらいまで上げていくのかを答弁していただきたかった。100%と言うだけであれば誰でも答えられる。委員会において責任を持って100%と発言したからには、是非努力をお願いしたい。(要望)

中屋敷委員

- 1 施策50の施策内容は、「地域の文化資源を生かした観光や産業を振興します」と結ばれているが、文化芸術は地域の振興に結び付けるべきではないか。経済的視点であれば観光や産業に限定してもよいと思うが、なぜ観光と産業に特化しているのか。
- 2 施策指標「文化芸術活動を鑑賞している県民の割合」について、県が文化芸術の振興に予算を投入しているのであれば、県内の施設で鑑賞している県民の割合を指標とするべきであり、県外の施設での鑑賞も含むのでは、指標としてふさわしくないと考える。そうした部分が精査されているかどうかは非常に重要であると考えがいかがか。
- 3 施策51について、現行の5か年計画と次期計画の案では、現行計画の文章の方が圧倒的に丁寧に記載されている。施策指標についても、今回の計画案では説明の欄に書いてあるが、現行計画の「週に1回以上スポーツをする20歳以上の県民の割合」という表記の方が丁寧である。このような部分を丁寧にやらないと現行計画との引継ぎもうまくいかないと考えがいかがか。

文化振興課長

- 1 現在、観光と文化資源を使った産業化が非常に注目されている。現在の文化芸術振興計画でも文化・芸術を活用した観光と産業の振興を位置付けているので、5か年計画でも同様に取り上げた。観光と産業の振興が、ひいては地域の振興につながると考えている。
- 2 施策指標には、県外で鑑賞している県民の割合も含まれている。埼玉県文化芸術振興基本条例の目的には、県民の生き生きとした社会生活と地域の活性化がある。仮に東京

や県外で鑑賞しても、鑑賞することで帰ってからの文化活動が必ず活発になるとともに、文化への関心も高まると考えて指標としている。

計画調整課政策幹

3 計画案の作りが少々雑ではないかという御指摘を頂いた。これまでの審査でも、現行計画にある表現が抜けている点について御指摘を頂いている。一方で、いろいろな修飾語を付けると長くなって読みにくいという御意見もあり、こうしたせめぎ合いの中でやむを得ず落としている言葉もある。誤解を招く表現があるのであれば謙虚に受け止め、今後に生かしていきたい。

中屋敷委員

文化資源を観光や産業につなげるのであれば、紙面に表現されていなければならない。現行計画では担当部局として記載されている産業労働部をなぜ計画案で除いたのか。

計画調整課政策幹

御指摘の箇所の表現については、十分行き届かなかった点もあると感じている。施策に掲げた担当部局については以前も同様の指摘を頂いているが、主な取組に関連する部局を整理したものである。今回は、このような編集方針で計画案を構成しているが、記載がない部局は関係ないといった扱いは決してしないので、御容赦いただきたい。

委員長

この際申し上げる。ただ今から本委員会に1名の傍聴者が入室するので報告する。

木下委員

- 1 施策52の主な取組「ICTを活用した医療・介護連携システムの構築」について、追加拡張機能という形でカスタマイズをすることは最悪の形である。その都度機能を追加するというやり方は本来のシステム設計ではないのではないかと課題があってシステム化するのが一般的である。この開発の在り方についてIT統括幹の見解を伺う。また、このやり方ではいつまでたっても全県展開はできないのではないかとと思うが、導入時期を確認したい。
- 2 施策53について、都市計画の話であるが、中心市街地の商業だけでは限界がある。大規模小売店舗立地法などの改正前の駆け込みで許可を得たところだけしか、大型商業施設は造られていない。県北地域では群馬県側に買物客が流れてしまっている。ある一定の地域貢献があることや防災機能を持たせることで立地を認めることにしないと街が疲弊していくばかりで魅力あるまちづくりができないのではないかと。

IT統括幹

1 平成29年度中に全県展開する予定で進めている。システムの作り方の問題については、企画段階で相談を受けており、この形でよいのではないかと判断した。システムの詳細については、開発状況なども見ながら精査していきたい。

医療整備課長

1 補足説明をする。現在のシステムでも十分使えるものであり、他県では既に現行システムを活用しているところもある。そのシステムに、より使いやすいよう改善を加えて

埼玉県版として全县に普及させていくものである。

都市整備部長

2 まちづくりの大きな方向性の中では、都市機能を集約するコンパクトな市街地を造っていくという基本的な考え方がある。そのような中で、シャッター通りができてしまった商業地を元気な街にしたいと考える一方で、人が多く集まっている郊外型の商店の影響で、ますます中心市街地が衰退している現実もある。そこで、広域的に大規模商業施設をどのような形で誘導するのか、あるいは規制していくのかといったルール作りが、今都市計画の中で求められていると考えている。現在、都市計画の基本指針である、まちづくり埼玉プランの見直しについて、都市計画審議会の専門部会での議論に着手した。大型商業施設と広域調整の在り方などについて、広く意見を頂きながら専門家も含めて議論し今後の取組を検討しているところである。そうした取組を通じてまちづくりを進めていきたい。

木下委員

医療・介護連携システムは、平成29年度中に完成して全县展開ができるという認識でよいか。

医療整備課長

平成29年度中に全县で導入し、平成30年度には医療介護連携の事務を市町村に移行していく。

中川委員

- 1 施策53の主な取組「空き家などの中古住宅流通・住み替えや住宅リフォームの促進」について、今後、秩父地域では約25%、県北・利根地域ではそれぞれ約15%の人口が減少するが、戦略的な空き家対策が計画案から見えてこない。空き家を地域ごとに推計しないのか。また、県の空き家対策のホームページは検索しにくいのが、対策をどのように県民に伝えるのか。
- 2 老朽化したUR都市機構の団地は、一部を除き建替えの予定はないようだが、建替えではなくリフォームを促す取組をどのように進めるのか。
- 3 施策49の主な取組「戦略的な広報による埼玉の魅力発信」について、空き家問題など、県内で起きている問題の中で県だけでは解決できないものを、新聞やテレビなどのマスメディアで特集を組んでもらい、県民の協力を得ることにつなげるなどの戦略的な広報対応が必要であると考えているがいかがか。

住宅課長

- 1 空き家の将来推計は、現在見直し中の埼玉県住生活基本計画に記載している。この計画は、県のホームページで公表するとともに、冊子を市町村の窓口で配布する予定である。県のホームページは検索しにくいところがあるため、改善していきたい。
- 2 UR都市機構の団地のリフォームについては、UR都市機構の方針に基づき、実施されている。今後は、UR都市機構との連絡会議などを通じて、情報交換をしていく。

広聴広報課長

- 3 県のみでなく、県民の協力を得て取り組むべき課題として、例えば、防犯のまちづく

り、高齢者の交通安全対策、青少年健全育成、子供の貧困といった問題がある。まずは事業担当課が、問題点を明らかにして県民へ周知する必要があるが、広聴広報課としても、しっかりと協力していく。新聞、テレビ、スマートフォンアプリなどの媒体を通じて、事業課と共に県の重要な課題を県民へ伝えていくことは我々の使命であると思っている。

中川委員

高齢化が進んでいくことで今後自治体の財政負担が増えていく一方で、各市町村ではアパートが次々に建てられているという現状がある。埼玉県住計画基本計画ができてホームページで公表したり市町村に冊子を置くだけでは空き家問題への県民の意識が高まるとは思えないがいかがか。県庁が浦和にあるから、こうした問題に目が向かないのではないか。

住宅課長

空き家の増加は重要な問題であると認識しており、県民向けの公表もしていきたいと考えている。また、様々な中古住宅の流通促進の取組を進めており、具体的には市町村に空き家バンクの設置を働き掛けるとともに、購入者の不安を解消するため、中古住宅を登録する制度を昨年11月に開始した。さらに、情報提供や相談体制を含めた様々な取組については鉄道事業者と連携して県内外に広くPRしている。これからも空き家問題、中古住宅の流通促進に積極的に取り組んでいきたい。

秋山委員

- 1 施策52の主な取組「マイナンバーの活用による行政手続の利便性向上」について、マイナンバーの活用が進めば、情報の漏えいやなりすましなどの犯罪の対象になる可能性も増える。アメリカでは、なりすまし被害が年間500億ドルと言われている。個人情報保護の完全な保護は難しいため、マイナンバー自体が廃止されるのが望ましいことではあるが、今後本格運用が進む中で、セキュリティ対策をしっかりとする必要はあると考える。県としてできる対策は何か。
- 2 施策53について、先ほど細田委員の質疑に対し、老朽化したマンションを支援する仕組みを作っているとの答弁があった。県として必要な事に取り組んでいるとは思いますが、実際には、費用のかかることに対する住民の合意形成は難しい。特に、老朽化したマンションのバリアフリー化を進めることが難しい。今後、地域包括ケアシステムを構築していく上では、老朽化したマンションの住民への対応をしなければならない。切羽詰まった問題であると考えますが、具体的にどのような対策を講じるのか。
- 3 県は、平成26年度からマンションの実態調査をしているが、それによって建替えやエレベータの設置、耐震化などが進んだという具体的な成果があったのか。

情報システム課長

- 1 今後、セキュリティ対策は重点的に行っていかなければならない。マイナンバーについては、情報を各機関で分散管理して芽づる式の情報漏えいを防ぐ、システム間の通信は暗号化する、顔写真入りの身分証明書による本人確認を必ず行うといった様々なセキュリティ対策を行っている。さらに、マイナンバーを取り扱う業務はインターネットから分離するという技術的対策を進めている。人的な対策も必要であり、職員のセキュリティ意識も重要であることから、県と市町村の職員に対して説明会や研修を実施してお

り、今後も実施していく。さらに、県政出前講座などを通じ、県民や企業のセキュリティ意識の向上も図っている。今後も国・県・市町村が連携してセキュリティ対策の徹底を図っていく。

住宅課長

- 2 マンションの老朽化と入居者の高齢化の2つの老いが進行すると、バリアフリー化が重要な課題となる。特に、共用部分にある出入口や廊下のバリアフリー化は、高齢者の生活維持に欠かせない。まずは、個人の財産であるためマンションの管理組合が、長期修繕計画を策定し、修繕積立金を貯え、主体的にバリアフリー化を行うことが重要である。一方、管理組合は、ノウハウや人材不足などの面があるため、県は専門家団体や市町村等とともに「埼玉県マンション居住支援ネットワーク」を設立し、セミナーや相談会を実施し、管理組合の運営改善やバリアフリー改修に対する助言を行っている。また、老朽化対策に実績があるマンション管理士を「埼玉県分譲マンションアドバイザー」として登録する制度を設け、管理組合の要請に応じてアドバイザーを派遣し、助言を行っている。今後は、アドバイザーによる管理組合の支援事例や改修工事の成功事例などをまとめたリーフレットを作成し、老朽化マンションの管理組合などに配布し、更に管理組合を支援する方針である。
- 3 早急に改善が必要なマンションにアドバイザーを派遣した結果、初めて理事会が組織化され、組合の総会の開催や管理規約が制定されるなどの成果があった。また、必要に応じて管理規約の改正や長期修繕計画の修正などの成果もあった。

秋山委員

- 1 先日、病院局で個人情報の紛失事例があった。多数の情報を取り扱うところでは、結局ヒューマンエラーが問題になる。システムの対策は当然として、ヒューマンエラーの対策はできているのか。
- 2 老朽化マンションのバリアフリー化問題は、都市整備の観点と福祉の観点で連携して対策を進めていかなければならないと考える。国の補助制度なども視野に入れた県の対策が求められていると思うが、次の5か年計画の中でどのように進めていくのか。

情報システム課長

- 1 職員に対し、研修や監査を行い、監査についてはフォローアップを行う仕組みを構築している。ヒューマン・システムの両方のエラーについて対策を行っている。今後もしっかりと対策を行っていきたい。

住宅課長

- 2 マンションのバリアフリー化は、地域包括ケアシステムの構築とも関連することから、基本的には基礎自治体である市町村が地域の実情に応じて取り組むことが適当であると考える。住戸内のバリアフリー改修について、補助制度を設けている市町村もあるので連携して取組を進めていきたい。一方、県はマンションアドバイザーを年2回まで無料で派遣する事業を行って管理組合の適正化を促す取組を進めている。そうしたバックアップを続けていきたい。

高木委員

- 1 施策52について、利根保健医療圏における地域医療ネットワークシステム「とねっ

と」の導入時には、その後の全県展開を期待していたが、展開しているという話を聞かない。施策の主な取組に記載されていないのは、主には取り組んでいないということなのか。

- 2 施策53について、老朽化したマンションの管理適正化支援先導事業で調査を行ったマンションのうち、耐震性に問題があり倒壊するおそれのある危険なマンションはるのか。また、該当する事例がある場合は、民間に任せるのではなく公的に関わっていく必要もあると思うが、県はどのように関与していくのか。

医療整備課長

- 1 とねっとは、導入から5年程度経過し、国レベルでビッグデータを活用したシステム構築の動きがあり、先日、厚生労働省からとねっとの視察を受けたところである。とねっとはこうしたシステムの基礎となるものなので、地域医療構想にも盛り込ませていただいた。システムはただ導入すればよいものではなく、きちんと地域で合意形成がなされないとうまく活用されないため、5か年計画に記載はないが、システム導入について地域での合意形成がなされ、システム導入の機運が高まれば、積極的に支援していきたい。

住宅課長

- 1 今までに、9市363団地のマンションを調査したが、東京都で問題となっているような、スラム化した事例はなかった。
- 2 建替えは、新たな経済負担が発生するケースが多く、合意形成に時間がかかる傾向がある。そのため、管理組合としては、長期修繕計画を適切に整備・管理し、建替えを視野に入れつつ、建物の長寿命化を図ることが重要である。一方、管理組合は、対応事例や建替えや改修によるマンションの居住環境の改善に関する法制度や支援制度の情報が不足している。そこで、県は、事例や制度を紹介するリーフレットの作成・配布や、マンションアドバイザーの活用により、マンションの再生に積極的に取り組む管理組合を支援していく。

井上委員

- 1 施策51の主な取組「国際大会、大規模スポーツ大会開催時の安全の確保」について、オリンピック・パラリンピックとラグビーワールドカップを除いて、今後5年間で予定されている国際大会、大規模スポーツ大会にはどのようなものがあるのか。
- 2 施策52について、ICTの活用としてはペーパーレス化の取組も含まれると思うが、主な取組に掲載していないのはなぜか。
- 3 施策53の主な取組「市町村の空き家対策の支援」について、空き家バンクは、不動産屋が扱わない修理が必要な物件を扱うことが多く、費用がかかるため流通が進まないという事例もあるようだが、市町村や県の空き家対策はこのような状況の中で機能しているのか。

スポーツ振興課長

- 1 いくつか紹介すると、国際大会としては、平成29年12月に和光市で開催されるアジアエアガン選手権大会が決定した。全国大会としては、今年度から5年間、県立武道館で全国中学生空手道選抜大会が開催されることが決まったところである。また、平成29年9月には、さいたま市や川越市などを会場として、全日本実業団9人制バレーボ

ール全国優勝大会が開催されることが決まっている。今まで継続的に行われている全国大会もあるが、新たな大会も誘致できるよう取り組んでいく。

情報システム課長

2 施策52は県民の利便性向上に主眼を置いているので、ペーパーレス化については記載していない。県のICT推進アクションプランにおいては、タブレット端末や大型モニターなどを活用したウェブ会議の導入などに取り組むこととしている。5か年計画の主な取組には記載していないが、ペーパーレス化を進めていきたい。

住宅課長

3 利用可能な空き家は、住宅の市場に乗せることが重要であると考えている。御指摘のとおり、空き家バンクで扱う物件は不動産屋が扱わない物件も数多くあり、修繕が必要な物件もある。一方、そのような物件でも、自分で修理してでも安い方がいいなどのニーズがあり、県内の空き家バンクの通算登録件数約800件のうち、約4割の約300件が成約となっている。このことから、空き家バンクは空き家対策として一定の機能を果たしていると考えている。

福永委員

- 1 施策49の施策指標「本県で観光・レジャーなどを楽しむ人の数」について、過去5年間のうち伸び率の高かった上位2年の平均伸び率を踏まえて目標値を設定したとのことだが、県の気概が感じられない。人口約38,000人の熱海市では、手泊客数が、平成23年の246万人から平成27年には308万人に、約60万人増やした。人口数万の熱海市でもこれだけ増やしたのに、この目標値になっているのでは県の気概が感じられない。熱海市には温泉があるのかもしれないが、2000年頃は大型ホテルが廃墟のようになり、若者が見向きもしない街だった。それがV字回復しているのは、様々な原因があったと思うが、行政のものすごい取組があったということである。埼玉県の数値はこれでいいのか。
- 2 主な取組「戦略的な広報による埼玉の魅力発信」について、戦略的とはどのような意味か。
- 3 施策51について、県の行政には、来訪者を宿泊させるという発想がない。民間のホテルがないという理由で止まってしまう。例えば、県が熊谷スポーツ文化公園に合宿所を作るような発想があれば、オリンピックなどでも、様々な国の人たちが事前に合宿することができる。埼玉スタジアム2002についても、同じことがいえる。また、スポーツの振興として気運醸成などを掲げているが、県は若者のための宿泊所を作るべきだと考える。5か年計画にそうした記載がないのは残念であるがいかがか。
- 4 施策49や施策50について、ユネスコの無形文化遺産に登録された川越まつり、秩父夜祭、細川紙に関する記載ないことが信じられない。記載していないのはなぜか。

観光課長

1 本県で観光・レジャーなどを楽しむ人の数は、観光庁が示している観光客数と同じであり、それを分かりやすく表現したものである。現行計画でも指標としており、気軽に本県に遊びに来ていただく施策を展開した結果、1億4,000万人まで拡大した。平成27年度の1億4,000万人という数字は、全国的に見ると東京都に次いで第2位となっている。県は、これまでの伸び率の上位2年の平均増加率を目標値に定めた。今

後は、こうした人たちの中から、宿泊していただく人を増やすことが、新たな計画の中での取組である。

オリンピック・パラリンピック課長

- 3 現在、オリンピック・パラリンピック、ラグビーワールドカップについては、この大会を契機に多くの観戦者が安全、快適に本県を訪れ、宿泊していただけるように、ワーキンググループを設置し、例えば今国会で議論されている民泊に対して、柔軟かつ迅速に対応できるように情報収集や準備を進めている。また、県内の研修所や宿泊機能を備えた施設がどのくらいあるのかについて調査も行っている。また、既存の宿泊施設についても、多くの外国人のかたがたが快適に宿泊できるように、多言語対応などについて検討をしている。また、キャンプ誘致等を通じて、外国人の方を宿泊させる対策として、スポーツ団体の関係者をホームステイで招いて、地域交流を図りながら、その地域と一緒に応援できるような交流と宿泊を兼ねた取組など、様々な観点から検討をしている。

広聴広報課長

- 2 戦略とは、効果的に目標を達成するための方策であると考え。従来からの主要媒体である広報紙は、高齢者には良く読んでいただけるとは思いますが、若年層は目を通さなくなっている。そのような層に向けて、現在、スマートフォンアプリのポケットブックまいたまを提供し、スマートフォンを活用する世代に向けて、県政情報を提供している。このアプリのプッシュ配信機能により、ニーズに合わせた情報を、本人がアクセスすることなく伝えることができるようになっている。また、効果的な広報として、県だけで広報するのではなく、インフルエンサーにも御協力いただいている。例えば、埼玉応援団、いわゆるコバトン倶楽部を23組25人任命している。観光課でも特命観光大使としてアイドルや西武ライオンズのマスコットを任命している。このように、民の力も借りながら行っている。さらに、埼玉県のみみつといった漫画仕立ての県広報書籍も作成している。これは、漫画で県が持つ魅力を紹介するもので、県内小学校3年から5年の各教室と図書室に配布しており、幼少期から埼玉の魅力を知ってもらうことに寄与している。以上のような工夫を凝らして効果をもたらす広報が戦略的な広報の例である。

文化振興課長

- 4 現行の埼玉県文化芸術振興計画では、無形文化財である細川紙などの文化資源を活用した地域振興をしっかりと位置付けている。5か年計画では、より広い視野から特定の記載ではなく、「伝統芸能の継承・普及」、「文化資源を生かした地域振興」という主な取組の中に含めている。

【議案に対する質疑（「VI 魅力と誇りを高める分野」のうち基本目標「支え合いで魅力ある地域社会をつくる」）】

白土委員

- 1 施策54の主な取組「地域ぐるみの総合的な鳥獣害防止対策の実施」について、「地域ぐるみ」とは何を指しているのか。カワウ対策のように県をまたがった取組をしているということか。
- 2 施策指標「森林ボランティア活動に参加する延べ人数」について、延べ人数ではなく、実際に参加した方の人数はどのくらいになるのか。多くの人に理解を求めるという意味では、新しい人に参加してもらうことが重要であると思う。なぜ延べ人数を指標とする

のか。また、森林ボランティア活動に参加する県民が増えることによって、活力ある農山村の創造にどのような効果があるのか。

- 3 施策54の主な取組「市民農園や学校ファームでの農業体験活動の促進」について、学校では、バケツ苗の育成などの取組も行っているが、バケツ苗も学校ファームに含まれているのか。また、学校ファームは先生や用務員が取り組んでいて、子供はほとんど関わっていない現状があると認識している。この取組が活力ある農山村の創造につながるのか。
- 4 水路などの保全に地域で取り組む共同活動に対して、県はどのような支援をしていくのか。
- 5 施策内容に「快適な生活環境を確保するため」とあるが、快適な農山村とは、どのようなものをイメージしているのか。
- 6 施策指標「農山村の多面的機能を発揮する共同活動の実施面積」について、実施面積は、あくまでも国の事業支援の実績が前提になるが、県としての主体はどこにあるのか。
- 7 施策55の主な取組「多様な主体による地域課題解決の取組の促進」について、「多様な主体」とは具体的に何を指しているのか。
- 8 施策55では、NPO法人の記載が目立つが、公的な立場で地域活動を行う団体には公益法人もある。公益法人についてはどこに書かれているのか。
- 9 施策56の主な取組「多言語による生活に必要な情報提供や相談体制の充実」は、本来は当該国の領事館や大使館が担っている仕事であり、県の取組として必要のないものまで取組にしているのではないかとも思われる。この取組はどのようなものを考えているのか。
- 10 施策指標「外国人の支援・案内を行うボランティアの登録者数」について、戸田市では、ボランティア登録者数は増えていても実働のない方が増えているのが実情だと聞いている。今後、オリンピック・パラリンピックを踏まえて登録者数を増やしたいと考えているのだと思うが、現行の5か年計画でも進捗評価はDであり、登録者増すら進んでいない。登録者が増えたとしても活動実績がなければ駄目である。これまでの活動事例や実績はどうか。また、増やした登録者全員に活動してほしいのか、それとも登録した方の中で一部でも活動してもらえればよいと考えているのか。
- 11 施策57について、5か年計画としてLGBTという言葉が初めて入ったが、LGBTの方は県内にどのくらいいるのか。また、現行の5か年計画ではストーカーという言葉があったが、ストーカー問題が多発しているにもかかわらずストーカーという言葉がなくし、新たにLGBTという言葉を入れている。LGBTという言葉を入れたことを否定するわけではないが、LGBTに関して人権問題に発展した事例や差別事例は実際にあるのか。
- 12 施策指標「人権啓発事業の参加者数」について、人権啓発事業の内容、研修テーマ、参加人数などについて資料を要求する。

農業支援課長

- 1 鳥獣から農作物を守るために、電気柵の設置や追い払い活動などの対策を行っているが、より効果的に進めるためには、地域の住民の方々が共同して取り組んでいただくことが必要なことから、地域ぐるみの対策とした。県では、市町村と連携して、より広域的で総合的な対策を実施していただくよう、各地域に働き掛けているとともに、市町村間や郡単位での対策についても支援しているところである。さらに、隣接する群馬県などとも会議などを持ち、対策がより効果的になるよう情報交換を行っている。こうした

取組を引き続き実施し、効果的な鳥獣害対策を進めていく。

森づくり課長

2 平成27年度には、延べ25,500人に森林ボランティア活動へ参加いただいているが、このうち10,000人を実人数として推計している。リピーターを含め、森林ボランティアが大勢参加していただくことが、農山村の活性化にとって重要であると考えて、指標を延べ人数とした。森づくり活動の参加者が農山村を訪れ、森林保全活動を行うとともに、活動後に地域の観光農園や温浴施設に立ち寄ったり、食材、産物、文化に親しむことで、農山村への理解が深まり、地域の活性化につながるものと考えている。

農業ビジネス支援課長

3 バケツ苗は学校ファームの取組に含まれている。県では、学校近隣の農地を活用した学校ファームを推奨しているが、近隣に農地がない場合には、学校内の敷地の一部を活用したり、プランターやバケツを利用するなど、学校の実情に応じた学校ファームの取組を行っていただいている。また、夏休みや授業のカリキュラムの都合などにより、児童生徒が常に活動に関わることは難しい面もあるため、教職員や地域の方に作業の一部を分担していただくことはあるが、基本的には児童生徒は、植付けや水やり等の管理、収穫までの一連の作業を体験している。校内での栽培、あるいは児童生徒が全ての作業を行わない場合でも、学校ファームの効果は期待できるものと考えており、栽培や収穫の喜びを感じていただくことで農業の理解につながり、その結果として活力のある農山村の創造につながると考えている。

農村整備課長

4 地域の共同活動を行う活動組織に対して、多面的機能支払交付金を交付することにより活動を支援していく。
5 例えば、農業集落排水の整備支援などで、衛生的な生活環境を改善することにより、地域住民の快適な生活を確保していく。
6 この施策指標は、国の日本型直接支払の実績が反映されるものであるが、県としても都市と農村の交流の拡大の取組を行っている。例えば、大学や企業が中山間地域の活性化を図るための取組を支援する事業や、農山村の移住を促進する事業などで農山村地域の活性化に取り組んでいる。

共助社会づくり課長

7 計画案で例示している県民、NPO、地域団体、企業のほか、地域の金融機関、教育機関、公益法人、一般社団法人などが地域の主体として考えられる。内閣府が設置した懇談会の報告書でもこれらの主体が挙げられている。
8 計画案で記載している「NPO」には、NPO法人はもちろん、それ以外の公益的な活動を行っている任意団体や公益法人も含まれている。

国際課長

9 大使館や領事館には自国民の保護という使命もあるが、生活に必要な情報とは、例えばごみ出しの方法や子供が生まれたときの手続など、市町村が伝えたい身近な情報である。県では、生活ガイドを作成し市町村を支援している。外国人と日本人のトラブルを未然に防ぐことにつながっている多言語による情報提供や相談体制を充実していき

い。

- 10 ボランティアに登録しても活動できていない方がいるのは事実であるが、県全体のボランティアの活動実績は把握していない。県国際交流協会でも、通訳・翻訳ボランティアが647人登録されているが、一昨年度は149人しか活動していない。登録者は外国人との交流を求めているが、実際にニーズがあるのは医療通訳などであり、登録者のやる気とマッチングしないことがあるという実態は聞いている。今後大規模スポーツイベントもあることから、今年度、県ではボランティア登録システムを構築する。これを使いボランティア活用の適切なマッチングを進めたい。

人権推進課長

- 11 電通の関連会社が平成27年4月に実施した調査によると、調査対象者の7.6%が性的少数者という結果である。また、連合が平成28年7月に行ったLGBTに関する職場の意識調査でも、性的少数者は8%、おおむね13人に1人という割合になる。ただし、ほとんどの性的少数者の方々が、その少数者であることを明らかにせずに生活しているので、正確な人数を把握することは困難と考えている。事例数については、平成27年にさいたま地方法務局が扱った性的少数者の方に関する人権侵犯事件はなかったが、人権相談に関しては12件あった。全国の法務局で扱った性的少数者に関する人権侵犯事件は23件、人権相談は234件あった。実際の人権侵犯事件手続開始の端緒としては、人権相談により行われるものが約9割を占めている。性的少数者の人権相談が相当数あることから、今後も人権侵犯事件が発生してくるものと考えている。性的少数者に関する社会的関心は、ここ数年、急速に高まっており、今後、性的少数者に関する差別や偏見が顕在化してくるのではないかと考えている。具体的には、先日お会いしたゲイの方々は、子供のときにいじめられた経験があり、その後大人になって自殺未遂の経験があるとの話をされていた。性同一性障害の方では、戸籍上女性である方が男性用更衣室を利用させてもらえず、精神的苦痛を受けているという事件も起きている。また、ストーカーも人権侵害であると考えており、対策が重要であると認識している。

委員長

白土委員から、人権啓発事業の内容、研修テーマ、参加人数などについて資料要求があったが、委員会として要求することに異議はないか。

< 異議なし >

委員長

異議なしと認める。執行部においては、後ほど提出願う。

白土委員

- 1 施策54については、この施策自体に違和感を持つ。主な取組を見てもどう農山村の創造につながるのか分かりづらい。例えば、学校ファームについても、先ほど農山村の創造につながると答弁があったがそうは思えない。施策指標についても、農業集落排水の整備などに関するものであれば分かるが、森林ボランティア活動が指標になっている。施策の意図が分からないが、なぜ「活力ある農山村の創造」を特出しする必要があるのか。
- 2 ボランティアに登録しても実働がないことが、登録者数にも現れているのが現状であ

と思う。どのようにボランティアに活動してもらうかが課題と認識しているのであれば、施策56の施策指標を、「外国人の支援・案内を行うボランティアの登録者数」ではなく、実際にボランティア活動した人数とすべきではないか。また、7,000人という目標値は、ラグビーワールドカップやオリンピック・パラリンピックに対応するためにそれだけの人数の登録が必要だということなのか。

- 3 全国的にも性的少数者に関する人権侵犯事件は23件と少なく、また、ストーカー対策も重要だと答弁もあったが、施策内容から現行5か年計画にあるストーカーの記載を落とし、LGBTに対する人権問題を記載した理由は何か。

農林部長

- 1 国の農業の基本的な施策を定めている、食料・農業・農村基本法に基づいて、5か年計画でも食の安全安心、農業振興、農山村の振興の3つに分けて記載している。都市と農村の交流を進めることが農山村の創造につながると考えており、そのためには農業の理解が必要であり、小さい頃から農業の理解を深めるため学校ファームの活動を進めている。

国際課長

- 2 活動を増やすためには登録を増やすことが先だと考える。ボランティアの要請は平日が多いが、現状では登録者は土日に活動できるとして登録する方が多い。登録者が増えれば、要請にもこたえやすくなり、活動が増えることにつながる。施策の目標値である7,000人は、2020年に来県すると推計される外国人数100万人を基に積算している。外国人のうち半数の50万人には外国語の案内が必要で、外国人100人に1人の案内ボランティアがいればと推計で5,000人、その数に市町村等のボランティア数を加味して7,000人とした。登録者が多くなるほど外国人を案内できる人が増えると考えている。

計画調整課政策幹

- 3 ヘイトスピーチやLGBTなどの新しい概念を入れる中で、文章量を一定のボリュームに抑えるため取捨選択した結果落ちただけであり、当然ストーカーも含めて考えている。ストーカーは人権侵害という一面もあるが、むしろ非常に悪質な犯罪として対策を講じていかなければならない案件もあり、施策10「防犯対策の推進と捜査活動の強化」の主な取組「女性などを犯罪から守るための対策の推進」を新たに設けた。このバランスの中で対応していく。

安藤委員

施策56の施策指標「外国人の支援・案内を行うボランティアの登録者数」について、東京オリンピック・パラリンピックはせっかくの機会であり、子供たちが大人になったときに自分の子供にも語ってもらえるような、夢が持てるようにしていただきたい。そのため、外国人の支援・案内を行うボランティアには、未成年の方、中学・高校・大学の方にできるだけ登録してほしいと考えているがどう考えるか。また、目標値である7,000人のうち、若者はどのくらいを想定しているのか。

国際課長

是非、若者にボランティアに参加いただきたい。ボランティア育成講座の対象は16歳

以上であり、実際に受講している高校生もいる。ボランティア登録システムは年齢の下限を設けていないが、7,000人の中での年齢別の内訳は決めていない。

オリンピック・パラリンピック課

現在、大会ボランティア以外の会場周辺の都市ボランティアについては、埼玉県及び会場自治体が担うこととなっている。今、どのような場所で、どのような役割が、どのくらいの人数が必要であり、どのように育成していくのかといったことに関し、実施計画を作成しているところである。次代を担う子供たちがボランティアに参加することは大変意義深いことだと思っているので、今後、小学生などの若い人たちがどのようにボランティアを体験できるのか、その仕組みについても考えていきたい。

安藤委員

年齢別の目標値はないとのことだが、的がない矢は当たらないというので、目標をしっかり持って取り組んでほしい。（要望）

中川委員

- 1 施策55の施策指標「地域社会活動に参加している県民の割合」について、活動に参加している県民の割合を5年間で5ポイント上げるとしているが、県庁職員の地域社会活動への参加率はどれだけ上げると県民に説明するのか。
- 2 施策57の施策指標「人権啓発活動の参加者数」は、指標の設定が間違っているのではないか。市町村によっては、人権講座という名目でわざわざPTAの役員を何日間も動員して参加者数を増やそうとしている。この施策指標では、かえってこのようなことを奨励してしまい、子供と関わる時間を作れなくなるおそれがある。地域と関わる時間は限られており、講座を受ける時間を少なくしてどれだけ活動ができるかということに時間を割くべきである。このような実態を知っていて指標を設けたのか。本来は、人権の事業を地域で行う人権ボランティアを育成することが必要であり、人権に関わるNPOやボランティアを増やすことについての数値を施策指標にした方が良いのではないか。

共助社会づくり課長

- 1 県庁職員の地域社会活動への参加率は、総務部が平成27年度に実施したアンケート調査では約46%であった。平成28年度の調査結果は手元にはないが、若干落ちている。県庁職員全体の地域社会活動の実践については総務部が所管しているが、共助施策を進めている県民生活部としても率先して取り組んでいる。具体的には、これまで共助社会づくり課の職員が行ってきた「地域活動宣言」を部全体に拡大してスタートしたところである。ただ、県庁職員全体の地域活動への参加率をどこまで引き上げるかについては、現段階で具体的な目標値は持ち合わせていない。

人権推進課

- 2 全ての県民が人権意識を一人一人の問題として捉え、人権尊重の理念を理解していただくため、県では「人権尊重社会をめざす県民運動」に取り組んでいる。この県民運動における各種啓発事業には、研修、普及、広報、啓発イベントなどがあり、研修では地域で人権啓発活動のリーダーとなる人や、民生児童委員、人権擁護委員、企業の総務や人事担当者も対象としている。こういった人達を地域の人権啓発リーダーの核として育

成し、地域や家庭で、お互いの人権意識を高めていただくようお願いをしている。また、企業の人権担当者には、人権尊重意識の高い社会づくりや人権を大切にした企業づくりのため、職場における人権啓発をしていただくようお願いをしている。こういった取組により、より多くの人の人権意識を高められると考えている。

中川委員

- 1 県庁も一つ事業所である。県庁職員が地域社会活動をやらずに県民にだけ動けと言うのは失礼ではないか。県庁では現在これしかボランティアをやっていないが、今後はこれだけやるので県民の皆さんもお願いしたいという形を、総務部と連携して考えなくてよいのか。
- 2 企業の総務担当者にヘイトスピーチなどの研修をやっていないが、企業はそれほど暇ではない。人権事業は誰でもやれるものではないため、広く浅くではなく、対応できる人にやってもらうことが必要ではないか。

共助社会づくり課長

- 1 県庁職員が自ら取り組むという観点から、このほど職員有志による防犯パトロール隊を結成し、月2回の活動を開始したところである。今後も、県庁職員の地域社会活動の実践については、総務部と連携して取り組んでいきたい。

人権推進課

- 2 企業の総務・人事担当者には、ヘイトスピーチや外国人の人権などについて広く浅く知っていただく必要があると考えている。こうした方たちが中心となって、会社の中で人権意識を高めていくことが必要であり、県としては、こうした方にリーダーになっていただくという考えを持っている。

秋山委員

施策57の主な取組「同和問題解決のための教育・啓発活動の実施」について、国の同和对策特別事業の終結から14年が経過した。私は、社会問題としての部落問題・同和問題は基本的に解決された到達点にあると認識している。県が、5か年計画の中で主な取組としてわざわざこの項目を設けて、同和問題解決を掲げる真意はどこにあるのか。私は必要はないと考えるが、なぜこの項を入れたのか、認識と理由を伺う。

人権推進課長

同和問題については、差別的な発言や落書き、身元調査が行われるなど、いまだに課題として残っている。また、情報化社会の進展に伴い、インターネットの匿名性を利用して、掲示板などに差別的な書き込みや文章を載せる事例も後を絶たない。さきの国会においては、部落差別が現在もなお存在し、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じているとして、部落差別解消推進法が成立し、昨年12月から施行されている。また、国の白書においても、同和問題に関する結婚差別、差別発言、差別落書きなどの事案は依然として存在しているとされている。そのため、県としては、同和問題がいまだに解決しておらず、その解決に向けた取組が必要であると認識している。なお、同和問題については、重要な人権問題の一つとして捉えており、主な取組として挙げさせていただいた。

秋山委員

埼玉県における同和問題として、どのような差別事件が挙げられるか。また、部落差別解消推進法の審議の過程において、自民党の友誼団体の自由同和会が推薦した京都産業大学の灘本教授も、日本は差別をなくしてきているとの認識を示している。埼玉県で部落差別が横行しているとの認識は間違っているのではないか。インターネット上で、旧部落とされている地名総鑑が出ていても、それほど気にする必要はないとの有識者の意見もある。私は、基本的に同和問題は解消されていると認識している。一部の団体の主張が誇大に取り上げられ、県の認識に刷り込まれてしまっているのではないかと心配している。部落差別解消推進法が施行されていても、実態としては差別事件があるとは言えないのではないか。

人権推進課長

平成26年度にはインターネット上の書き込みが5件、平成27年度は差別発言1件、インターネット上の書き込みが1件、平成28年度は文書等が1件、同和地区調査1件などがあつた。こういった情報は、市町村や運動団体広報誌からの情報提供によるものだが、実際にはもっとあるのかもしれない。件数は少ないものの根深い問題と考えている。また、国の白書によると、インターネットの匿名性を悪用した差別的書き込み、身元調査と密接に関連した戸籍謄本や住民票等の不正取得、不動産業者が取引の際に行った土地調査、部落地名総鑑復刻版の発行など、差別事象の発生が見受けられる。同和問題は解決していないと考えている。

秋山委員

インターネット上の書き込みについて答弁があつたが、件数が少ない。また、インターネットにはうその情報も多いことは当たり前として広く認識されている。結婚差別などが頻発しているわけでもない。5か年計画からは外すべきと思うが、同和問題がなくなるのはいつになるのか。

人権推進課長

5か年計画について、同和問題が終わる時期については答えられない。

井上委員

施策57について、先日出席した埼玉障害フォーラムでは、障害者差別解消法は、民間の取組が不十分であり、県庁や市役所でも福祉部以外の部署には浸透が不十分であるという意見があつた。こうした声を踏まえ、全庁で課題を解決できるのか。また、県庁が手本となり、企業や県内市町村を引っ張っていけるのか。

障害者福祉推進課長

県庁においては、これまで、新規採用職員研修や所属長を対象とする説明会で、障害者差別解消法の趣旨や内容、職員が障害者と接する上での手引きである職員対応要領について説明している。所属長には職員への説明をお願いしている。これらを今後も継続し、職員に障害者差別解消法の趣旨が徹底するようしっかりと取り組んでいく。県では、これまで、事業者に対する説明会や業界団体などの協力を得て広報を行ってきた。市町村に対しても、説明会や個別訪問などにより、事業者や職員に対する普及啓発を積極的に進めるよう働き掛けてきた。また、市町村と共催で事業者説明会を実施しているところである。今

後も、事業者に対する普及啓発、市町村に対する働き掛けを積極的に進めていく。

高木委員

- 1 施策55の主な取組「生涯活躍のまち（日本版CCRC）整備支援など移住・定住促進の取組強化」について、私は、埼玉県は東京からの高齢者移住に力を入れなくてもいいのではないかと考えている。用語解説を見ると、生涯活躍のまちとは共同体のことであると記載されているが、整備の主体はどこか。また、県の整備支援や生涯活躍のま치의イメージはどのようなものか。
- 2 県外でなくても県内で都市部から田舎へ移るのも生涯活躍のまちとなるのか。
- 3 施策56の施策指標「外国人の支援・案内を行うボランティアの登録者数」について、せっかくの機会であり、多くの方に関わってもらい、登録者数を増やしてほしいと思うが、ボランティアであるため、どのくらいの時間と労力とお金をかけられるかということがある。オリンピック・パラリンピックには、交通費や時間等を使っても手伝いに行こうと思っていたら、養成の過程における研修などには地域性が配慮されているのか。また、ボランティアにはオリンピック・パラリンピックに限らず活躍していただきたいと考えていると思うが、各地域での需要はどのくらいあるのか。

地域政策課長

- 1 生涯活躍のまち整備の主体は、市町村が指定する生涯活躍のま치의運営推進法人である。具体的には民間企業、医療法人、社会福祉法人などである。生涯活躍のま치의イメージは、地域の元気な高齢者が、希望により地方や街中に移り住み、多世代の地域住民と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができるような仕組みである。県の整備支援は、必要に応じて国の専門家を招いて推進意向のある団体に説明会を実施したり、情報提供することなどを想定している。
- 2 県内や市町村の中でも都市部から田舎へ移るのも生涯活躍のまちである。

オリンピック・パラリンピック課長

- 3 オリンピック・パラリンピックに関する部分について答弁する。現在、ボランティアに関する実施計画を作成しており、おおむね平成30年の募集開始という目標を掲げて準備をしているところである。人数については、以前のオリンピックなども参考に検討中であるが、多目に見積もって、延べ約5,000人が必要になると考えている。また、案内や医療など、ボランティアの活動内容なども考えている。当然、外国から来られる方もいるので、通訳の確保などについても、実施計画を作成する中で考えている。

国際課長

- 3 今年度からボランティア育成研修を開始した。川越市、さいたま市、朝霞市、熊谷市の4会場で実施したところ、大変多くの方に申し込んでいただき、ニーズの高さを感じた。来年度以降も、ニーズに合わせた研修を実施していきたい。

高木委員

- 1 生涯活躍のま치의支援として県が行うのは情報提供であると理解したが、生涯活躍のま치의取組数について、県の目標はあるのか。
- 2 ボランティア育成研修を4会場で実施し、多くの方が申し込んだということは、7,000人という目標値の達成に向けて既にかなり登録者が増えている状況なのか。

地域政策課長

- 1 県内では4市町が地方創生総合戦略に位置付け、生涯活躍のまちを推進する意向である。また、推進を検討していくとしている市町村が39市町村ある。生涯活躍のまち形成事業計画は市町村が作るものであり、推進意向のある市町村を支援するものである。県で目標を決めて取り組むものではないと考えている。

国際課長

- 2 4会場合わせて定員500人のところ、2,571人の応募があった。抽選により参加者を決定し、479人が修了した。修了した方のボランティア登録については、現在調整しているところである。

田村委員

- 1 施策56には、ラグビーワールドカップが記載されていない。ラグビーワールドカップは重要な国際大会であり、特出しして記載するべきであると思うが、どう考えているのか。
- 2 ボランティア育成も大事だが、今は同時通訳アプリが発達しているため、アプリを使えるようにする体制づくりが重要である。IT活用は日本らしい取組であり、ボランティアを育成するよりも手軽である。施策として挙げられていないが、アプリの利便性を情報発信する方が大事ではないか。

国際課長

- 1 ラグビーワールドカップは文中の「など」で含んでいる。ボランティア育成講座を熊谷会場で開くなど、重要性は十分認識している。
 - 2 通訳アプリの充実は認識しているが、まだ誤訳が多いなど過渡期であるとする。ボランティア育成講座でも便利なアプリの使い方なども伝えていきたい。
-